



平成30年北海道胆振東部地震
災害対応及び
復旧・復興に関する報告書



平成30年北海道胆振東部地震
災害対応及び
復旧・復興に関する報告書

はじめに

平成30年（2018年）9月6日午前3時7分59.3秒に、北海道胆振地方中東部を震源として発生した「平成30年北海道胆振東部地震」は、北海道ではこれまでに経験のない甚大な被害をもたらした。

特に厚真町では震度7を記録。その激しい地震の揺れにより、大規模な土砂災害が発生し、多くの尊い命が失われるとともに、道路・橋梁や電気・上下水道等のライフラインの寸断及び多くの避難者の発生、初動期の災害対策活動や早期の復旧・復興は困難を極め、経済社会活動に大きな影響を及ぼした。

地震発生直後から、厚真町は災害対策本部を立ち上げ、状況の掌握に努めると同時に、警察・消防・自衛隊等の協力のもと、行方不明になった方々の捜索・救出活動を不眠不休で展開。また、避難所を設置するなど、住民の命を守るための活動を開始した。

その後も、厚真町は全国各地から心温まるご支援や励ましを頂きながら、国・北海道・自治体職員・ボランティア・NPO等の応援も受けて、復旧・復興に取り組んできたが、震災発生から5年が経過する令和5年（2023年）においても、復旧・復興への取り組みが今もなお続いている状況である。

本報告書は、想定を遥かに超える大規模な土砂災害の発生によって混迷を極めた町職員等の災害対応などを中心に、被害の状況と各種災害対策活動の実態を把握・整理し、発災後の状況や対策活動に関する貴重な記録を残すとともに、今後取り組むべき対策などを取りまとめたものである。

「平成30年北海道胆振東部地震」を教訓として、見えてきた災害対策活動における問題点・課題、あるいは良かった点を明確にすること、またそれにより、不備事項を是正、又は新たな対応策による改善及び教訓等を反映することで、今後も発生するであろう災害へ備えるとともに、事に臨んでは、対策本部活動が迅速・確実かつ、組織力を十分に発揮して応急対策活動等が行われるようにすることを最大の目的としている。

平成30年北海道胆振東部地震 災害対応及び復旧・復興に関する報告書

目次

はじめに	3
第1章	
北海道胆振東部地震災害の概要	7
1-1 地震の概要	8
1-1-1 被災前の厚真町の概要	8
1-2 北海道胆振東部地震の概要	12
1-2-1 地震の発生	12
1-2-2 震源	13
1-2-3 地震発生メカニズム	14
1-2-4 余震	16
1-2-5 斜面崩壊の概要	17
1-3 厚真町周辺の地質構造	18
1-3-1 斜面崩壊の原因となった地質	18
1-3-2 斜面崩壊のメカニズム	21
第2章	
北海道胆振東部地震による被害の概要	23
2-1 人的被害	24
2-1-1 道内における人的被害	24
2-1-2 厚真町における人的被害	26
2-1-3 道内における避難者数	27
2-2 住家・非住家の被害	28
2-2-1 道内における住家・非住家の被害	28
2-2-2 厚真町における住家・非住家の被害	30

2-3 インフラ・ライフラインへの被害	32
2-3-1 道内におけるインフラ・ライフラインの被害概要	32
2-3-2 道内における道路被害	34
2-3-3 厚真町における道路被害	38
2-3-4 停電の発生	40
2-3-5 断水の発生	41
2-3-6 通信・放送関係施設の被害	43
2-3-7 文化財(建造物)被害	44
2-4 北海道胆振東部地震における被害額	48
2-4-1 道及び市町村分の被害額	48
2-4-2 厚真町における被害額	53
2-5 河川被害	56
2-5-1 国・道管理河川における被害	56
2-5-2 厚真川水系の被害	57
2-5-3 厚真ダムと厚幌ダムの被害	60

第3章

厚真町における災害対応 63

3-1 災害対応検証	64
3-1-1 厚真町における災害対応検証の概要	64
3-1-2 自然災害リスクと被害想定	66
3-1-3 厚真町の防災組織	71
3-1-4 厚真町における避難所・緊急避難所の指定	74
3-2 厚真町の応急対策活動	81
3-2-1 組織体制の概要	81
3-2-2 非常配備体制	82
3-2-3 避難勧告等	84
3-2-4 救助救出活動	85
3-2-5 避難所の設置	91

第4章

支援の概要

93

4-1 被災地に寄せられた多くの支援	94
4-1-1 人的支援	94
4-1-2 支援物資	97
4-1-3 自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援	99
4-1-4 医療救護活動	101
4-1-5 ボランティア	103
4-1-6 義援金	105
4-2 避難生活支援	109
4-2-1 関係各所による避難生活支援	109
4-2-2 応急仮設住宅	111

第5章

復旧・復興計画と災害復旧費

115

5-1 厚真町復旧・復興計画の策定	116
5-1-1 「厚真町復旧・復興計画(第1期)」の概要	116
5-1-2 「厚真町復旧・復興計画(第2期)」の概要	126
5-1-3 「厚真町復旧・復興計画(第3期)」の概要	163
5-2 災害復旧費	187
5-2-1 道全体における災害復旧費	187
5-2-2 厚真町における国・道事業分	195
5-2-3 自治体としての厚真町における復旧費	196
 発災以降の関連行事等	 198

第1章

北海道胆振東部地震災害の概要

1-1 地震の概要

1-1-1 被災前の厚真町の概要

「平成30年北海道胆振東部地震災害対応及び復旧・復興に関する報告書」をまとめるに当たり、その前提として、被災前の厚真町の概要を整理しておく。

(1) 位置

厚真町は、北海道の南西部の東経141度53分、北緯42度43分に位置し、西側に安平町・苫小牧市、東側にむかわ町、北側に由仁町及び夕張市と隣接した南北約33km、東西約17kmと細長い総面積約405km²の太平洋に面した農村地帯である。

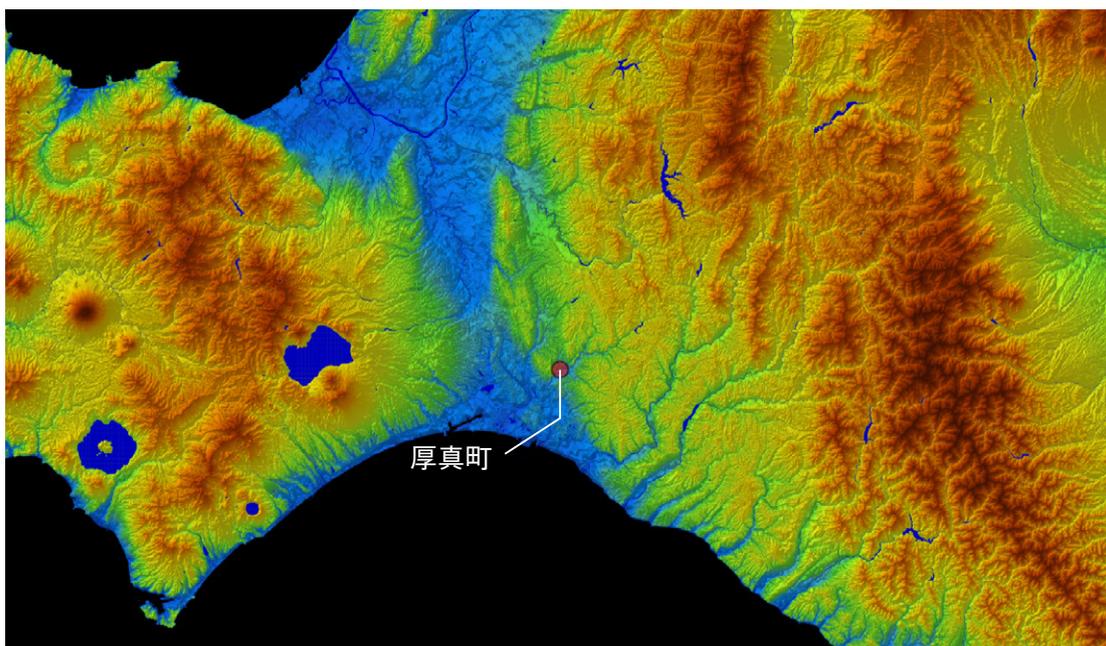
- ・札幌から約65km（車で約90分）
- ・新千歳空港から約27km（車で約35分）

(2) 地形

全般的に低平で北部は標高170～400mの山地・丘陵となっており、夕張岳南麓から発し、北から南へ町の中央を抜け、支流を集めて二級河川の厚真川が太平洋に注いでいる。



■ 厚真町周辺地形図



地図出典：国土地理院地図

(3)気 候

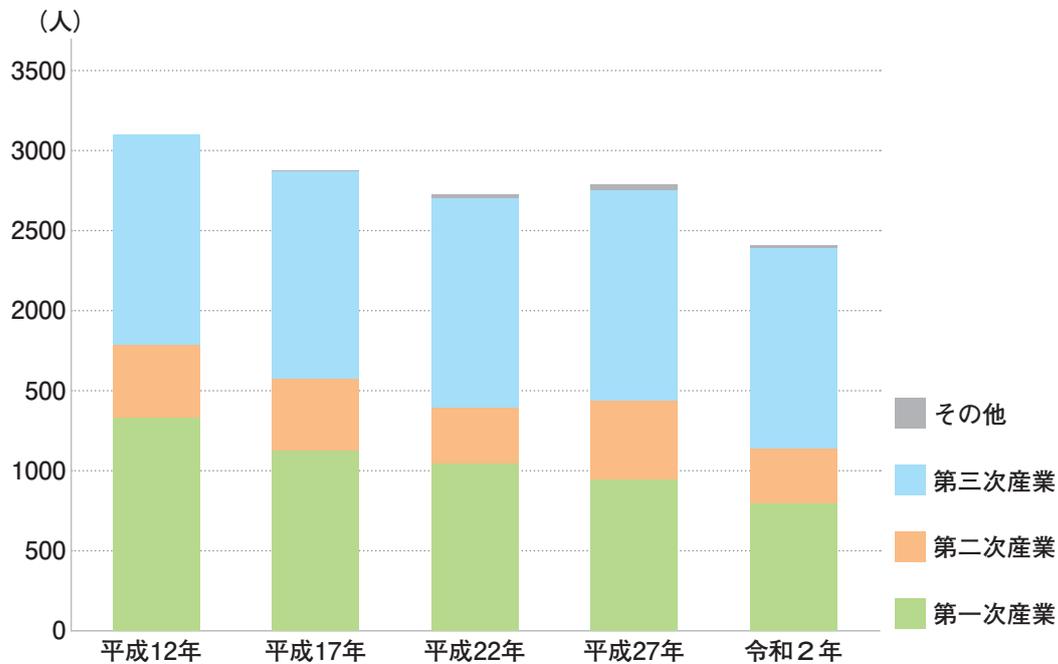
北海道の中でも夏は比較的涼しく、冬は積雪が少なく、1年を通じて過ごしやすい気候となっている。

- ・過去10年の年間平均気温：7.2℃（最高：31.1℃、最低：-22.9℃）
- ・過去10年の年間平均降水量：1043mm（日最大：65mm、1時間最大：23mm）

(4)産 業

豊かな自然環境の中での「生活と生産が調和する田園都市」を目指して、農業を中心に林業・水産業・商工業が営まれているが、平成27年（2015年）時点での産業別人口は、第一次産業が945人、第二次産業が489人、第三次産業が1,318人、その他が35人の計2,787人だったのに対し、令和2年（2020年）の国勢調査では、第一次産業が797人、第二次産業が337人、第三次産業が1,258人、その他が13人の計2,405人となった。

■厚真町の産業別人口の推移



出典：国勢調査

●厚真町の農業

厚真町の農業は、水稲栽培を中心に営まれている。明治の開拓期から厚真川水系を利用して作られてきた水稲は品質が良く、「厚真米」として消費者から評価されている。また、小麦や大豆などの畑作物も導入されており、特に大豆は極小粒品種が主体で、納豆用として納豆実需者に好評である。さらに、特産のハスカップや、ホウレンソウ、ブロッコリー、カーネーションなどの収益性が高く商品価値のある農産物や花卉栽培に加え、肉牛・酪農・養豚・養鶏なども行われている。

●厚真町の林業・水産業

厚真町の北部・中南部には広大な森林地帯が広がり、地球温暖化の防止や自然環境の保全など、森林の多目的機能の確保に向けた取り組みを推進しており、この森林では、植林と除間伐・林道整備・治山事業などが進められているほか、シイタケ栽培や木炭生産も盛んに行われている。また、町南部の海岸部では、ホッキ漁を中心に、ホタテ増殖漁場の確保やシシヤモ・マツカワガレイの種苗放流など、資源管理型の漁業を推進している。

■総農家数

2015年	2020年
402戸	340戸

出典：農林業センサス

■漁業経営体数

2013年	2018年
11	8

出典：農林業センサス

■家畜等飼養経営体数

	2015年	2020年
乳用牛	11	5
肉用牛	32	29
豚	2	2
採卵鶏	2	2
ブロイラー	1	1

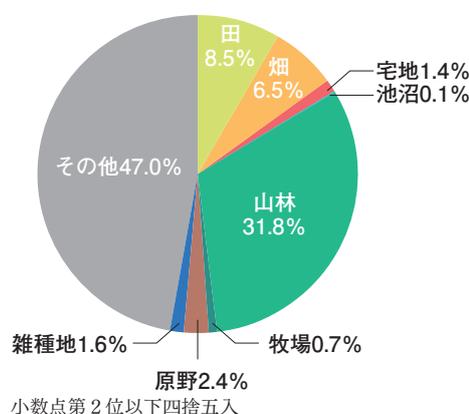
出典：農林業センサス

■地目別面積

〈震災前〉2016年1月1日現在

区分	面積 (km ²)	区分	面積 (km ²)
田	34.28	牧 場	2.96
畑	26.39	原 野	9.59
宅 地	5.66	雑種地	6.56
池 沼	0.35	その他 (保安林等)	190.24
山 林	128.58		

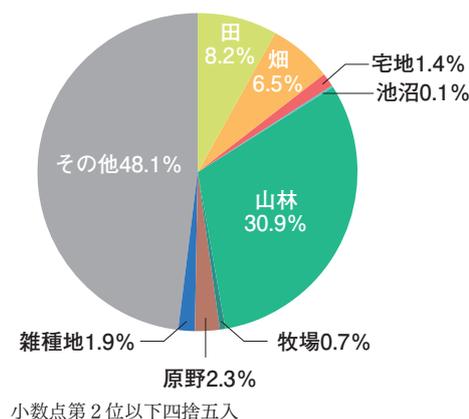
出典：平成28年度固定資産の価格等の概要調書



〈震災後〉2023年1月1日現在

区分	面積 (km ²)	区分	面積 (km ²)
田	33.27	牧 場	2.99
畑	26.07	原 野	9.44
宅 地	5.49	雑種地	7.65
池 沼	0.35	その他 (保安林等)	194.72
山 林	124.63		

出典：令和5年度固定資産の価格等の概要調書



●厚真町の商工業

厚真町の商店街は、近年、土地区画整理事業にあわせて公営住宅の建設や宅地分譲・公園整備・町並み整備などが行われ「快適で魅力のある新しい街」に生まれ変わっている。商店街でも、美化活動やイベントなどを開催し、町民に愛されるような地域づくりや地場産物のPRに努め、地産地消に向けた経営努力を続けている。

(5)人口

厚真町の総人口は、北海道胆振東部地震による震災発生後、町外への人口流出により、厚真町災害対策本部廃止時点（平成30年/2018年12月末）までに75人（1.6%）が減少。以降も出生数の減少なども加わり、逐次減少傾向が続き、令和2年（2020年）2月末時点では190人（4.1%減）に、令和5年（2023年）3月末時点では316人（6.8%減）となっている。

	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	平成30年8月末との比較
平成30年8月末	4,671	2,319	2,352	2,181	
平成30年9月末	4,624	2,298	2,326	2,166	- 47人 (1.0%減)
平成30年10月末	4,610	2,297	2,313	2,156	- 61人 (1.3%減)
平成30年11月末	4,599	2,286	2,313	2,151	- 72人 (1.5%減)
平成30年12月末	4,596	2,286	2,310	2,149	- 75人 (1.6%減)
令和2年2月末	4,481	2,237	2,244	2,110	- 190人 (4.1%減)
令和3年3月末	4,420	2,214	2,206	2,112	- 251人 (5.4%減)
令和4年3月末	4,384	2,201	2,183	2,121	- 287人 (6.1%減)
令和5年3月末	4,355	2,195	2,160	2,125	- 316人 (6.8%減)

出典：平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書ほか

1-2 北海道胆振東部地震の概要

1-2-1 地震の発生

平成30年（2018年）9月6日午前3時7分59.3秒、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、厚真町で震度7、安平町・むかわ町で震度6強を観測したほか、道内ほぼ全域で震度6弱～1を観測した。

最大震度7の観測は、道内では史上初めてであり、全国でも昭和24年（1949年）に震度階級を創設して以来6事例目であった。

この地震により、胆振地方東部を中心に顕著な被害が発生したことから、気象庁は、その名称を「平成30年北海道胆振東部地震」と定めた。

■昭和24年（1949年）以降、最大震度7を観測した地震

発生日月	地震名	M	震度7を観測した観測点・地域
1995年1月17日	平成7年兵庫県南部地震 ^(※)	7.3	神戸市等阪神淡路地域（兵庫県）
2004年10月23日	平成16年新潟県中越地震	6.8	長岡市東川口（新潟県）
2011年3月11日	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	栗原市築館（宮城県）
2016年4月14日	平成28年熊本地震	6.5	益城町宮園（熊本県）
2016年4月16日	平成28年熊本地震	7.3	益城町宮園、西原村小森（熊本県）
2018年9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	厚真町鹿沼（北海道）

※：「平成7年 兵庫県南部地震」の震度7は現地調査による。

出典：気象庁「災害時地震報告 平成30年北海道胆振東部地震（平成31年2月28日）」



幌里地区上空より東方の山地を望む。地震により生じた無数の崩壊斜面は、この地区の山地を広く覆う火山噴出物特有の赤橙色と灰褐色を呈している。

写真提供：アジア航測(株)・朝日航洋(株)

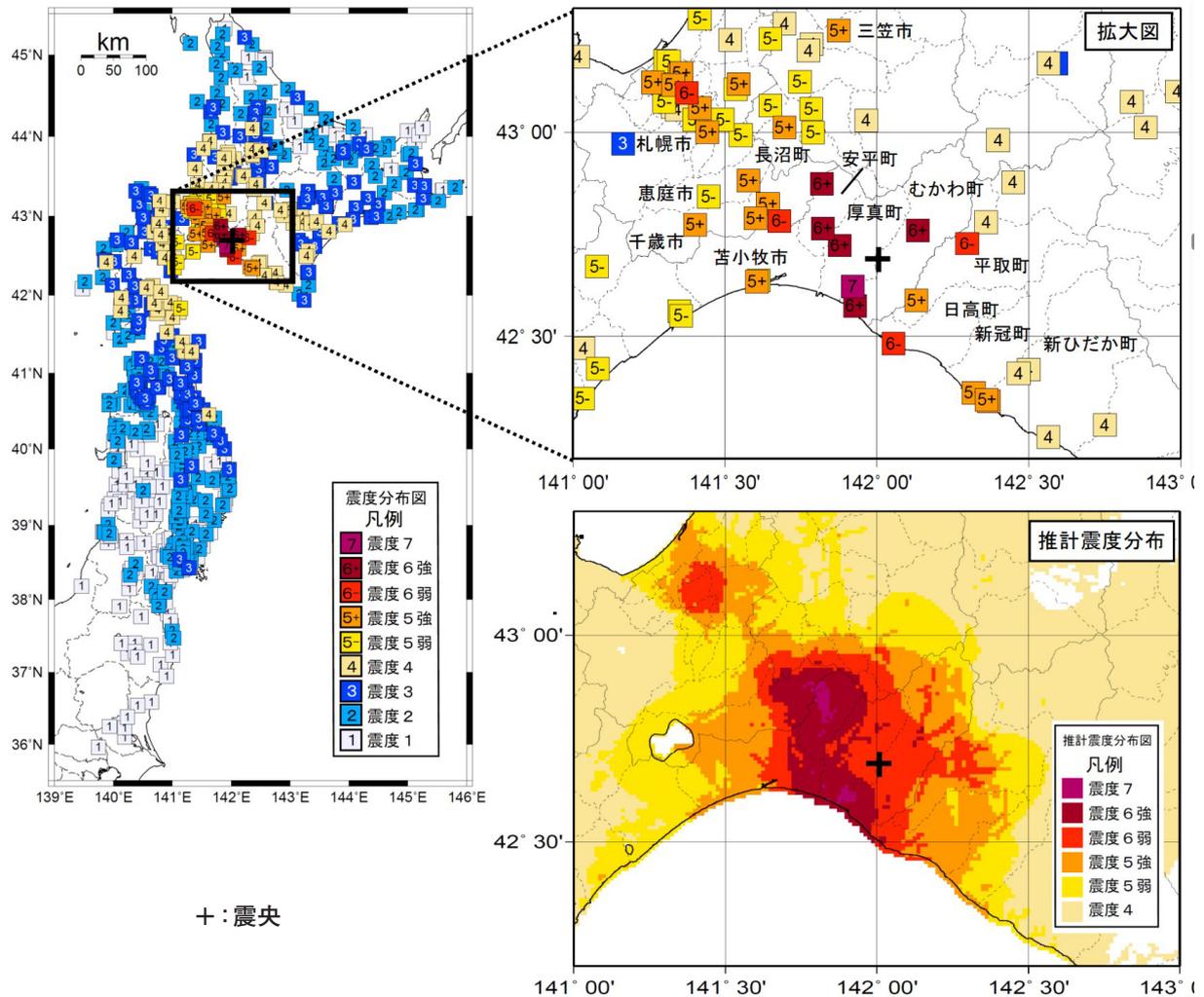
1-2-2 震 源

震央地名：北海道胆振地方中東部

震源の緯度：北緯42° 69.0'

震源の経度：東経142° 00.7'

震源の深さ：37km（気象庁発表による暫定値）



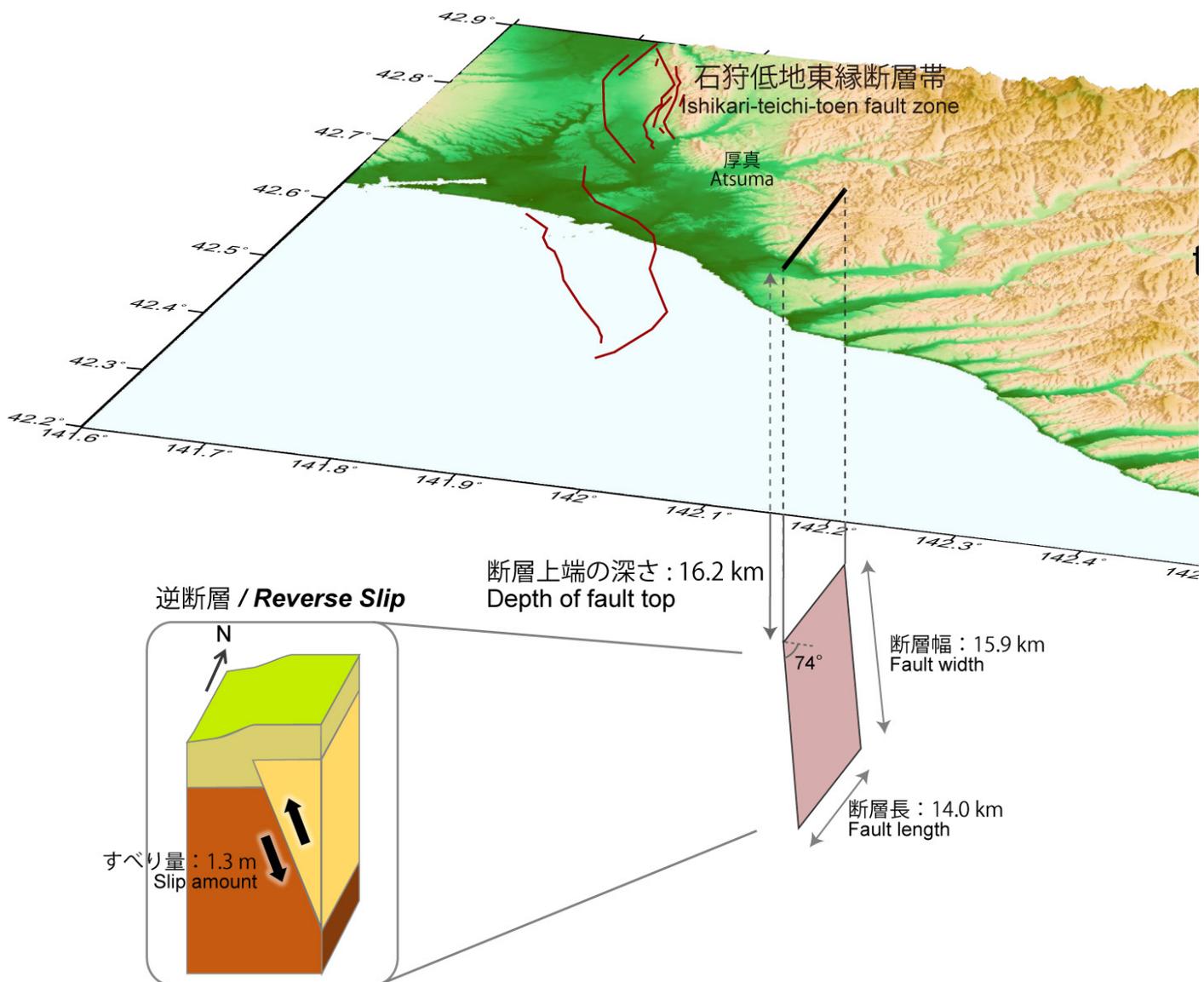
出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「平成30年北海道胆振東部地震の評価 平成30年10月12日」

1-2-3 地震発生メカニズム

北海道胆振東部地震は、陸のプレート内で発生した東北東－西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型で、北海道を構成する2つの島弧が衝突する場所（日高衝突帯）の西縁が震源域だった。

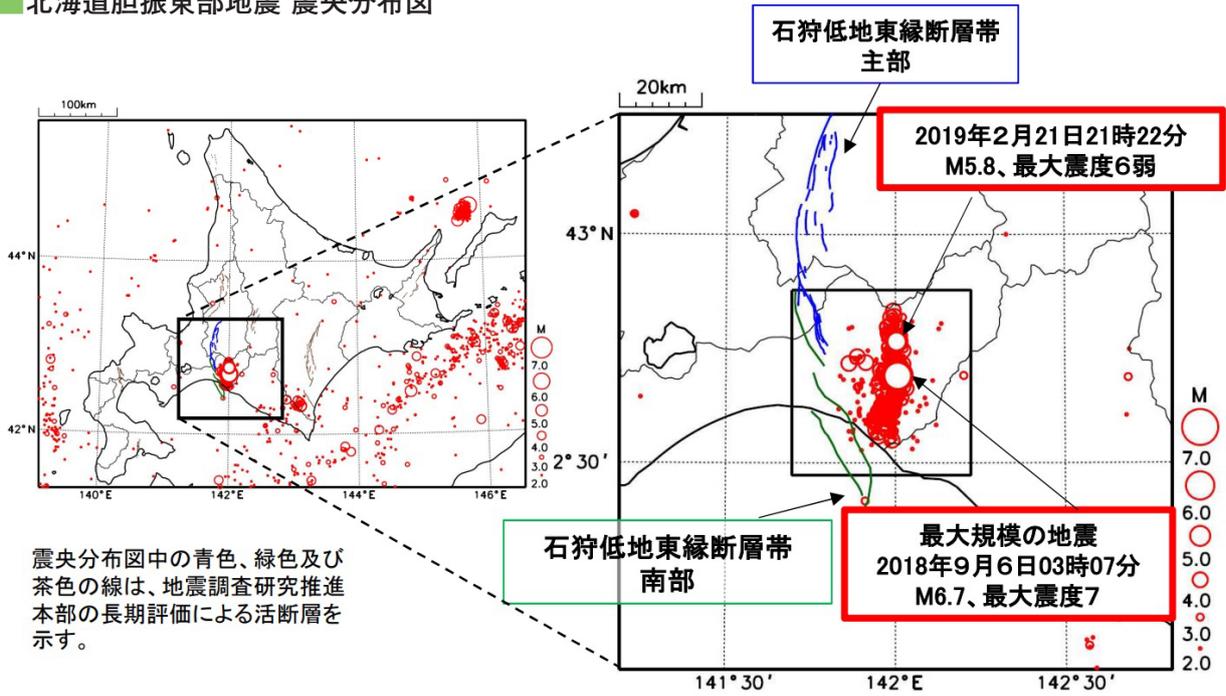
ここには、活断層である石狩低地東縁断層が存在しており、昭和57年（1982年）に発生した浦河沖地震に代表される深い地殻内地震の震源域が知られていたが、北海道胆振東部地震の震源である断層は、石狩低地東縁断層上端の深さ約16.2kmの高角な逆断層（傾斜角74°）で、すべり量は約1.3mだったと推定されている。

北海道胆振東部地震の概念図

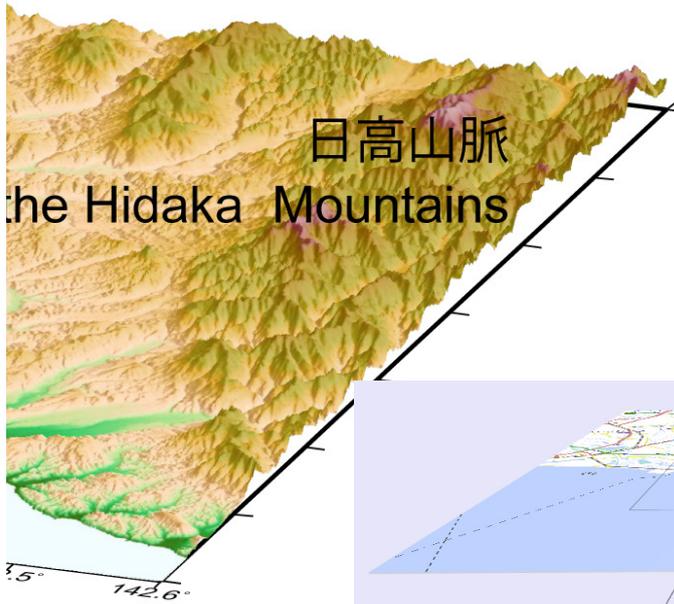


出典：地震調査研究推進本部

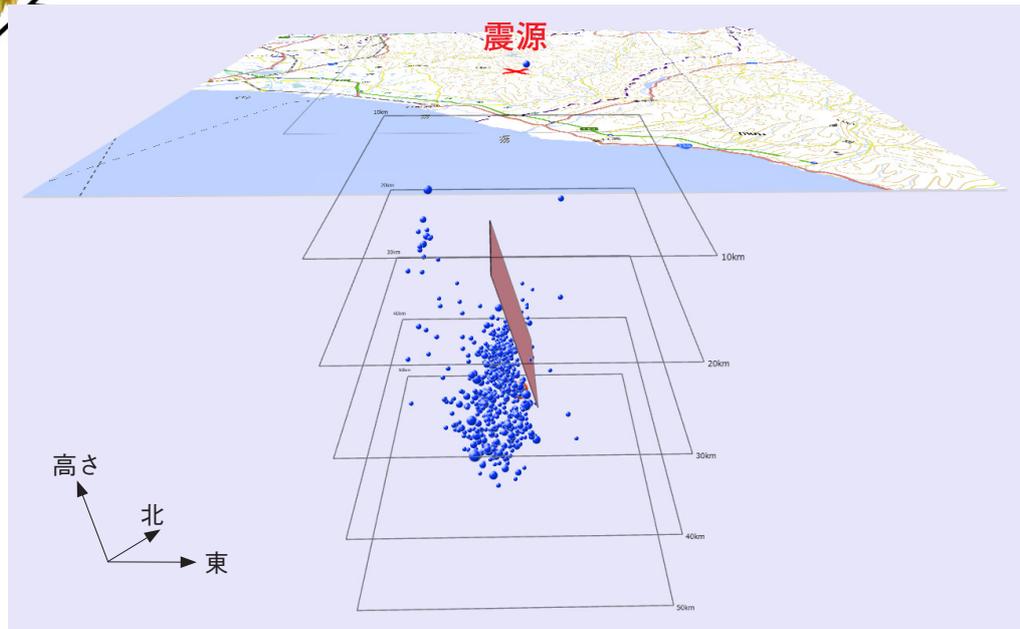
■北海道胆振東部地震 震央分布図



出典：気象庁「災害時地震報告 平成30年北海道胆振東部地震（平成31年2月28日）」



■震源断層モデル



▶ 推定された震源断層面（茶色矩形）と震源（青丸）との位置関係を3次元で見ると、震源断層が非常に高角であった様子がよく分かる。

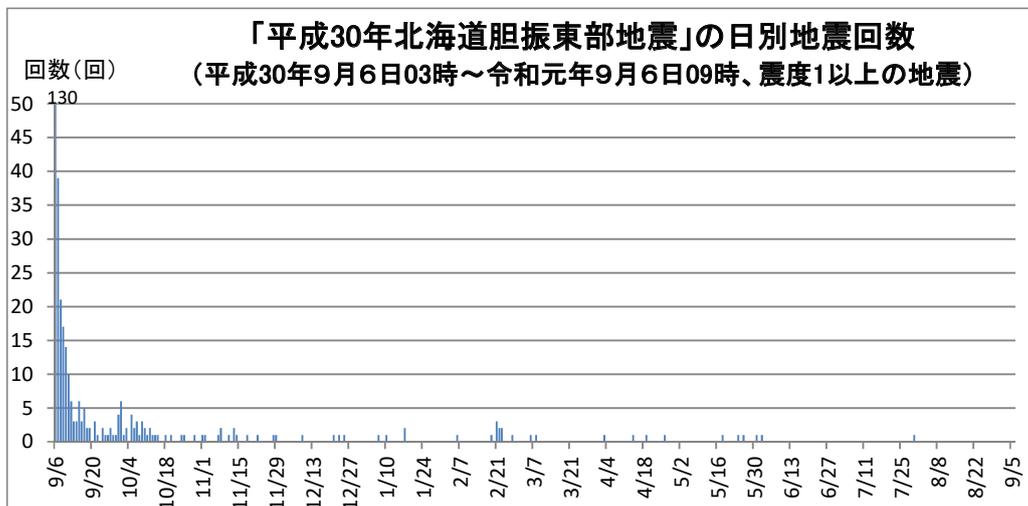
出典：国土地理院「平成30年北海道胆振東部地震の震源断層モデル」

1-2-4 余 震

平成30年（2018年）9月6日午前3時7分59.3秒の地震発生後、震源周辺では地震活動が活発になり、最大震度1以上を観測する地震が令和元年（2019年）7月31日までに、355回の発生が記録された。平成31年（2019年）2月21日午後9時22分には、震災以降最大の震度6弱を観測する地震が発生した。

■北海道胆振東部地震における最大震度1以上の地震の回数

年	月	最大震度別回数									震度1以上の地震の回数
		1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	
2018	9/6～9/30	151	75	33	16	1	0	0	0	1	277
	10/1～10/31	22	6	2	4	1	0	0	0	0	35
	11/1～11/30	8	4	0	1	0	0	0	0	0	13
	12/1～12/31	1	1	2	0	0	0	0	0	0	4
2019	1/1～1/31	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	2/1～2/28	6	2	1	0	0	0	1	0	0	10
	3/1～3/31	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	4/1～4/30	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4
	5/1～5/31	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	6/1～6/30	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	7/1～7/31	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	総計	198	92	40	21	2	0	1	0	1	355



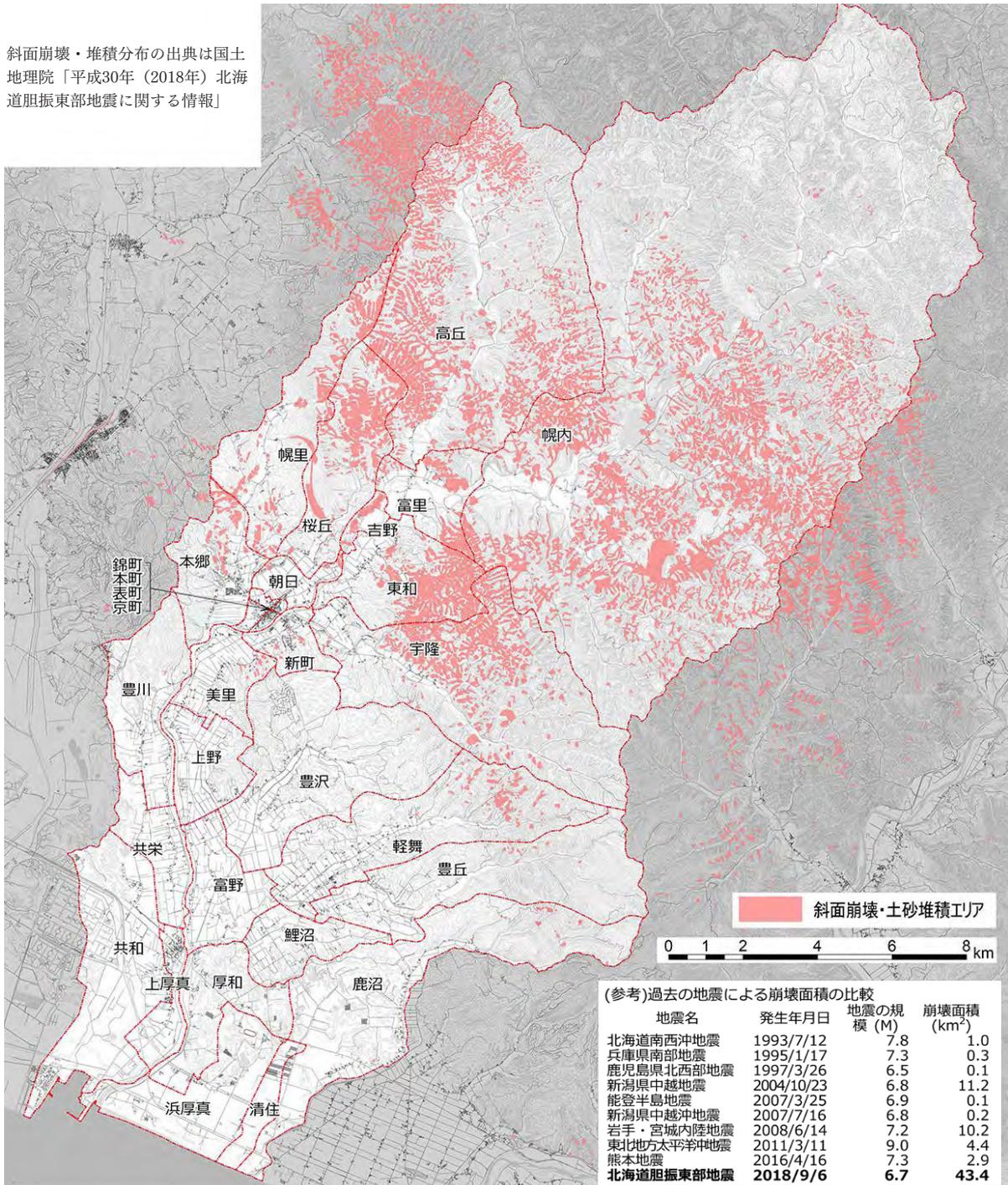
出典：気象庁『「平成30年北海道胆振東部地震」の最大震度別地震回数表』令和元年9月6日9時現在

1-2-5 斜面崩壊の概要

北海道胆振東部地震の発生に伴い、厚真町をはじめ、安平町からむかわ町にかけての広い範囲にわたり、斜面崩壊（土砂崩れ）が発生した。国土交通省によると、この斜面崩壊面積は推定13.4km²で、土量は3000万m³で札幌ドーム約440個分に相当する規模だった。この規模は、明治24年（1891年）の濃尾地震や、平成16年（2004年）の新潟県中越地震を超えており、記録の残っている明治以降の詳細な記録の中では、最も広範囲に及んだ土砂災害となった。

平成30年北海道胆振東部地震に伴う斜面崩壊・堆積分布図

斜面崩壊・堆積分布の出典は国土地理院「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する情報」



出典：「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）

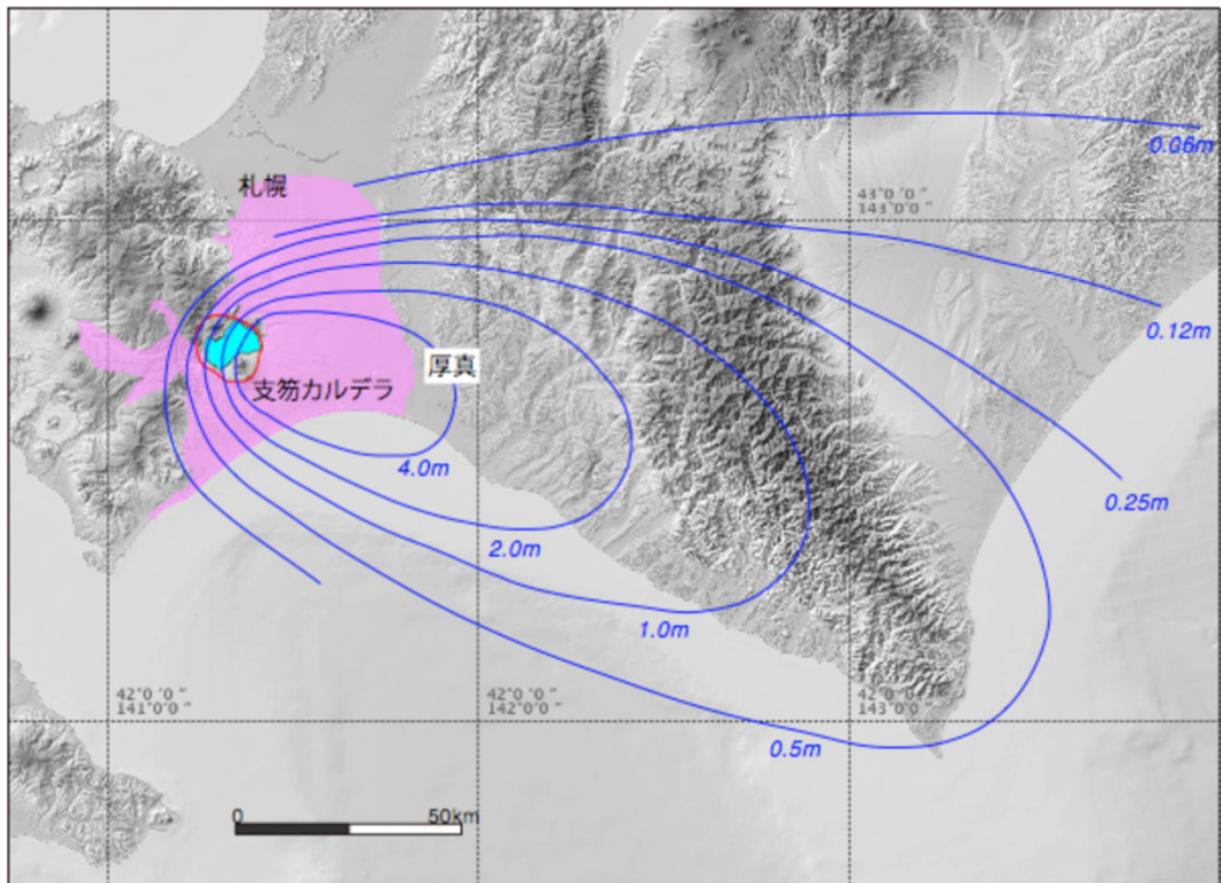
1-3 厚真町周辺の地質構造

1-3-1 斜面崩壊の原因となった地質

北海道胆振東部地震で類を見ない大規模な斜面崩壊が起きた大きな理由は、この地域特有の地質構造にあった。

厚真町周辺の地下深くには1200～500万年前の海成層（海底に堆積してできた地層）が存在しているが、その上には「支笏第1降下火砕堆積物」によって形成された層が存在している。この地層は、約4万年前に支笏カルデラ（現在の支笏湖）を形成する巨大噴火（プリニー式噴火）が起きた際に、火砕流に先だって噴出した直径2 cm以下の軽石や細かな火山灰から成り立っている。

■ 支笏第1降下火砕堆積物の等層厚



■は支笏湖 ■は支笏火砕流堆積物

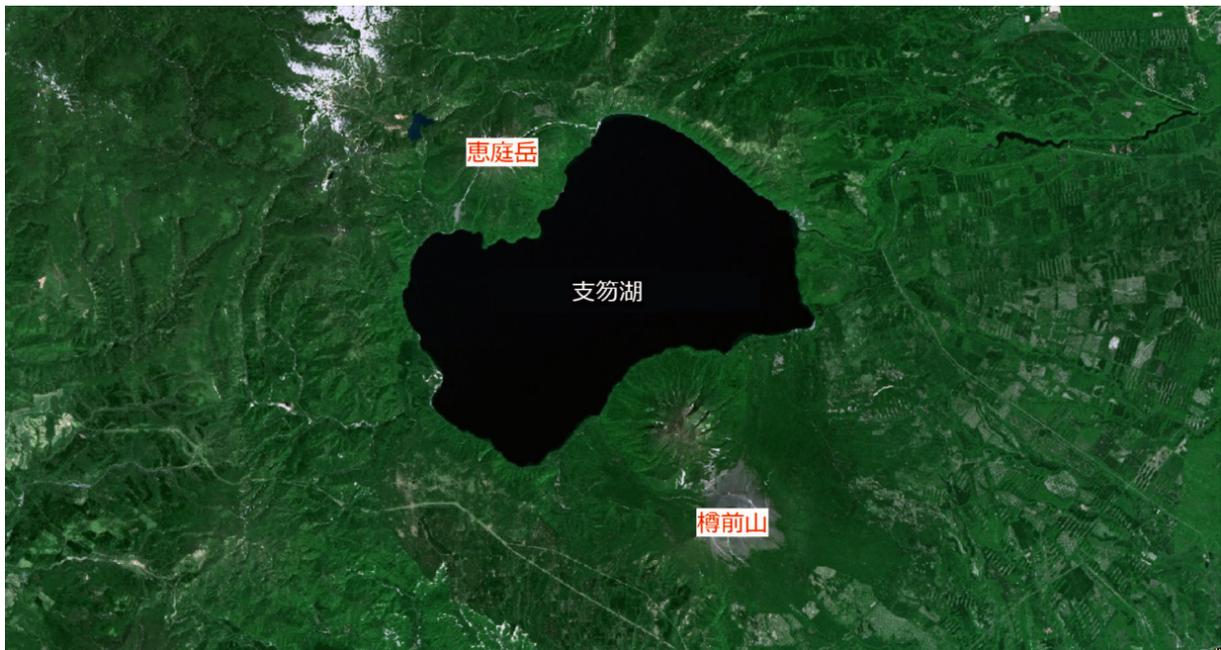
出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センター「北海道厚真町における支笏降下火砕堆積物の特性」

恵庭岳降下軽石層と樽前山降下火砕堆積物

前述したこの支笏第1降下火砕堆積物の上には、約2万年前に始まった恵庭岳の噴火活動により形成された降下軽石層がある。恵庭岳は支笏カルデラのカルデラ壁北西部に溶岩流が噴出することで形成されたが、特に約1万5000年前に起きたプリニー式噴火の際には、軽石（恵庭a軽石層）が25km離れた千歳周辺に2m以上の層を形成、日高山脈を越えて150km離れた帯広周辺でも10cmほどの層をなしている。

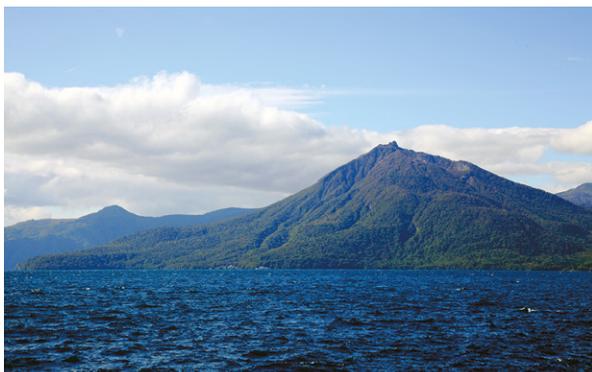
さらに約9000年前に、支笏カルデラのカルデラ壁の南東部で樽前山が噴火活動を開始した。この樽前山の活動期は第1活動期（およそ9000年前）、第2活動期（およそ2500～2000年前）、第3活動期（1667年～現在）の3つに区分されている。

そのうち第1活動期に噴出した軽石や火山灰は樽前d降下火砕堆積物「Ta-d」と呼ばれている。このTa-dは、灰色スコリア火山礫（比重1.6～1.8）からなる上位の岩相ユニット「d1」と、発泡のよい赤橙色軽石（比重0.4～0.6）を主体とする下位の岩相ユニット「d2」からなっているが、さらにその上には、第2活動期に噴出した降下火砕堆積物「Ta-c」と第3活動期の降下火砕堆積物である「Ta-a」や「Ta-b」が降り積もっている。



出典：地理院地図を改変

■ 恵庭岳

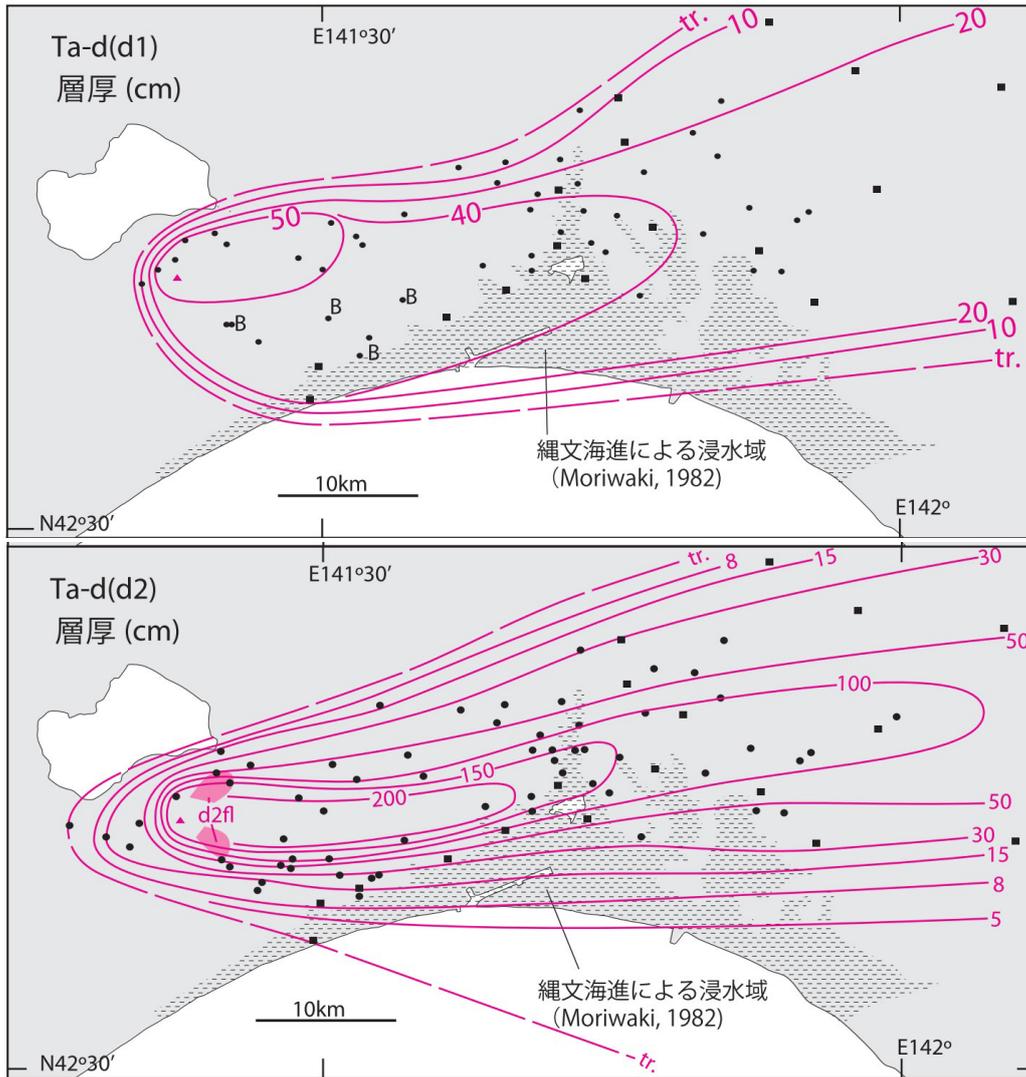


出典：photolibrary

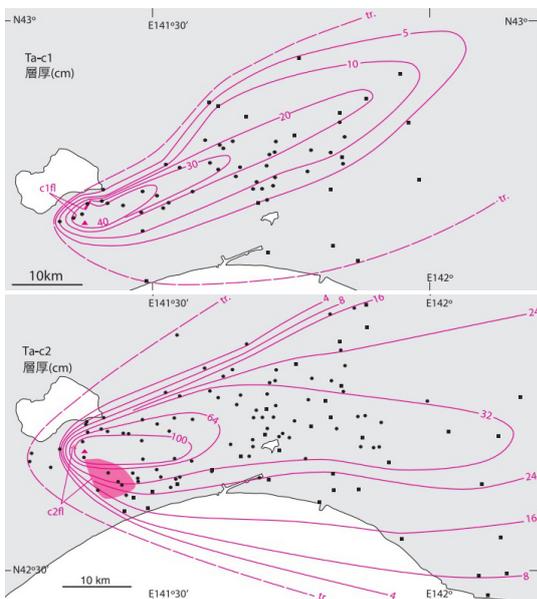
■ 樽前山



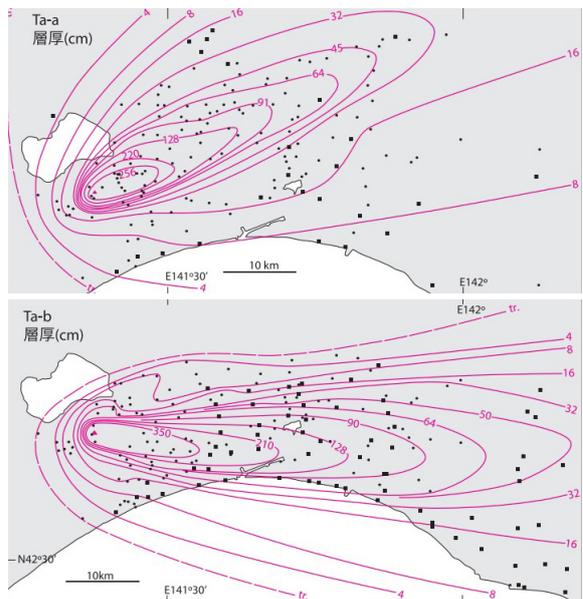
■樽前d 降下火砕堆積物 (Ta-d) の分布域



■樽前d 降下火砕堆積物 (Ta-c) の分布域



■樽前d 降下火砕堆積物 (Ta-a・Ta-b) の分布域



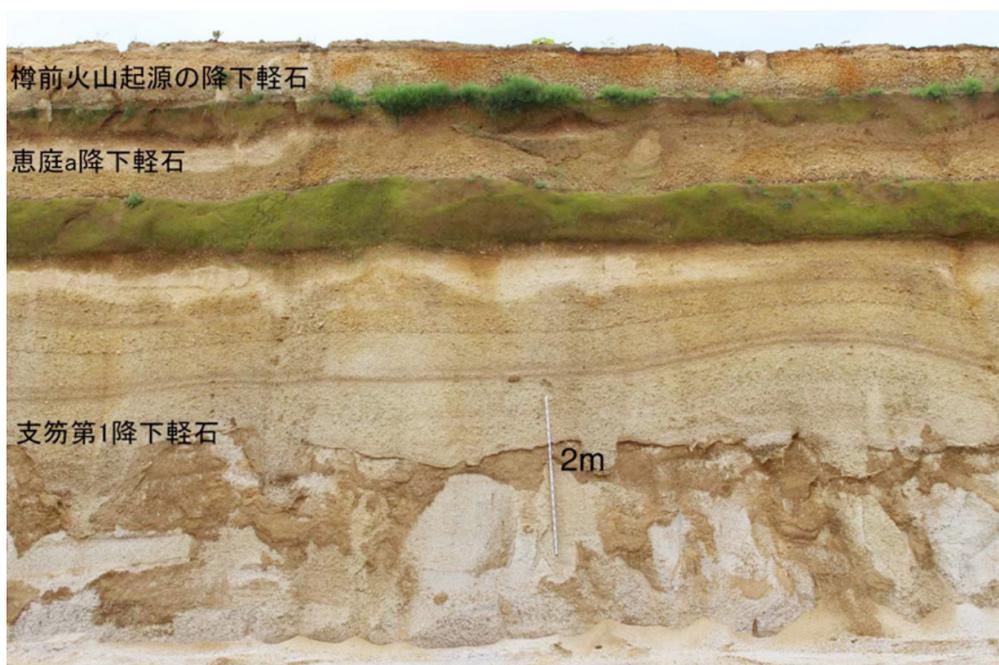
出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センター「樽前火山地質図」平成22年2月26日

極めて不安定だった厚真町周辺の地層

こうした支笏第1降下火砕堆積物以降の恵庭岳や樽前山の噴火に伴う降下軽石や火山灰層も、東方向（つまり厚真町方向）に大量に降り積もっており、それらを合わせた地層の厚さは、厚真町吉野付近の丘陵地では、下の写真で分かるように5 m以上に達している。

そして、これらの層は軽石や火山灰からなる地層は透水性が高いだけでなく、長い年月をかけて化学的風化を起し、粘土化していた。そのため、「すべり面」が形成され、極めて斜面崩壊が起こりやすくなっていた。

つまり、厚真町周辺の地層は、軽石や火山灰からなる軽い地層の上を、すべりやすくなった重い土壌が覆うという不安定な状態となっていたのである。



厚真町役場の西で認められる支笏カルデラ、恵庭岳及び樽前山から飛来した降下軽石層
(2015年撮影)

出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センター

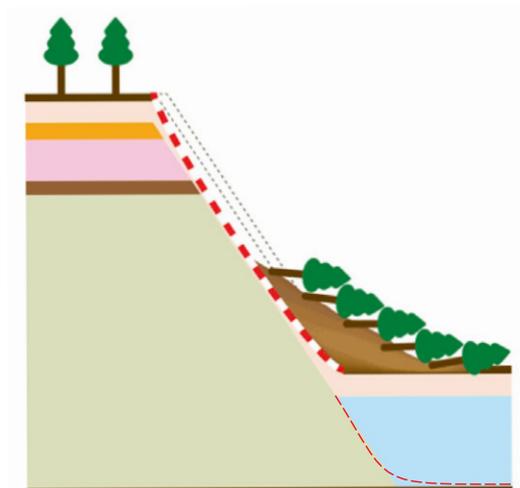
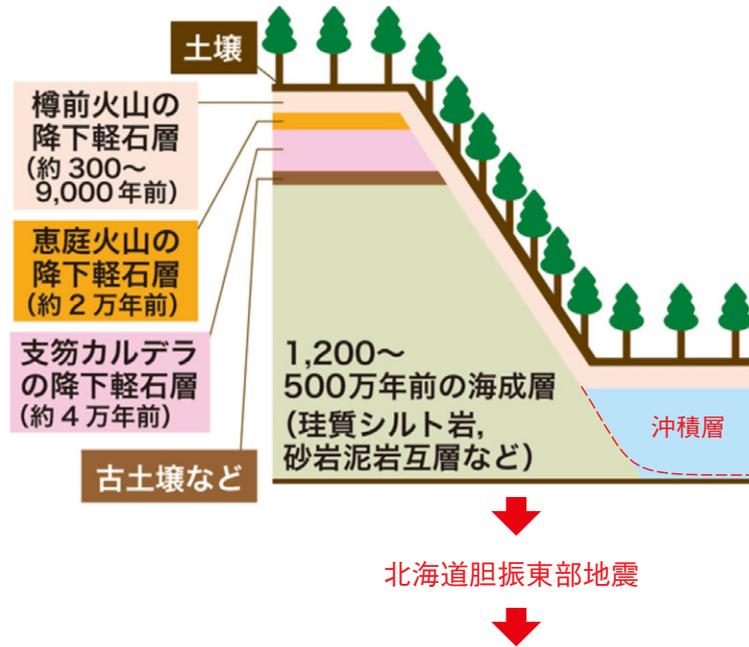
1-3-2 斜面崩壊のメカニズム

厚真町では、平成30年（2018年）の6月から8月にかけて、平年の約1.6倍の降雨量があった。そこに台風第21号がやってきた。この台風による厚真町での降雨量は、9月4日6時～5日9時まで12.5mmとそれほどではなかった。

しかし、台風第21号は、5日2時17分には最大瞬間風速34.3mを記録するほどの強風をもたらした。これは気象庁の観測史上1位となる強風だった。そのため、水を含んで緩んでいた土壌はさらに不安定なものとなった。そこに最大震度7の巨大地震が発生したのである。

こうした要因が複合して、一気に表層が崩壊し、傾斜角30°以下の緩斜面でも、震動による崩壊が起きたと考えられている（次ページ図参照）。

■北海道胆振東部地震による斜面崩壊のメカニズム



出典：産業技術総合研究所「厚真町吉野付近の模式的な付近の地質断面図」を一部加工



厚真町吉野地区全景

厚真川右岸に沿って3 km以上にわたって伸びる、高さ80～130mの斜面の各所で斜面崩壊が発生。延長約800mにわたって斜面が崩壊し、斜面下の道道に沿った集落を覆った。
写真提供：アジア航測(株)・朝日航洋(株)



厚真町幌内地区 日高幌内川上流

日高幌内川右岸の支溪と尾根の大規模な変状全景。この地区では基盤の岩盤が露出しているのが確認された。画面手前の日高幌内川沿いの谷は、完全に埋積されている。
写真提供：アジア航測(株)・朝日航洋(株)

第2章

北海道胆振東部地震による 被害の概要

2-1 人的被害

2-1-1 道内における人的被害

平成30年（2018年）9月6日午前3時7分59.3秒の北海道胆振東部地震発生後、地震に伴う土砂災害や多数の家屋倒壊等の被害状況が判明し始めたのは、夜が明けてからのことだった。

北海道総務部危機対策局危機対策課は、同日7時現在の情報として発表した「胆振地方中東部の地震による被害状況等（第1報）」で、人的被害について、「心肺停止：1人（苫小牧市：1人）、負傷程度不明10人（恵庭市：2人、千歳市：1人、厚真町：7人）」と発表した。

だがその後、時間の経過とともにさらなる被害が次々と報告され、その数は急激に増加していった。

令和3年（2021年）8月1日に発表された「平成30年胆振東部地震による被害状況等（第123報）」によると、道内における人的被害は死亡44人、重傷51人、中等傷8人、軽傷726人の計829人。死亡のうち41人は警察が検視により確認した人数、3人は市町村において災害弔慰金等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められた人数（災害関連死）だった。

そのうち、厚真町における人的被害は死亡37人。うち36人は警察が検視により確認した人数であり、1人は市町村において災害弔慰金等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められた人数（災害関連死）、重傷0人、中等傷0人、軽傷61人となった。

胆振地方中東部の地震による被害状況等（第1報）

胆振地方中東部の地震による被害状況等（第1報）	
H30.9.6 7時現在 北海道総務部危機対策局危機対策課 連絡先：防災グループ（ダイヤル） 011-204-5008	
※これは速報値であり、数値等は今後変わることがあります。	
1 地震の概況	発生日時：平成30年9月6日 3時8分頃 震源地：胆振地方中東部（北緯42.7度 東経142.0度） 震源の深さ：40km 地震の規模：マグニチュード6.7 各地の震度：震度6強 胆振（中東部） 震度6弱 石狩（南部） 震度5弱 石狩（北部）、渡島（東部）、胆振（西部） 震度4 渡島（北部）、檜山、後志（北部・東部）、空知（北部・中部）、上川（北部・中部・南部）、留萌（南部）、日高（西部・東部）、十勝（北部・中部・南部）、釧路（中南部）
2 被害の状況 ※確認中	(1) 人的被害：心肺停止1（苫小牧市1） 負傷程度不明10（恵庭市2、千歳市1、厚真町7） (2) 住家被害：調査中 (3) 住民避難：調査中 (4) ライフライン ・J R：全線運転見合せ（5:40現在） ・国 道：1路線1区間（6:00現在） ・道 道：2路線2区間（6:00現在） ・高 速 道 路：1路線6区間（3:36現在） ・空 港：調査中 ・電 気：295万戸停電（5:35現在） ・水 道：安平町水道管破裂多数、浦臼町・雨竜町断水30戸 (5) 泊発電所：外部電源喪失により非常電源起動中（燃料少なくとも1週間分） 1から3号機：定検停止 プラントの状態に異常なし 非気筒モニタ・モニタリングポストに異常なし
3 自衛隊災害派遣要請	9/6 6:00 胆振総合振興局から要請済み（安平町、厚真町、むかわ町、白老町）
4 災害対策本部等の設置	・本 庁：災害対策本部 9月6日 3:09～ ・振興局等：全（総合）振興局 災害対策地方本部 9月6日 3:09～ 東京事務所 災害対策地方本部 9月6日 3:09～

■北海道胆振東部地震における人的被害の状況

区分	北海道内	厚真町
死者	44人	37人
内、災害関連死	3人	1人
負傷者	785人	61人
重傷者	51人	0人
中等傷	8人	0人
軽傷者	726人	61人

出典：平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書ほか

■市町村別の人的被害（令和3年8月1日現在）

区分(人数)	内訳						
死者 (44人)	<ul style="list-style-type: none"> ・警察が検視により確認している死者数(41人) 札幌市(1人) 苫小牧市(2人) 厚真町(36人) むかわ町(1人) 新ひだか町(1人) ・市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められた人数(3人) 札幌市(2人) 厚真町(1人) 						
負傷者 (785人)	<table border="0"> <tr> <td>重傷 (51人)</td> <td>栗山町(1人) 札幌市(1人) 江別市(1人) 北広島市(1人) 石狩市(1人) 苫小牧市(9人) 安平町(7人) むかわ町(27人) 新冠町(1人) 帯広市(1人) 士幌町(1人)</td> </tr> <tr> <td>中等傷 (8人)</td> <td>江別市(1人) 日高町(2人) 函館市(5人)</td> </tr> <tr> <td>軽傷 (726人)</td> <td>三笠市(2人) 芦別市(1人) 由仁町(2人) 札幌市(294人) 江別市(3人) 千歳市(11人) 恵庭市(3人) 北広島市(6人) 石狩市(1人) 室蘭市(2人) 苫小牧市(15人) 伊達市(1人) 厚真町(61人) 安平町(10人) むかわ町(250人) 日高町(34人) 新ひだか町(4人) 平取町(3人) 函館市(5人) 帯広市(12人) 本別町(1人) 幕別町(2人) 音更町(1人) 厚岸町(1人) 猿払村(1人)</td> </tr> </table>	重傷 (51人)	栗山町(1人) 札幌市(1人) 江別市(1人) 北広島市(1人) 石狩市(1人) 苫小牧市(9人) 安平町(7人) むかわ町(27人) 新冠町(1人) 帯広市(1人) 士幌町(1人)	中等傷 (8人)	江別市(1人) 日高町(2人) 函館市(5人)	軽傷 (726人)	三笠市(2人) 芦別市(1人) 由仁町(2人) 札幌市(294人) 江別市(3人) 千歳市(11人) 恵庭市(3人) 北広島市(6人) 石狩市(1人) 室蘭市(2人) 苫小牧市(15人) 伊達市(1人) 厚真町(61人) 安平町(10人) むかわ町(250人) 日高町(34人) 新ひだか町(4人) 平取町(3人) 函館市(5人) 帯広市(12人) 本別町(1人) 幕別町(2人) 音更町(1人) 厚岸町(1人) 猿払村(1人)
重傷 (51人)	栗山町(1人) 札幌市(1人) 江別市(1人) 北広島市(1人) 石狩市(1人) 苫小牧市(9人) 安平町(7人) むかわ町(27人) 新冠町(1人) 帯広市(1人) 士幌町(1人)						
中等傷 (8人)	江別市(1人) 日高町(2人) 函館市(5人)						
軽傷 (726人)	三笠市(2人) 芦別市(1人) 由仁町(2人) 札幌市(294人) 江別市(3人) 千歳市(11人) 恵庭市(3人) 北広島市(6人) 石狩市(1人) 室蘭市(2人) 苫小牧市(15人) 伊達市(1人) 厚真町(61人) 安平町(10人) むかわ町(250人) 日高町(34人) 新ひだか町(4人) 平取町(3人) 函館市(5人) 帯広市(12人) 本別町(1人) 幕別町(2人) 音更町(1人) 厚岸町(1人) 猿払村(1人)						

出典：「平成30年胆振東部地震による被害状況等（第123報）令和3年8月1日」より作成

2-1-2 厚真町における人的被害

前述したように、北海道胆振東部地震に伴う土砂災害や多数の家屋倒壊等で、道内全体で41人（災害関連死3人除く）が亡くなったが、厚真町では、そのうち8割以上を占める36人（災害関連死1人除く）が犠牲となった。

これは、厚真町で被災した民家の多くが、大規模な斜面崩壊を起こした斜面の下に位置していたためである。これらの場所は、厚真川の河岸段丘上部の段丘面に位置しており、古くから厚真川の氾濫による水害を避けるために民家が造られる傾向にあった。

■厚真町の地区別人的被害状況（災害関連死の1人を除く）



出典：国土地理院地図をベースに作成

地区	人口（平成30年9月1日現在）		犠牲者	
	世帯	人数	世帯	人数
①幌内	47	100	2	4
②富里	30	71	2	4
③高丘	15	43	1	2
④吉野	16	34	11	19
⑤桜丘	21	42	1	1
⑥朝日	66	139	1	2
⑦幌里	36	70	3	4
合計	231	499	21	36

厚真町調べ

2-1-3 道内における避難者数

北海道胆振東部地震の発生直後の9月6日13時現在で判明していた避難者数は、次の表に示すように、計383箇所、3,744人に上った。

開設避難所数と避難者数（消防庁情報：9月6日13:30現在）

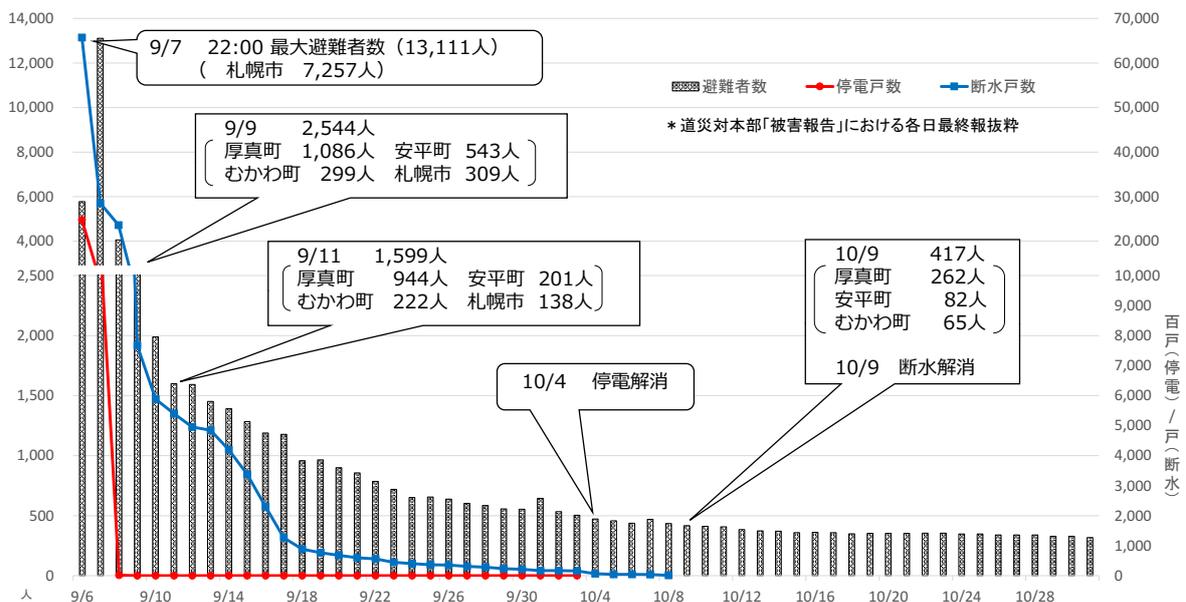
むかわ町	13箇所	646人	新冠町	3箇所	8人
厚真町	13箇所	555人	江別市	6箇所	262人
札幌市	239箇所	1,312人	長沼町	2箇所	9人
苫小牧市	47箇所	321人	恵庭市	24箇所	97人
安平町	10箇所	492人	日高町	4箇所	16人
白老町	8箇所	6人	千歳市	1箇所	確認中
平取町	13箇所	20人	合計	383箇所	3,744 - a人

出典：内閣府「北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る被害状況等について 平成30年9月6日14時00分現在」より作成

しかし、事態はそれだけにとどまらなかった。その後も、地震による直接的な被害に加え、停電や断水の影響もあり、避難者数は増大し続けた。

道内では最大128市町村768箇所の避難所が開設され、各避難所への最大避難者数は9月7日22時現在の13,111人にのぼり、累計では16,649人となった。これらの避難所が全て閉鎖されたのは、平成30年12月21日のことである（北海道総務部危機対策課調べ）。

避難者数の推移（道内）



出典：北海道「北海道胆振東部地震 被害の概要」

2-2 住家・非住家の被害

2-2-1 道内における住家・非住家の被害

北海道胆振東部地震に伴う道内における住家被害は、令和3年（2021年）8月1日現在で、全壊491棟、半壊1,818棟、一部損壊47,108棟となっている。また、非住家被害は全壊1,216棟、半壊1,389棟、一部損壊4,081棟だった。その内訳は次の表のとおりである。

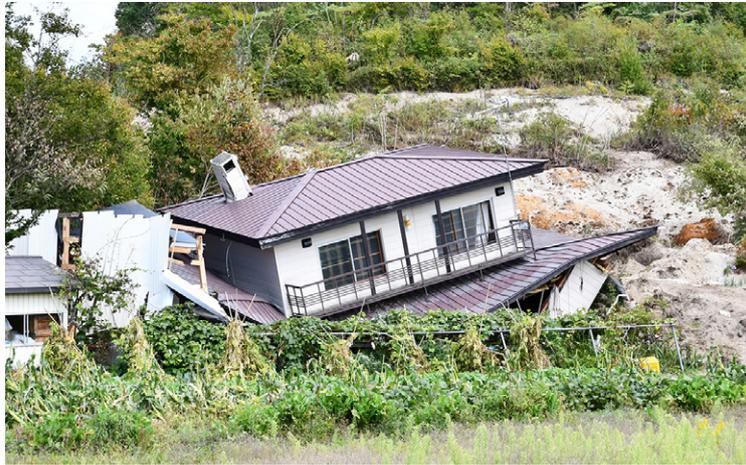
■北海道胆振東部地震による住家・非住家被害（令和3年8月1日現在）

区分（棟数）		内訳
住家被害	全壊 (491棟)	札幌市(101棟) 江別市(1棟) 千歳市(1棟) 北広島市(17棟) 厚真町(235棟) 安平町(93棟) むかわ町(40棟) 日高町(3棟)
	半壊 (1,818棟)	由仁町(2棟) 南幌町(1棟) 札幌市(818棟) 江別市(23棟) 千歳市(1棟) 北広島市(20棟) 苫小牧市(5棟) 登別市(1棟) 厚真町(337棟) 安平町(366棟) むかわ町(186棟) 日高町(54棟) 平取町(3棟) 函館市(1棟)
	一部損壊 (47,108棟)	夕張市(1棟) 美唄市(7棟) 三笠市(25棟) 深川市(1棟) 由仁町(19棟) 長沼町(28棟) 栗山町(14棟) 沼田町(1棟) 南幌町(4棟) 新十津川町(1棟) 札幌市(36,251棟) 江別市(529棟) 千歳市(502棟) 恵庭市(26棟) 北広島市(1,078棟) 石狩市(317棟) 当別町(11棟) 新篠津村(1棟) 小樽市(19棟) 蘭越町(1棟) 岩内町(1棟) 室蘭市(66棟) 苫小牧市(473棟) 登別市(47棟) 白老町(5棟) 厚真町(1,097棟) 洞爺湖町(1棟) 安平町(2,481棟) むかわ町(3,260棟) 日高町(446棟) 平取町(323棟) 新ひだか町(57棟) 函館市(10棟) 森町(3棟) 帯広市(2棟)
非住家被害	全壊 (1,216棟)	札幌市(7棟) 江別市(4棟) 厚真町(687棟) 安平町(343棟) むかわ町(175棟)
	半壊 (1,389棟)	札幌市(27棟) 江別市(2棟) 厚真町(669棟) 安平町(555棟) むかわ町(135棟) 平取町(1棟)
	一部損壊 (4,081棟)	栗山町(2棟) 札幌市(431棟) 江別市(16棟) 千歳市(1棟) 石狩市(4棟) 当別町(1棟) 室蘭市(36棟) 苫小牧市(19棟) 登別市(5棟) 厚真町(816棟) 安平町(2,178棟) むかわ町(569棟) 新ひだか町(1棟) 七飯町(2棟)

出典：「平成30年胆振東部地震による被害状況等（第123報 令和3年8月1日）」より作成

前ページの表からも分かるように、住家被害の約9割以上が札幌市・北広島市・厚真町・安平町・むかわ町・日高町の6市町で発生していたが、特に厚真町の被害は甚大だった。

■厚真町における住家被害



美里地区における住家被害



桜丘地区における住家被害 提供：陸上自衛隊第7師団



吉野地区における住家被害 提供：陸上自衛隊第7師



桜丘地区における住家被害



高丘地区における住家被害
出典：北海道ホームページ 震災復興パネル「被害」の状況

2-2-2 厚真町における住家・非住家の被害

厚真町では、北海道胆振東部地震の激しい揺れで、住家・非住家の倒壊や傾き、さらには土砂災害による埋没等などが数多く発生した。

そのうち全壊した建物は、住家の235棟と非住家の687棟を合わせて922棟に上り、厚真町の建物のうち約2割が全壊したことになる。

この全壊922棟に、半壊1,006棟、一部損傷1,913棟を加えた建物被害の総数は3,841棟と、建物全体の8割を超えていた（令和3年8月1日現在）。

■厚真町における建物被害の状況（令和3年8月1日現在）

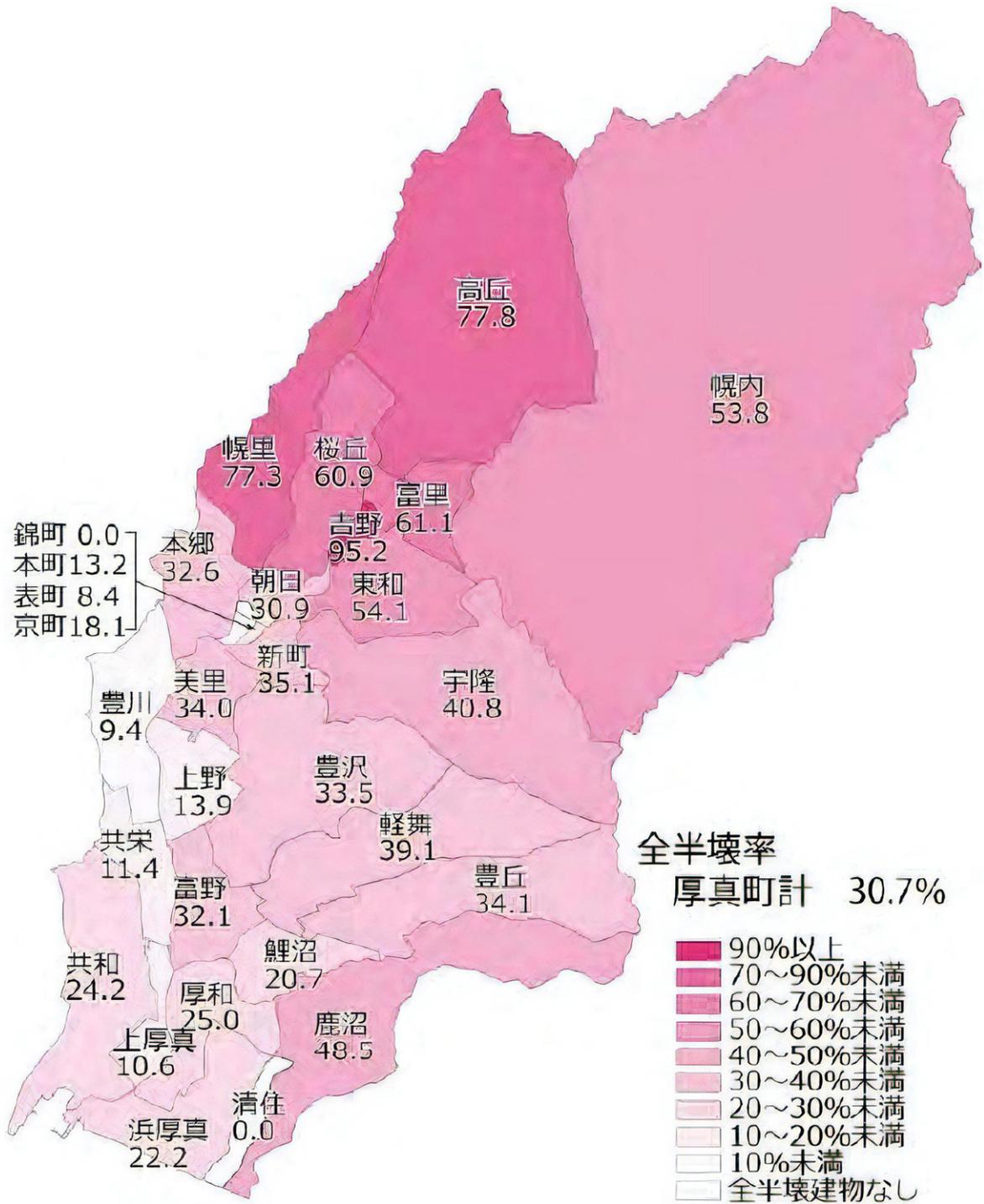
厚真町における住家の被害		全道被害の中で占める割合
全 壊	235棟	47.9%
半 壊	337棟	18.5%
一部損傷	1,097棟	2.3%
合 計	1,669棟	3.4%
厚真町における非住家の被害		全道被害の中で占める割合
全 壊	687棟	56.5%
半 壊	669棟	40.2%
一部損傷	816棟	2.0%
合 計	2,172棟	32.5%

※小数点第二位を四捨五入

また、地区別の住家における全半壊（全壊・半壊）率を見ると、土砂の流出が多く発生した町北部のほうが高くなった（右ページの「■厚真町の地区別の住家の全半壊率分布」参照）。

なお、宅地においては、地盤の亀裂や陥没などが発生したほか、液状化による被害等も確認された。

■厚真町の地区別の住家の全半壊率分布（令和元年9月30日現在）



注：全半壊率は、住家数に対する全壊・大規模半壊・半壊の住家の割合。
出典：厚真町「災害認定調査」（令和元年9月30日現在）

2-3 インフラ・ライフラインへの被害

2-3-1 道内におけるインフラ・ライフラインへの被害概要

北海道総務部危機対策局危機対策課は、北海道胆振東部地震発生後の平成30年（2018年）9月6日7時現在の情報として、「胆振地方中東部の地震による被害状況等（第1報）」（平成30年9月6日7時現在）を発表したことは前述したが、その中でインフラ・ライフラインに関する主な情報は次のようなものだった。

■胆振地方中東部の地震による被害状況等（第1報）

平成30年9月6日7時現在の情報

項目	被害情報
JR	全線運転見合せ（5:40現在）
国道	通行止め 1路線1区間（6:00現在）
道道	通行止め 2路線2区間（6:00現在）
高速道路	通行止め 1路線6区間（3:36現在）
空港	調査中
電気	295万戸停電（5:35現在）
水道	安平町水道管破裂多数、浦臼町・雨竜町断水30戸

この時点で、JRが全線運転見合わせになっていたほか、国道・道道・高速道路でも通行止めが発生していることが判明していた。

また、震源に近い北海道電力苫東厚真発電所が緊急停止した影響で、北海道全域（295万戸）に及ぶ停電（ブラックアウト）が発生していた。この道内全域の停電は昭和26年（1951年）の北海道電力創業以来初めてであり、日本国内においても電力供給区域のほぼ全域で電力が止まった初の事案だった。

しかし、被害がそれだけにとどまらないことは確かだった。実際、次々と被害情報が集まり、第1報以降、新たに判明した被害を加えた被害情報が次々と更新されていくこととなった（インフラ・ライフラインにおける最大時の被害状況は次ページの表参照）。

■ インフラ・ライフラインにおける最大時の被害状況

	状 況	備 考
道 路	通行止め 国道：4路線4区画 道道：14路線20区画 高速道路：4路線6区画	9月9日に高速道路の通行止めが解消されたのに続き、9月11日には国道の通行止めが解消された。
鉄 道	全面運休 在来線・新幹線	9月7日から一部運行を再開。JR日高線の苫小牧～鶴川間は軌道変移・橋梁桁ずれのため、運行中止となったが、11月19日から徐行運転により運行を再開した、
空 港	全便欠航 新千歳：国内線・国際線 一部欠航 その他	9月6日に新千歳空港を発着する国内線・国際線が全便欠航となったが、9月7日には国内線が、8日には国際線がそれぞれ運航を再開した。
海上交通	閉 鎖 苫小牧港国際ターミナル	フェリー航路はほぼ通常どおりに運航。苫小牧港の国際コンテナターミナルが液状化などにより閉鎖となったが、9月11日には稼働を再開した。
電 気	停 電 295万戸（道内全域）	道内の停電は順次解消されていき、9月18日の段階で停電していたのは厚真町50戸のみとなった。それがすべて解消されたのは10月5日のことである。
水 道	施設被害による断水 7市町 24,826戸 停電による断水（給水装置による影響分は含まない） 39市町村 43,509戸	特に厚真町では平成30年（2018年）8月に稼働を開始したばかりだった富里浄水場が裏山の大規模な土砂崩れにより機能を停止した。

出典：北海道総務部 危機対策局危機対策課「平成30年北海道胆振東部地震による被害の状況について（令和3年9月1日）」より作成

2-3-2 道内における道路被害

通行規制状況

平成30年（2018年）9月6日の北海道胆振東部地震の発生を受けて、道内の道路ではそれぞれ最大で、高速道路4路線6区間（無料区間を含む）、国道4路線4区画、道道14路線20区間において通行止めとなった。

(1)直轄国道(日高自動車道)の被害

北海道開発局では、地震の発生を受けた地震道路点検のため、国道37号白鳥大橋（3.0km）と日高自動車道の沼ノ端西IC（インターチェンジ）～日高厚賀IC間（56.3km）を全面通行止めとし、地震時点検を行った。その結果、国道37号白鳥大橋の通行止めは、同日（9月6日）の11時に解除されたが、日高自動車道は、沼ノ端西IC～鷓川IC間（24.1km）と鷓川IC～日高厚賀IC間（32.2km）において路面変状による段差等が確認されたため通行止めとなった。この通行止めが全面解除され、通行可能となったのは9月9日8時のことである。

■日高自動車道の通行止め区間



出典：国土交通省 北海道開発局「平成30年北海道胆振東部地震 北海道開発局災害対応の記録」令和2年3月



路面変状に対する緊急復旧工事が行われた。

(2)高速道路(NEXCO東日本管理路線)

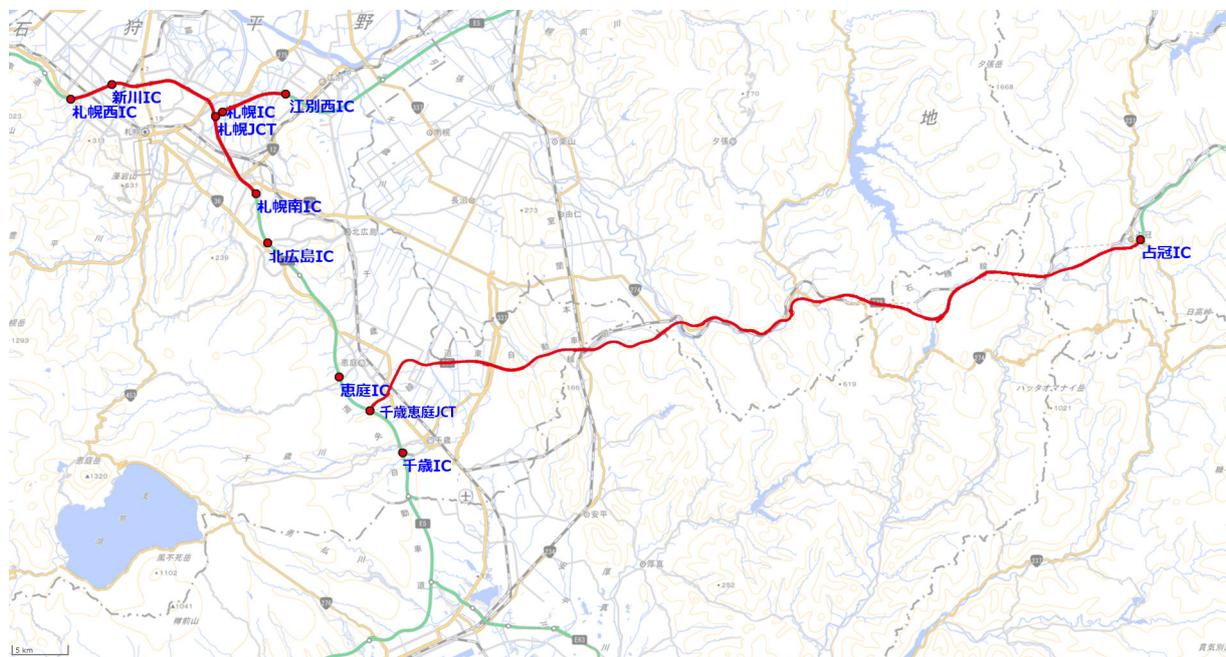
東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本)は、地震発生を受けて、揺れの大きかった区間で緊急点検及び復旧作業のための通行止めやICの一部閉鎖を実施した。その結果、道央自動車道・札幌自動車道・道東自動車道で通行止めが行われたが、その後、復旧作業完了により安全が確認された区間から通行止めを解除、9月9日までに全ての通行止めが解消された。

■ 高速道路の被災・運行状況

	路線名	区間・箇所
通行止め区間	道央自動車道	札幌南IC～江別西IC(両方向)
	札幌自動車道	札幌JCT～札幌西IC(両方向)
	道東自動車道	千歳恵庭JCT～占冠IC(両方向)
IC一部閉鎖	道央自動車道	北広島IC 入口・出口(両方向)
	道央自動車道	千歳IC 入口・出口(両方向)
	道央自動車道	札幌IC 出口(札幌方向)
	札幌自動車道	新川IC 出口(小樽方向)

出典：国土交通省 北海道開発局「平成30年北海道胆振東部地震 北海道開発局災害対応の記録」令和2年3月

■ 被災した高速道路網の位置



国土地理院地図を改変

(3)道道及び市町村道の被害

道道では、14路線20区画で土砂崩れや損傷などによる被害が生じた。また、札幌市道3路線3区間で、路面変状や液状化の被害が生じた。

■道内における市道と道道の被害箇所



出典：国土交通省 北海道開発局「平成30年北海道東部地震 北海道開発局災害対応の記録」令和2年3月



2-3-3 厚真町における道路被害

厚真町では、前述したように日高自動車道の沼ノ端西IC～鶴川ICで、路面損壊の被害が出て、復旧工事のために9月6日から9月8日まで交通規制がしかれた。

また、道道4路線で土砂崩れ等が、道道2路線で橋梁破損が生じていたが、道道4路線は11月8日までに復旧。橋梁破損の2路線は11月13日までに復旧し、通行止めが解除された。

町道については25路線で土砂崩れ等の被害が発生したが、立ち入りが困難な地域の5路線を除き、9月28日までに応急復旧を完了した。



道路啓開（幌内地区）

（平成30年9月14日撮影〔陸上自衛隊第7師団提供〕）



町道本郷桜丘線

（平成30年9月16日撮影）



幌里本線（幌里地区）

（平成30年9月17日撮影）



道道平取厚真線（宇隆地区）

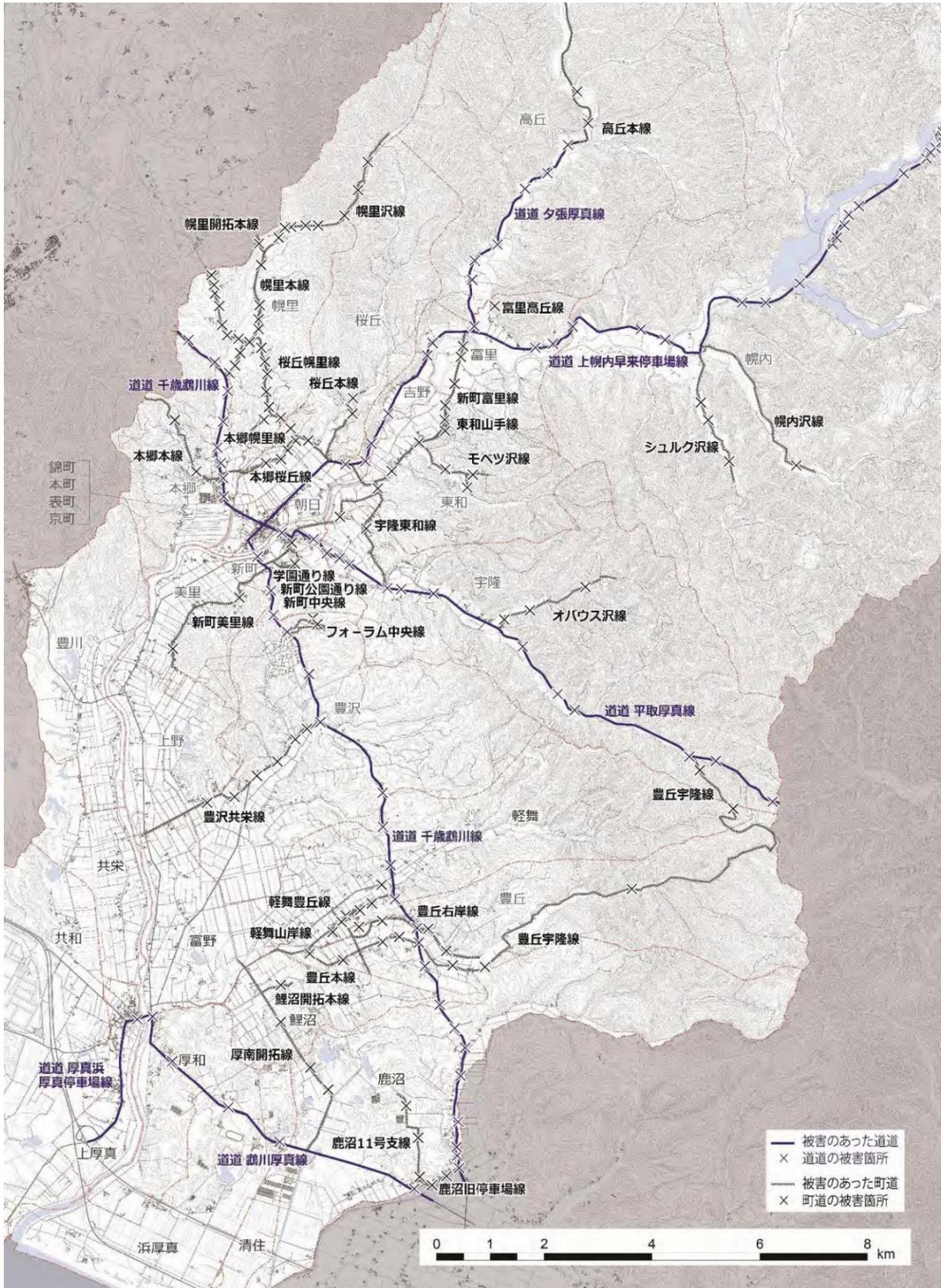
（平成30年9月6日撮影〔北海道提供〕）



道道千歳鶴川線（新町地区）

（平成30年9月6日撮影）

■厚真町における道道と町道の被害箇所



出典：厚真町「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）

2-3-4 停電の発生

北海道胆振東部地震発生から18分後の9月6日3時25分、北海道電力の苫東厚真発電所の停止と送電線の事故による水力発電所の停止などが原因で、道内全域における停電（ブラックアウト）が発生。道内の295万戸が停電した。

この停電で起きた信号機の機能停止により、バスなどの車両の運行に支障が生じたほか、鉄道や空港などの交通機関にも広く運休・欠航が生じるなど、道民の生活に甚大な影響をもたらした。道内のほぼ全域で停電が復旧した後も、平常時よりも1割から2割程度の節電が必要となった。

また、ガソリン等の燃料供給においても、停電により営業できないガソリンスタンドが多数発生し、車に燃料を補給できなくなったほか、病院や通信設備などの重要インフラで非常用発電機用の燃料が不足するような事態も発生した。その後、停電は順次解消されていくこととなった。

■北海道の主な発電所（平成30年3月31日当時）

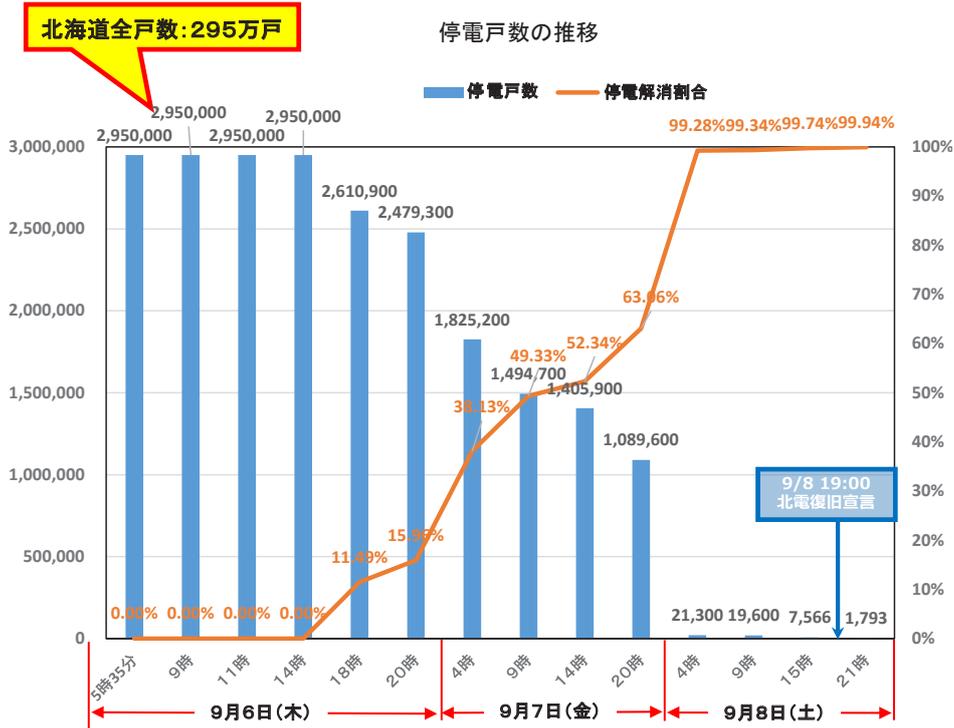
区分	所在地	発電所名	最大出力 (kw)
水力発電	名寄市	雨竜	51,000
	札幌市南区	豊平峡	51,900
	芦別市	滝里	57,000
	新冠郡新冠町	新冠	200,000
	日高郡新ひだか町	高見	200,000
	虻田郡京極町	京極	400,000
汽力発電所 (高圧の水蒸気でタービン発電機を回して発電する。火力発電、原子力発電、地熱発電などの発電所)	砂川市	砂川	250,000
	空知郡奈井江町	奈井江	350,000
	苫小牧市	苫小牧	250,000
	伊達市	伊達	700,000
	勇払郡厚真町	苫東厚真	1,650,000
	上磯郡知内町	知内	700,000
原子力発電所	古宇都泊村	泊	2,070,000

出典：第94期有価証券報告書（平成30年3月期）

北海道電力は、全道停電後、約64時間後の9月8日19時には道内における停電の99%を解消したことを発表した。ただし、9月9日17時30分時点で、厚真町では387戸の停電が続いていた。

その後、9月18日の段階で停電していたのは、道内では厚真町50戸のみとなった。それが全て解消されたのは10月5日のことだった。

■北海道における停電戸数の推移



出典：総務省 北海道総合通信局「平成30年北海道胆振東部地震・ブラックアウトにおける通信・放送の被害状況とその対応」

2-3-5 断水の発生

北海道胆振東部地震による施設被害や停電等による断水も発生した。その範囲は、北海道の44市町村、43水道事業体に及び、最大断水戸数は68,249戸にのぼった（公益社団法人日本水道協会「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震水道施設被害等調査報告書」より）。

特に厚真町では、地震による水道管の破損に加え、平成30年8月に稼働を開始したばかりだった富里浄水場が、施設裏山の大規模な土砂崩れにより機能を停止した。そのため厚真地区で1,188戸、上厚真地区で753戸の計1,941戸で断水が発生した。

この事態に対して厚真町は、富里浄水場稼働前に使用していた新町浄水場を9月11日から再稼働させると同時に、12日から水道管の漏水調査及び復旧工事を実施した。その結果、上厚真地区では9月24日までに断水を解消した。

またその他、土砂崩れなどで立ち入り困難な地区もあったが、10月9日までに全町における断水を解消した。

その後、平成31年（2019年）2月21日に震度6弱の地震が発生した際にも、厚真地区で111戸の断水が発生したが、2日後の23日には解消した。



土砂崩れで機能を停止した富里浄水場

写真提供：北海道

市町村別断水状況

市町村名	給水戸数(戸) ^{※1}	最大断水戸数(戸) ^{※2}	最大断水時通水率(%)	最大断水率(%)	断水解消日
札幌市	943,607	15,991	98.3	1.7	9月9日
厚真町	1,941	1,941	0.0	100.0	10月9日
栗山町	5,834	2	100.0	0.0	9月6日
平取町	2,348	1,260	46.3	53.7	9月10日
むかわ町	3,654	1,031	71.8	28.2	9月12日
日高町	4,950	1,530	69.1	30.9	9月16日
安平町	3,593	3,593	0.0	100.0	9月29日
石狩市	26,976	11,000	59.2	40.8	9月6日
三笠市	4,964	100	98.0	2.0	9月6日
紋別市	11,626	7	99.9	0.1	9月6日
恵庭市	32,624	14	100.0	0.0	9月6日
江別市	50,025	23,500	53.0	47.0	9月8日
夕張市	4,869	4	99.9	0.1	9月6日
小樽市	64,094	48	99.9	0.1	9月6日
伊達市	15,602	300	98.1	1.9	9月8日
登別市	22,067	30	99.9	0.1	9月8日
帯広市	79,998	1	100.0	0.0	9月6日
室蘭市	45,675	2,910	93.6	6.4	9月8日
函館市	141,768	912	99.4	0.6	9月8日
喜茂別町	1,075	35	96.7	3.3	9月6日
佐呂間町	3,124	60	98.1	1.9	9月6日
幌加内町	672	1	99.9	0.1	9月6日
愛別町	1,239	10	99.2	0.8	9月6日
秩父別町	1,075	10	99.1	0.9	9月6日
京極町	1,463	50	96.6	3.4	9月7日
余市町	9,492	50	99.5	0.5	9月6日
池田町	3,050	45	98.5	1.5	9月7日
羽幌町	3,589	3,376	5.9	94.1	9月7日
音更町	696	5	99.3	0.7	9月7日
浜頓別町	1,923	4	99.8	0.2	9月6日
沼田町	1,498	112	92.5	7.5	9月7日
雨竜町・浦白町	4,322	48	98.9	1.1	9月6日
津別町	2,250	17	99.2	0.8	9月8日
洞爺湖町	4,962	20	99.6	0.4	9月6日
増毛町	1,949	17	99.1	0.9	9月7日
釧路町	1,130	54	95.2	4.8	9月7日
浦河町	5,519	55	99.0	1.0	9月7日
置戸町	1,294	20	98.5	1.5	9月8日
壮瞥町	1,207	10	99.2	0.8	9月7日
上ノ国町	2,143	6	99.7	0.3	9月6日
美瑛町	4,266	4	99.9	0.1	9月6日
更別村	1,376	1	99.9	0.1	9月7日
赤井川村	584	65	88.9	11.1	9月6日
計	1,526,113	68,249	95.5	4.5	

※1 平成29年度水道統計（公益社団法人日本水道協会）及び平成29年度全国簡易水道統計（全国簡易水道協議会）等による平成30年3月31日現在の値。

※2 「平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について 平成31年1月28日 内閣府」による。家屋等損壊地域（地震により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定のもの）にある断水戸数79戸（札幌市51戸、厚真町28戸）を除く。

出典：公益社団法人日本水道協会「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震水道施設被害等調査報告書」

2-3-6 通信・放送関係施設の被害

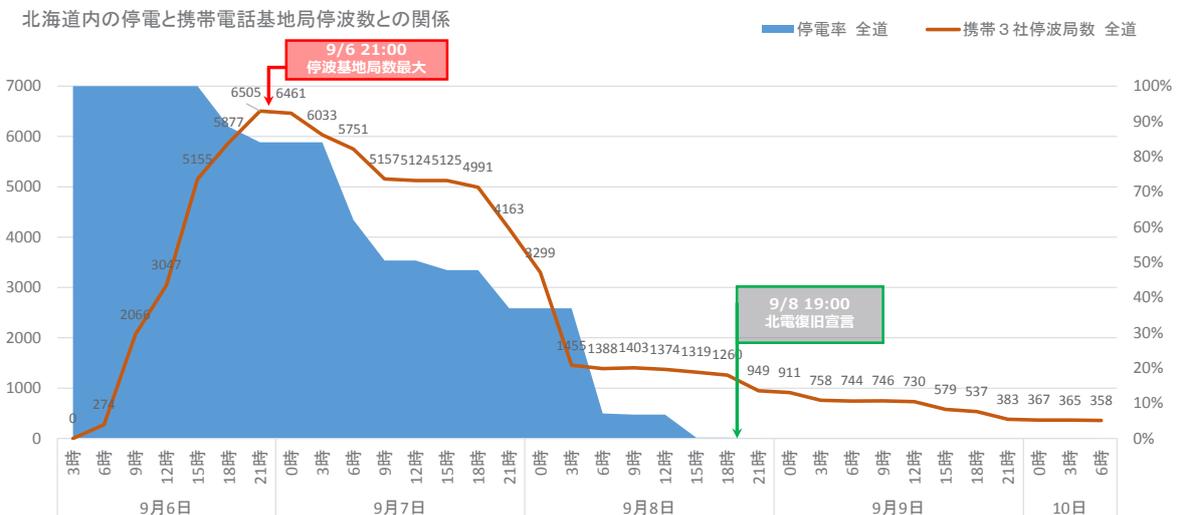
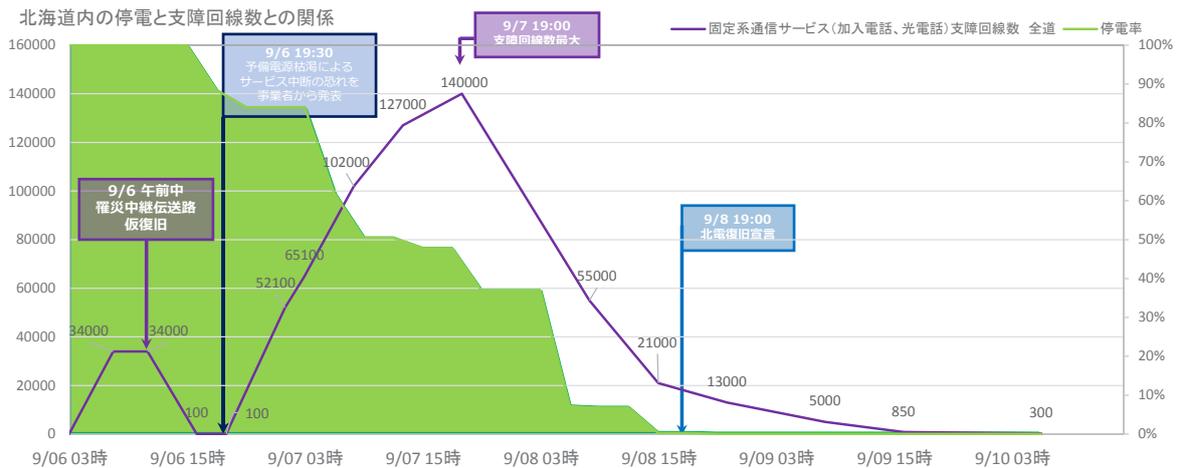
北海道胆振東部地震の影響で、通信・放送関係の施設被害も生じた。また、停電による通信障害も問題となった。

(1)通信関係施設の障害

NTT東日本の固定電話サービスの加入電話と光電話では、9月6日の地震発生後、通信ケーブルが被災したために9市町村（3万4,000回線）で通信障害が発生。同日午前中に罹災中継伝送路仮復旧で回復したものの、道内全域における長時間の停電により、基地局の予備電源が枯渇し、最大時（7日19時現在）には影響市町村数が53、支障回線数は14万回線にのぼった。

また、携帯電話サービスにおいても、NTTドコモ・KDDI（au）・ソフトバンクの3社で、地震に伴う伝送路支障及び道内全域における長時間の停電による基地局の予備電源の枯渇が生じ、6日21時には、最大約6,500の基地局が停波したと発表された。

8日19時に北海道電力により復電宣言されたが、商用電源が復電した基地局においては自動復旧しないケースがあり、基地局に技術者を派遣して修繕等を行わなければならないものがあった。



出典：総務省「平成30年北海道胆振東部地震による被害状況について」

(2)放送関係施設の障害

地上テレビ局については、道内には156局の中継局があった（民放5社所有局61局、自治体所有局95局）。そのうち、民放所有中継局57局は常設の発電機又はバッテリーにより放送を継続したが、4局が道内全域における停電の影響を受けて停波した。一方、自治体所有の中継局95局のうち41局が停波した。停波は9月6日昼頃から、9月7日深夜まで及んだが、いずれも、発電機持ち込み等で対処、停波時間の短縮が図られた。

ラジオ放送局に関しては、NHKでは停波が発生しなかったが、民放においてはAM放送で34局中4局、FM放送で18局中3局、短波放送で1局中1局の停波が発生した。それに対し、FM放送1局と短波放送1局を除き、発電機の再起動・持ち込みや中継回線の仮復旧により、2時間以内に復旧した。

道内コミュニティFM放送局については、事業者27社中、親局が停波した社は11社、中継局が停波した社は7社（親局・中継局が停波した社は1社のみ）で、計17社で停波が発生した。そのうち親局において2時間以上停波した重大事故は9局であり、停波があった21局中10局は、地震が発生した9月6日午前中に復旧した。

また、厚真町では土砂崩れによる光通信ケーブル切断が発生。あつまネット（利用戸数29戸）とテレビ共聴施設（利用戸数62戸）が不通となったが、土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、12月28日までに復旧した。

2-3-7 文化財(建造物)被害

北海道胆振東部地震により本町の寺社仏閣建造物にも大きな被害が生じた。

これらは大正時代以降、厚真町民の精神的文化や、建築文化を示す建造物として特に創建当時の構造・建材を残し伝える代表的な寺社仏閣建造物が「有形文化財」に指定され、災害復旧費用が補助されることとなった。

有形文化財とは、建造物・工芸品・彫刻・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料などの有形の文化的所産のことである。



厚真神社の被災状況(2019年10月15日撮影)



復旧工事前の正楽寺(2018年11月26日撮影)



厚真神社の旧本殿も被災した(2020年3月24日撮影)

①真宗大谷派 厚真山 正楽寺本堂



正楽寺の現状

指定種別：有形文化財（建造物）
 所在地：厚真町字軽舞295-2
 創建年：落成 大正2年（1913年）4月
 構造：入母屋造り・桎葺き（外装：トタン一文字葺き）
 規格：正面幅15.5m×奥行17.1m×高さ12.3m

〔指定理由〕

厚真町南部地域を代表する寺院であり、境内の樹木林とともに厚真町の歴史を示す貴重な建築物である。境内のエゾヤマザクラをはじめとする樹木林は「正楽寺の境内樹林」として、昭和48年（1973年）に厚真町の文化財（天然記念物）に指定されていたが、本堂もまた、浄土真宗寺院としての建築的な価値が十分に認められ、北海道における浄土真宗寺院を考える上でも重要な建築遺構である。また歴史的背景としても、本堂創建以前から寺子屋教育も行われるなど、建築構造物としてのみならず地域史を伝え残す貴重な建造物でもあることから、有形文化財に指定されることとなった。

②真宗大谷派 華雪山 専厚寺 本堂



専厚寺の現状

指定種別：有形文化財（建造物）
 所在地：厚真町字桜丘209
 創建年：落成 大正8年（1919年）
 構造：入母屋造り・桎葺き（外装：銅板一文字葺き）
 規格：正面幅17.7m×奥行23.4m×高さ14.4m

〔指定理由〕

厚真町北部地域において、古くから地域を代表してきた寺院である。浄土真宗寺院としての建築的な価値が十分に認められ、北海道における浄土真宗寺院を考える上でも重要な建築物と認められる。また歴史的背景としても、境内は本堂創建以前の明治30年（1897年）から大正4年（1915年）まで厚真村戸長役場が設置されていた場所でもあり、『厚真町史』にも史跡として記載されている。こうしたことから、専厚寺本堂は境内と一体に厚真町の歴史を示す貴重な建築物として有形文化財に指定された。

③浄土真宗本願寺派 振老山 真正寺 本堂



真正寺の現状

指定種別：有形文化財（建造物）
所在地：厚真町表町13-1
創建年：落成 昭和6年（1931年）
構造：入母屋造り・金属板一文字葺き
規格：正面幅23.6m×奥行き25.5m×高さ14.1m

〔指定理由〕

真正寺は明治29年（1896年）に新潟県から阿部堯円師が来村、布教し、明治40年（1907年）に堂宇を建築したことに始まる。指定物件の本堂は昭和6年（1931年）10月に現在地に建立されたもので、築90年以上を経過している。厚真市街の中心にあることから、境内は盆踊り会場にもなり、村民・町民に開放され、日中戦争や太平洋戦争中には戦没者の村葬を行っていた。昭和24年（1949年）11月の厚真大火で難を逃れ、一時避難場所にもなった経緯もある。厚真町の真宗本願寺派寺院として古く、厚真町を代表する寺院であり、浄土真宗本願寺派寺院としての平面、組物の様式や虹梁・木鼻・手挟の絵様など意匠においても建築的な価値が十分に認められる。また、北海道における浄土真宗本願寺派寺院を考える上でも重要な建築遺構と認められることから、有形文化財に指定された。

④厚真神社 旧本殿



厚真神社 旧本殿の現状

指定種別：有形文化財（建造物）
所在地：厚真町新町73-2
創建年：落成 大正2年（1913年）9月16日
※昭和51年（1976年）に現在地へ移転
構造：一間社流造り・銅板一文字葺き
規格：正面幅4.8m×奥行き5.8m×高さ4.9m

〔指定理由〕

町内に現存する神道建築様式では最も古い大正2年（1913年）建築のもので、100年以上経過した当時の建材のまま残っている。胆振日高管内では3件のみに限られる流造りで、神社建築様式として古い形態のものである。長押・頭貫・台輪による軸組、三斗を基本とする

組物、端正な木鼻と虹梁の彫り物・笄形・かぶら懸魚の妻飾りにおいて優れた意匠を持つ。神社建築としての平面、組物の様式や虹梁・木鼻の絵様など意匠においても建築的な価値が十分に認められ、平成19年（2007年）に北海道教育委員会が発行した『北海道の近代和風建築』にもリストアップされている物件でもある。また、擬宝珠には創建時の寄附人に厚真町の産業発展の基礎を築き上げた早来軌道の永谷仙松氏の名も刻まれており、厚真町の当時の隆盛を伝えている。

⑤厚真神社 現本殿・幣殿・拝殿



厚真神社 現本殿・常殿・拝殿の現状

指定種別：有形文化財（建造物）

所在地：厚真町新町73-2・75-1

創建年：落成 昭和52年（1977年）9月28日

構造：神明造り・銅板一文字葺き

規格：正面幅15.9m×奥行き20.0m×高さ7.6m

〔指定理由〕

昭和52年（1977年）に幣殿・拝殿とともに建築した棟持柱を持つ切妻屋根の神明造りで、築50年に満たないが隣接する旧本殿と合わせて北海道における神社建築を考える上でも重要な建築遺構と認められることから、旧本殿とともに有形文化財に指定された。

2-4 北海道胆振東部地震における被害額

2-4-1 道及び市町村分の被害額

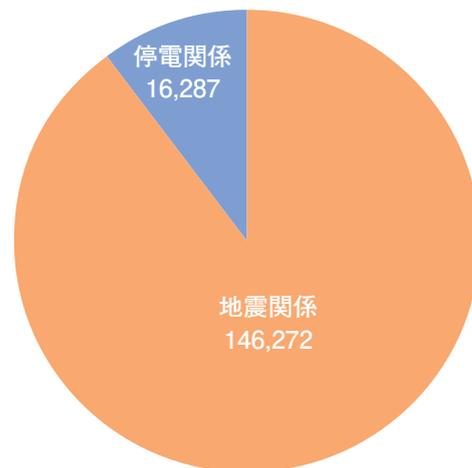
北海道総務部危機対策局危機対策課が令和4年（2022年）8月1日に発表した「平成30年北海道胆振東部地震による被害の状況について」によると、その被害の総額は、国の直轄事業を除く道及び市町村分だけでも1,625億5,900万円にのぼった。

この被害推定額の中には、道内全域における停電（ブラックアウト）の影響による被害も含まれる。

停電は9月11日時点でほぼ復旧したが、計画停電回避のために北海道電力や政府が節電を要請した。その影響を受けて、たとえば、さくらインターネットの一部サーバーが停止したほか、全国の1割強を占める道内のコールセンターの大半が業務を停止した。また、札幌証券取引所の全銘柄の売買が停止したほか、道内全域でATMの停止や銀行店舗の営業休止、あるいは道内のスーパー・コンビニエンスストア・百貨店等では休業や営業縮小が続出した。

さらに停電は北海道の基幹産業である農畜産業にも大きな影響を与えた。停電や交通網の寸断で野菜や乳製品を出荷できず、道内の乳業工場の9割が操業を一時停止したことに加え、冷蔵設備が止まったため生乳の廃棄なども相次ぐこととなった。

■被害額（道分及び市町村分。単位：百万円）



札幌市内ブラックアウトの様子

出典：札幌市ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震から3年～震災を忘れない～」

■道及び市町村分の被害額（分野別の被害額は、次ページからの(1)～(7)の表参照）

区 分	箇所(件) 数	被害額(百万円)			備 考		
		地震関係	停電関係	計			
総務部	施設被害	153	313	2	315	庁舎・私立文教施設等の損壊	
総合 政策部	港湾施設被害	1	3,170	-	3,170	苫小牧港の損壊	
	施設被害	11	28	12	40	研究施設等の損害	
	小 計	12	3,198	12	3,210		
環境 生活部	施設被害等	-	5,951	-	5,951	水道施設・文化施設等の損壊、災害廃棄物処理	
保健 福祉部	施設被害等	131	4,886	9	4,895	社会福祉施設等の損壊	
経済部	商業被害	-	1,068	10,849	11,917	建物・設備の損壊、商品の廃棄等	
	工業被害	-	664	1,576	2,240	建物・設備の損壊、製品の廃棄等	
	その他	-	10,263	1,131	11,394	建物・設備の損壊、原材料の廃棄等	
	小 計	-	11,995	13,556	25,551		
農政部	農作物被害	263ha	346	-	346	水稲・デントコーン・かぼちゃ等の埋没等	
	収穫物被害	353t	-	54	54	馬鈴しょ・かぼちゃ等の廃棄	
	家畜被害	530,647頭・羽	20	69	89	鶏・豚等のへい死、乳用牛の廃用	
	畜産物被害	23,437t	-	2,363	2,363	生乳・枝肉・卵の損失	
	果樹の樹体被害	8,000本	4	-	4	ハスカップの埋没	
	営農施設被害	2,201	2,299	-	2,299	格納庫・畜舎等の損壊	
	農協等施設被害	51	3,141	-	3,141	共同利用施設の損壊	
	地方公共団体施設被害	1	162	-	162	競馬場の損壊	
	農地・農業用施設等被害	301	9,466	-	9,466	農地への土砂堆積、用排水路等の損壊	
採草放牧地被害	0.3ha	1	-	1	採草放牧地の崩壊		
	小 計	-	15,439	2,486	17,925		
水産林務 部	漁港施設	15	403	-	403	漁港施設の損壊	
	水産施設	9	3	2	5	共同利用施設の損壊	
	種苗・水産物等	15	-	10	10	畜養魚のへい死、冷凍品の溶解等	
	林地・治山施設	187 (4,302ha)	46,348	-	46,348	林地崩壊、治山施設の損壊等	
	林道施設	323	4,410	-	4,410	林道の損壊等	
	林業・林産施設	20	136	-	136	木材加工・特用林産施設等の損壊等	
	特用林産物	34	-	209	209	きのこ類の廃棄等	
	小 計	603	51,300	221	51,521		
建設部	公共土木 施設等	河川	99	27,062	-	27,062	河道埋塞等
		道路	336	13,426	-	13,426	崩土除去等
		橋梁	22	988	-	988	橋梁損傷等
	その他	72	5,493	-	5,493	下水道・公園・公営住宅の損壊、堆積土砂の排除等	
	小 計	529	46,969	-	46,969		
企業局	施設被害	4	42	-	42	水力発電施設・工業用水道施設の損壊	
教育庁	施設被害	419	6,119	1	6,120	学校・社会教育施設・文化財の損壊	
道警察	施設被害	56	60	-	60	庁舎・交番・駐在所・公宅・信号機等の損壊	
	合 計	-	146,272	16,287	162,559		

出典：北海道総務部危機対策局危機対策課「平成30年北海道胆振東部地震による被害状況について」令和4年8月1日

(1)道及び市町村分の各種被害の内訳

区 分	被害額 (百万円)		
	地震関係	停電関係	計
庁舎・私立文教施設等の損壊	313	2	315
港湾施設被害(苫小牧港の損壊)	3,170	－	3,170
研究施設等の損壊	28	12	40
水道施設・文化施設等の損壊、災害廃棄物処理	5,951	－	5,951
社会福祉施設等の損壊	4,886	9	4,895
営農施設被害(格納庫・畜舎等の損壊)	2,299	－	2,299
農協等施設被害(共同利用施設の損壊)	3,141	－	3,141
地方公共団体施設被害(競馬場の損壊)	162	－	162
農地・農業用施設等被害(農地への土砂堆積、用排水路等の損壊)	9,466	－	9,466
漁港施設の損壊	403	－	403
水産施設(共同利用施設の損壊)	3	2	5
林地・治山施設(林道崩壊、林道施設の損壊等)	46,348	－	46,348
林道施設(林道の損壊等)	4,410	－	4,410
林業・林産施設(木材加工・特用林産施設等の損壊)	136	－	136
水力発電施設・工業用水道施設の損壊	42	－	42
学校・社会教育施設・文化財の損壊	6,119	1	6,120
道警察庁舎・交番・駐在所・公宅・信号機等の損壊	60	－	60
計	86,937	26	86,963

(2)道及び市町村分の公共土木施設等の被害推定額

区 分	箇所数	被害額(百万円)	被害の概要
河 川	99	27,062	河道埋塞等
道 路	336	13,426	崩土除去等
橋 梁	22	988	橋梁損傷等
その他	72	5,493	下水道・公園・公営住宅の損壊、堆積土砂の排除等
合 計	529	46,969	

(3)道及び市町村分の商工業の被害推定額

区 分	推定被害額(百万円)			被害の概要
	地震関係	停電関係	計	
商 業	1,068	10,849	11,917	建物・設備の損壊、商品の廃棄等
工 業	664	1,576	2,240	建物・設備の損壊、製品の廃棄等
その他	10,263	1,131	11,394	建物・設備の損壊、原材料の廃棄等
合 計	11,995	13,556	25,551	

(4)道及び市町村分の農業の被害推定額(施設等の被害を除く)

区 分	推定被害額(百万円)			被害の概要
	地震関係	停電関係	計	
農作物被害	346		346	水稲、デントコーン、かぼちゃ等の埋没等
収穫物被害	-	54	54	馬鈴しょ、かぼちゃ等の廃棄
家畜被害	20	69	89	鶏・豚等のへい死、乳用牛の廃用
畜産物被害	-	2,363	2,363	生乳・枝肉・卵の損失
果樹の樹体被害	4	-	4	ハスカップの埋没
採草放牧地被害	1	-	1	採草放牧地の崩壊
合 計	371	2,486	2,857	

(5)道及び市町村分の林業の被害推定額(施設等の被害を除く)

区 分	推定被害額(百万円)			被害の概要
	地震関係	停電関係	計	
特用林産物	－	209	209	きのこ類の廃棄等

(6)道及び市町村分の水産業の被害推定額(施設等の被害を除く)

区 分	推定被害額(百万円)			被害の概要
	地震関係	停電関係	計	
種苗・水産物等	－	10	10	畜養魚のへい死、冷凍品の溶解等

(1)～(6)表の典拠：北海道総務部危機対策局危機対策課「平成30年北海道胆振東部地震による被害状況について」令和4年8月1日より作成

(7)観光への影響

観光への影響も少なくなかった。観光施設の被害は、宿泊施設や道の駅・観光施設等を含めると266件、被害額は2億5,300万円に及んだほか、地震発生後の宿泊施設等のキャンセル及び交通費や飲食・土産物消費などを含めた、観光消費の影響推計額は約356億円になると推計される。

■観光施設の被害(北海道経済部観光局調べ・箇所)

宿泊施設	道の駅	観光施設	その他	計	被害総額
152	35	59	20	266	2億5,300万円

■キャンセルの状況(観光被害対策連絡会調べ)

区 分	キャンセル数	影響額
宿泊施設	114万9,000人泊	140億2,700万円
観光・体験施設	21万人	9億2,000万円
フェリー・遊覧船	3万3,000人	5,600万円
観光バス	9,000台	7億9,500万円
レンタカー	3万8,000台	7億300万円

2-4-2 厚真町における被害額

厚真町における道路・河川などの公共土木施設、農業関係・林業関係、そのほか商業関係、宅地堆積土砂除去や災害廃棄物処理等を合わせた被害金額は、平成30年（2018年）12月17日の時点で823億円と見込まれた（国・道が実施する事業は含まない）。

■厚真町の被害の概要（平成30年12月17日現在）

区 分	被害金額	備 考
公共土木施設	188億円	道路、河川、橋梁、上下水道
農業関係	110億円	農地、農業用施設、共同利用施設
林 業	458億円	林業、森林被害
その他	67億円	商工業、宅地堆積土砂、災害廃棄物等
合 計	823億円	

出典：四国防災トップセミナー発表資料抜粋（令和2年1月30日）より作成

(1)厚真町における農業被害

農業被害は、農地への土砂堆積や用水路等の損壊が多数発生した。特に、完成を翌年度に控えた国営勇払東部地区かんがい排水事業厚幌導水路も大きな被害を受けた。また、水稲や畑作物・ハスカップなどの作物にも被害が生じた。

■厚真町における農業被害

区 分	箇所数等	備 考
農 地	95箇所 155.31ha	道路、河川、橋梁、上下水道
農業用施設	69箇所	農地、農業用施設、共同利用施設
農業機械・施設	183戸	林業、森林被害
共同利用施設	8箇所	商工業、宅地堆積土砂、災害廃棄物等
国営勇払東部地区 かんがい排水事業	厚真ダム 頭首工 1箇所 揚水機 1箇所 導水路 18.2km	余水吐、取水施設、法面等

出典：「胆振学入門 胆振東部地震からの復旧・復興、そして創生へ」より作成

(2)厚真町における林業被害

北海道胆振東部地震における林業被害は、林地（斜面）崩壊によるもので、その崩壊斜面の面積は、厚真町・安平町・むかわ町の3町で4,293haと、全道の被害の99.8%を占めており、特に厚真町の被害は3,236haと全体の75%に及んだ。

また、それに加え、斜面崩壊により失われた森林の公益的機能の喪失も大きなものだった。森林の公益的機能は、ダム等の人為的な施設で機能を代替した場合の貨幣価値を算出して評価されるが、その年効果額は約14億3,000万円にも及ぶとされている。

■厚真町・安平町・むかわ町における森林区分・所有別崩壊斜面面積（単位:ha）

町名	合計			人工林			天然林等		
	一般 民有林	道有林		一般 民有林	道有林		一般 民有林	道有林	
厚真町	2,119	1,117	3,236	1,133	849	284	2,103	1,270	833
安平町	138	390	528	203	45	158	325	93	232
むかわ町	154	375	529	99	27	72	430	127	303
計	2,411	1,882	4,293	1,435	921	514	2,858	1,490	1,368

■北海道胆振東部地震の被害で失われた森林の公益的機能（単位：百万円）

町名	水源涵養便益			山地 保全便益	環境保全便益		合計
	洪水防止	流域貯水	水質浄化	土砂 流出防止	炭素固定 (樹木)	炭素固定 (植栽)	
厚真町	479	61	224	249	53	21	1,087
安平町	73	9	34	41	8	3	168
むかわ町	82	9	34	41	7	3	176
合計	634	79	292	331	68	27	1,431

出典：胆振東部森林再生・林業復興連絡会議「胆振東部地震被災森林復旧指針」令和3年3月

■厚真町における農業の被害状況



農地を覆う土砂(高丘地区)
平成30年9月12日撮影〔北海道提供〕



農地を覆う土砂(富里地区)
平成30年9月12日撮影〔北海道提供〕



被害を受けたハスカップ農園(朝日地区)
平成30年12月5日撮影

■厚真町における林業の被害状況



写真提供: 丹羽林業

2-5 河川被害

2-5-1 国・道管理河川における被害

北海道胆振東部地震によって、国が管理する石狩川・鷓川・沙流川の3水系6河川（33箇所）で、堤防の縦断亀裂や護岸の沈下、その他の被害が発生した。また道が管理する河川では、厚真川水系の厚真川や日高幌内川をはじめとする6水系7河川で、崩壊土砂による亀裂等の被害が発生した。

■国管理河川の被害状況

水系	河川	市町村	被害箇所数
石狩川	茨戸川	石狩市	1
	石狩川放水路		1
	豊平川	札幌市	1
	喰淵川	千歳市	1
鷓川	鷓川	むかわ町	25
沙流川	沙流川	日高町	2
		平取町	2

■道管理河川の被害状況

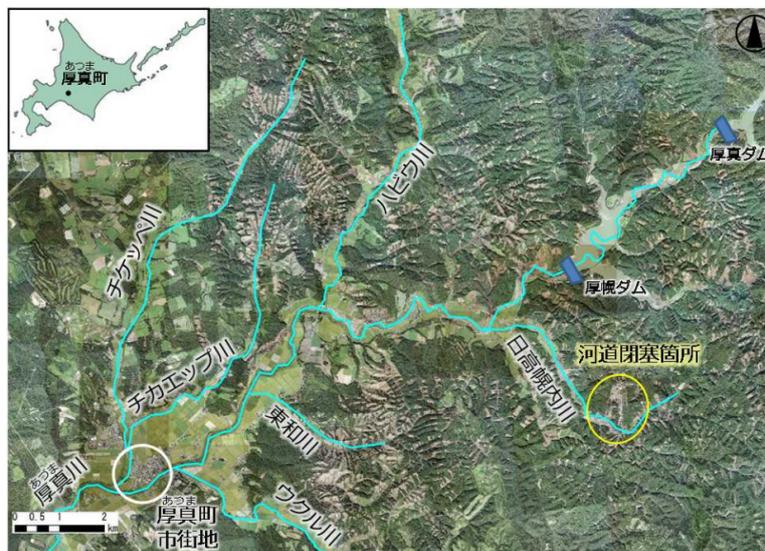
水系	河川	市町村	被害状況	
			状態	件数
鷓川	キナウス川	むかわ町	堤防天端の縦断亀裂	3
沙流川	シケレベ川	平取町	その他	1
苫小牧川	苫小牧川	苫小牧市	堤防天端の縦断亀裂	1
安平川	勇払川		堤防天端の縦断亀裂	1
厚真川	厚真川	厚真町	その他	3
			堤防天端の縦断亀裂	10
	日高幌内川		その他	1
入鹿別川	入鹿別川	むかわ町	堤防天端の縦断亀裂	18

出典：国土交通省 北海道開発局「平成30年北海道胆振東部地震 北海道開発局災害対応の記録 表2-7 北海道管理河川の被害状況」令和2年3月

2-5-2 厚真川水系の被害

厚真川水系厚真川は、その源を夕張山系夕張岳南麓に発し、日高幌内川・ハビウ川・東和川・ウクル川・チケッペ川・チカエツ川等を合わせ、北東から南西へ向かって流れ太平洋に注ぐ、流域面積382.9km²、幹線流路延長52.3kmの二級河川である。

そのうち、日高幌内川・チケッペ川・チケッペ川支流のチカエツ川・東和川において大規模な河道閉塞や斜面崩壊が発生し、河道内に流れ出した土砂が大量に堆積した。特に日高幌内川では大規模に崩壊した土砂が河道を約1,100mにわたり閉塞、そのまま放置すると上流側に最大1,300万m³湛水し、決壊した場合に下流の幌内地区・厚真市街地への被害が想定される事態となった。



出典：室蘭開発建設部 厚真川水系砂防事業所「平成30年北海道胆振東部地震による厚真川水系日高幌内川における大規模河道閉塞対策について」



日高幌内川河道閉塞の全景 (2018年9月26日撮影)

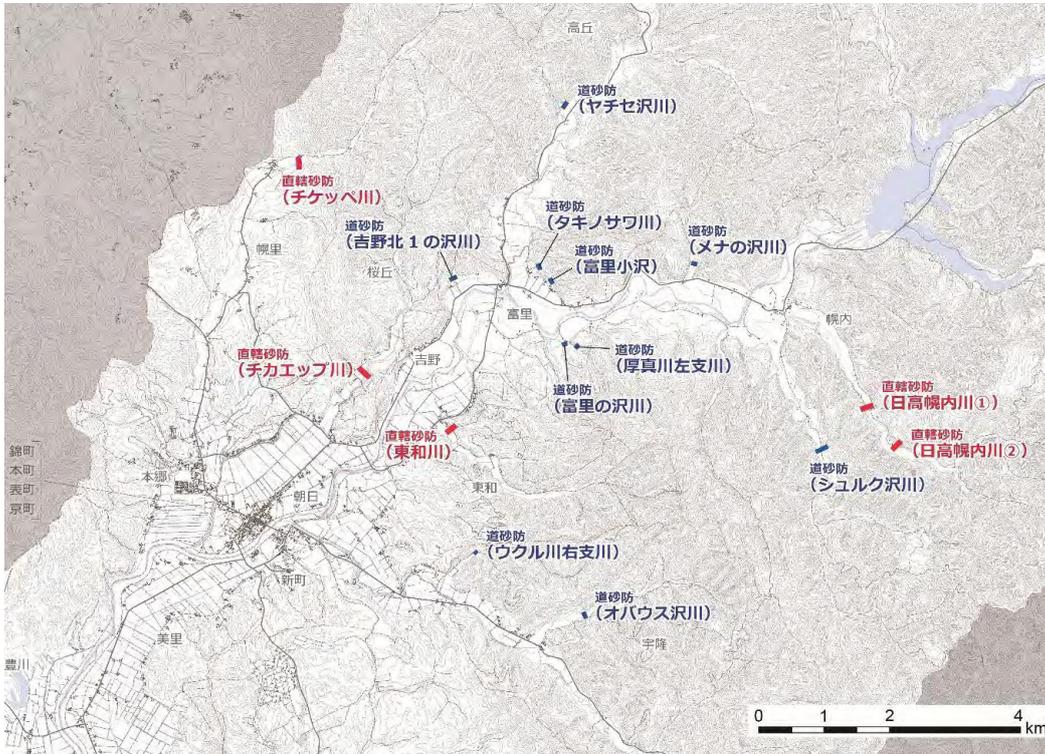
出典：寒地土木研究所月報 特集号「報告：厚真川水系における河道閉塞」



日高幌内川の復旧工事(左上と左下の写真は平成30年10月10日撮影、右の写真は同年10月15日撮影)

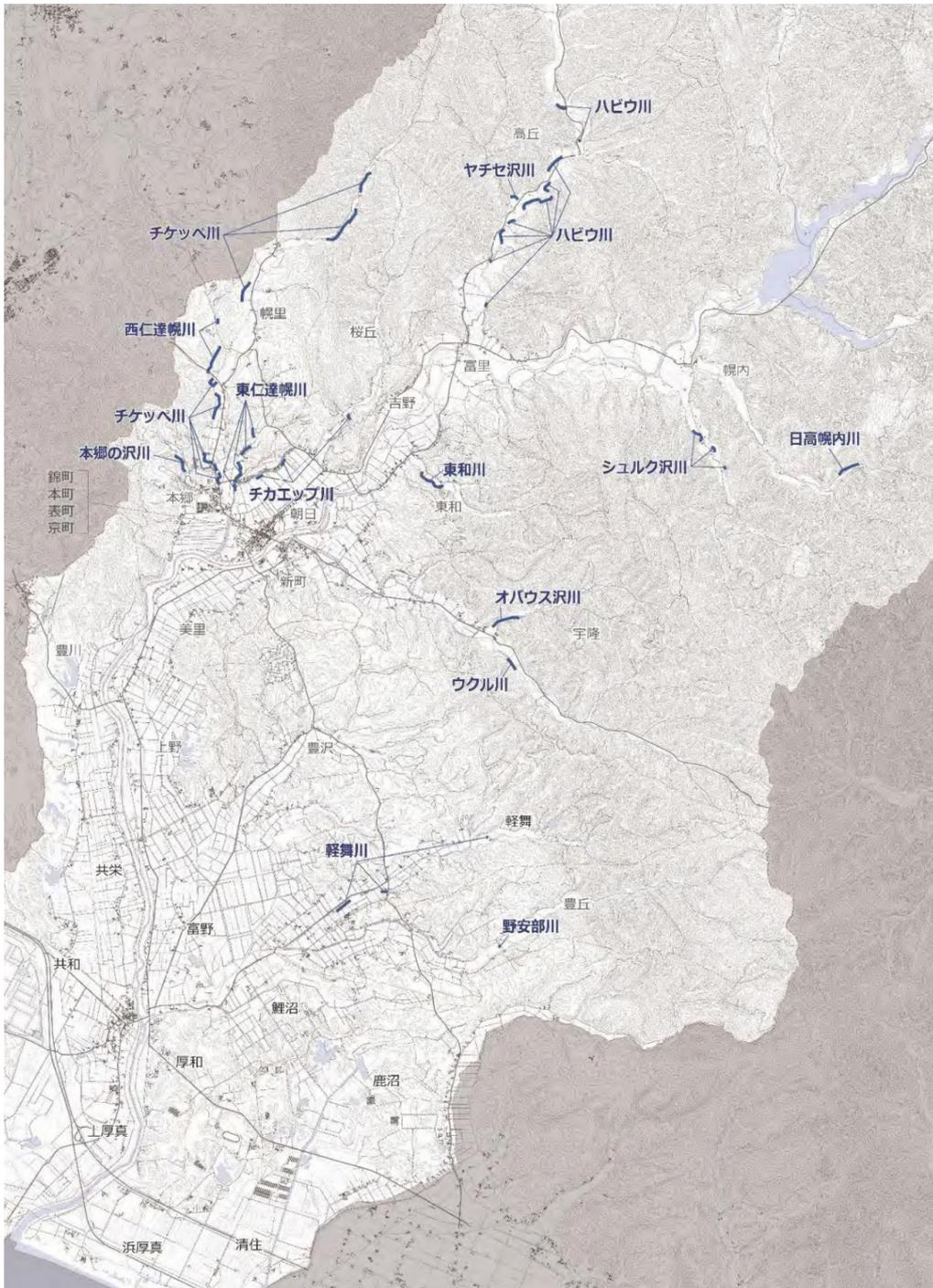
出典：室蘭開発建設部 厚真川水系砂防事業所「平成30年北海道胆振東部地震による厚真川水系日高幌内川における大規模河道閉塞対策について」

■国や道による砂防事業の実施箇所



出典：厚真町「厚真町復旧・復興計画（第1期）」令和元年1月（原典：北海道開発局、北海道）

■ 厚真町における町管理の河川復旧箇所

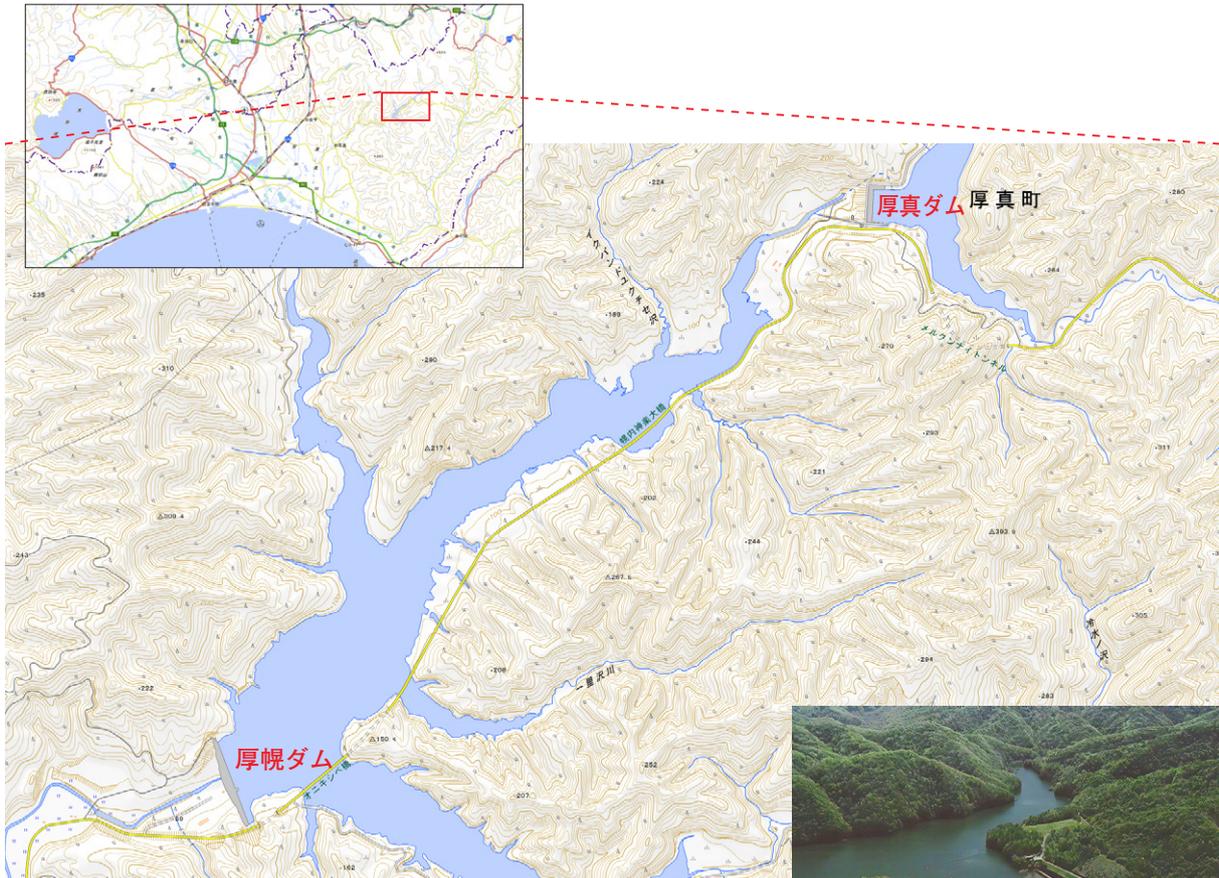


出典：厚真町「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）

2-5-3 厚真ダムと厚幌ダムの被害

北海道胆振東部地震によって、厚真川水系二級河川厚真川の上流部につくられていた厚真ダムや厚幌ダムにも大きな被害が出た。

厚真ダムと厚幌ダムの位置



出典：国土地理院地図より作成

【厚真ダムのデータ】

堤高／堤頂長／堤体積：38.2m／222m／500,000m³
流域面積／湛水面積：52km²（全て直接流域）／93ha
総貯水容量／有効貯水容量：10,080,000m³／9,523,000m³
ダム事業者：北海道開発局農水部
着手／竣工：1959／1970年

【厚幌ダムのデータ】

堤高／堤頂長／堤体積：47.2m／516m／490,000m³
流域面積／湛水面積：105.3km²（全て直接流域）／303ha
総貯水容量／有効貯水容量 47,400,000m³／43,100,000m³
ダム事業者：北海道
着手／竣工：1986／2018年

出典：一般財団法人日本ダム協会『ダム便覧2021』



厚真ダム

出典：国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部
ホームページ



厚幌ダム

出典：北海道胆振総合振興局 ホームページ

かんがい用水供給専用のダム「厚真ダム」は、昭和37年（1962年）から昭和45年（1970年）にかけて、国営厚真土地改良事業で造成された施設で、昭和46年度（1971年度）から供用が開始され、地域の農地に農業用水を供給していた。だが、北海道胆振東部地震でダム周辺斜面が崩壊。それに伴い、土砂が洪水吐や貯水池等に流入し、洪水吐や管理橋橋台等の損傷や土砂堆積が発生した。「洪水吐」とは、ダムと貯水池の安全を確保するために設けられた放流設備だが、安全確保のために復旧が急がれた。



被災直後の厚真ダムの状況写真

出典：国土交通省プレスリリース「厚真ダムの試験湛水を開始します」（令和5年3月29日）

また、厚真ダムから5 km下流に位置する「厚幌ダム」は、治水（洪水調節）・流水の正常な機能の維持（河川環境の保全）・水道用水の確保・かんがい用水の確保という4つを目的として、平成30年（2018年）8月13日より供給を開始していた。だが、9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、貯水池周囲において大規模な地すべりや斜面崩落が発生し、大量の土砂や倒木がダム貯水池内へ流入した。この厚幌ダム貯水池内における被災は次のようなものだった。

(1)地すべり

注水前に全ての対策工を施工していたが、北海道胆振東部地震により、新たに1箇所のですべり対策工が必要となった。

(2)崩土流木流入

貯水池内に大量の崩土倒木が流入し、安定的な各用水供給に支障を来すため、18箇所撤去等により貯水池の容量を拡幅する必要があった。

(3)斜面崩落

貯水池に向かって崩落した斜面には大量の土砂等が残っていたため、再び崩落し貯水池の機能を低下させないようにするため、7箇所で復旧工事をする必要があった。



厚真町厚幌ダム右岸袖部直上流

厚幌ダム右岸袖部直上流の斜面が崩壊。右岸沿いの道道やそれから上方に分岐していた林道が消失していた。湖面に浮かんでいるのは崩落した流木。

写真提供：アジア航測(株)・朝日航洋(株)

こうしたダム被害に対し、北海道開発局は直轄災害復旧事業「勇払東部地区」を実施。被災した施設の復旧工事を進め、「厚幌ダム」については、令和4年（2022年）3月末に災害復旧工事を完了し、同年4月1日に運用を開始。「厚真ダム」については、主な復旧工事を令和5年（2023年）3月に完了してダムに水を貯める準備が整ったため、同年4月から試験湛水を開始した。

第3章

厚真町における災害対応

3-1 災害対応検証

3-1-1 厚真町における災害対応検証の概要

「平成30年北海道胆振東部地震」は、厚真町で震度7を記録し、北海道ではこれまでに経験のない甚大な被害をもたらした。

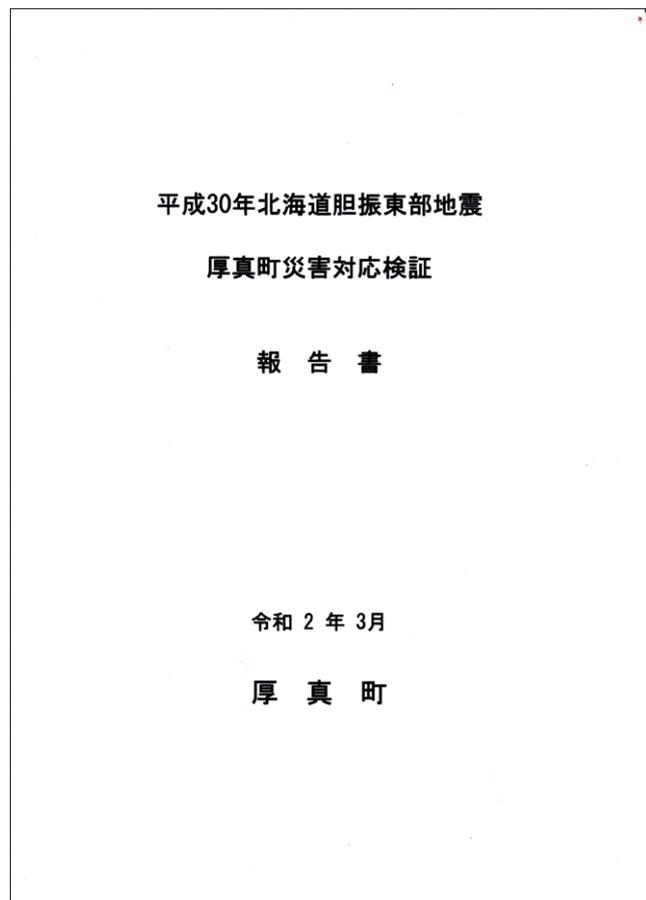
特に、激しい地震の揺れが襲った厚真町では、大規模な土砂災害の発生により、多くの尊い命が失われるとともに、道路・橋梁や電気・上下水道等のライフラインの寸断及び多くの避難者の発生により、初動期の災害対策活動や早期の復旧・復興は困難を極め、経済社会活動に大きな影響を及ぼした。

地震発生直後から、復旧への取り組みが開始された。しかし、想定を遥かに超える大規模な土砂災害が発生していたため、厚真町職員等の災害対応は混迷を極めた。

こうした厚真町の災害対応について、当時の被害の状況と各種災害対策活動の実態を把握・整理し、その問題点・課題あるいは良かった点を明確にすることにより、今後の対応策をとりまとめるために、災害対応の検証が進められた。

検証は、町の全職員等へのアンケート及びインタビューを行うことから始められたが、その目的は、発災後の状況や対策活動に関する貴重な記録を残すとともに、厚真町災害対策本部活動としての教訓から見えてきた今後取り組むべき対策などをとりまとめるとともに、不備事項を是正、又は新たな対応策による改善及び教訓等を反映することにあった。

規模の大小、あるいは災害の種別はあると思われるが、今後も発生するであろう災害へ備えるとともに、事に臨んでは、対策本部活動が迅速・確実かつ、組織力を十分に発揮して応急対策活動等が行われるようにすることが目指されたのである。



「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証報告書」
(令和2年3月)

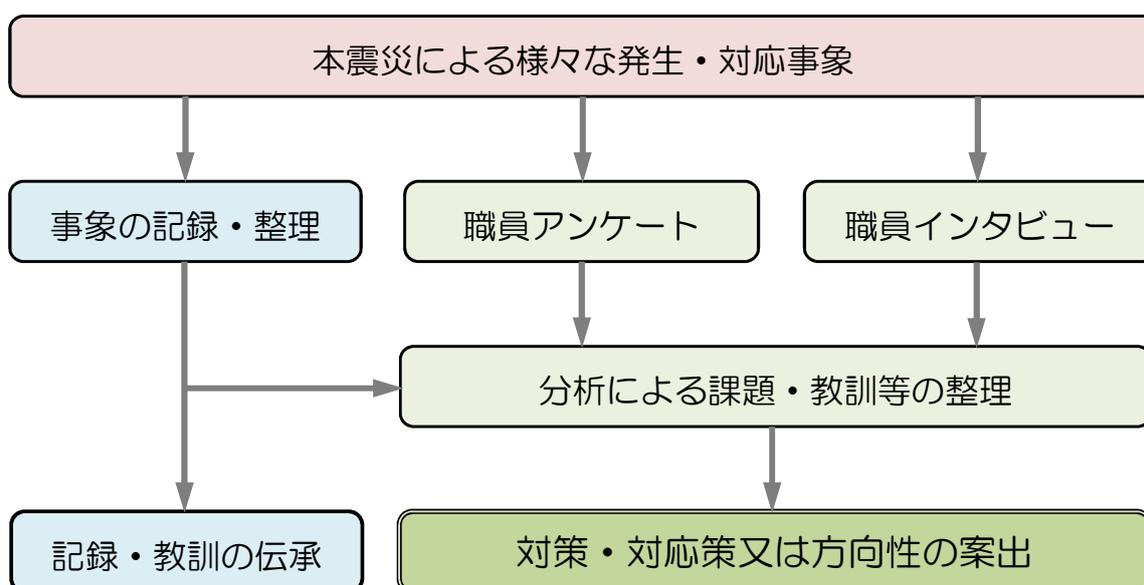
この災害対応検証の成果は、令和2年（2020年）3月に「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証報告書」としてまとめられた。

なお、この検証の対象とする期間は、平成30年（2018年）9月6日午前3時7分の平成30年北海道胆振東部地震の発災から、同年12月28日午後4時0分の災害対策本部の廃止までとし、検証に関わる対象人員は、上記期間に災害対策活動に従事した臨時職員・嘱託職員等を含んだ町職員を対象としていた。

検証の方法

本検証は、前述したように、北海道胆振東部地震によって起こったできごとや、それいかに対応したかなどを整理するとともに、全職員等へのアンケート及びインタビューから、良かったこと、できなかったことなどを抽出・分析し、今後の防災計画・マニュアルの修正及び新規作成等を見据えた、課題の整理、改善のための対策又は改善の方向性を案出することを目的として行われた。

■ 検証の流れ



3-1-2 自然災害リスクと被害想定

厚真町では、平成28年（2016年）2月に、町の位置・地形形状・気候等の特性から、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象として、「厚真町地域防災計画」を改訂していた。これは、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条」の規定及び「災害対策基本法第40条第1項」の規定に基づいて北海道防災会議（会長：北海道知事）が策定した「北海道地域防災計画」を基にして、厚真町防災会議が作成した計画である。想定していた被害は主として次のようなものだった。

厚真町における被害想定

- ①根室沖から三陸沖に至る海洋型地震の影響による津波災害
- ②支流を含む厚真川の氾濫及び太平洋沿岸部の高潮・波浪等による洪水害
- ③町内のいたる所に点在する山地・丘陵・崖等の土砂災害
- ④苫小牧市にある活火山である樽前山の火山噴火災害
- ⑤町内には火力発電所・石油備蓄基地があり、これらに起因する災害
- ⑥鉄道、航空機等の事故災害
- ⑦家畜等への影響の大きい鳥インフルエンザ・豚コレラ
- ⑧冬季における雪害など様々な災害 等々

(1)地震についての被害想定と防災計画

厚真町地域防災計画改定の前提として最も懸念されたのは、大規模地震（石狩低地東縁断層帯の大規模地震）の発生だった。

平成18年（2006年）3月の地震防災対策特別措置法の改正により、都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとされ、平成20年（2008年）12月には中央防災会議が策定した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災戦略」においても、その推進地域の地域目標（減災目標）を定めるよう努めることとされた。北海道防災会議の地震火山対策部会地震専門委員会は、平成23年3月、石狩低地東縁断層帯の大規模地震による被害想定額を次のように示した。

■石狩低地東縁断層帯の大規模地震による被害想定

地震発生個所 (想定)	最大震度	木造住家全壊棟数(棟)		死傷者数(人)	
		最大	最小	最大	最小
主部(北)	6強	6,033	1,708	11,550	4,676
主部(北) 深さ3km	7	10,628	5,754	14,984	7,079
主部(南)	6強	280	98	1,798	832
主部(南) 深さ3km	7	927	688	3,068	1,911
南部	7	5,115	2,310	11,904	2,483
南部 深さ3km	7	9,682	4,299	14,143	3,879

出典：北海道防災会議 地震火山対策部会地震専門委員会 想定地震見直しに係るワーキンググループ「想定地震見直しに係る検討報告書」
平成23年3月より作成

そのため、厚真町地域防災計画の改訂は、大規模地震発生の際に、厚真町・北海道・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の各防災機関が持つ全機能を有効に発揮し、厚真町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧並びに復興を行い、厚真町の地域並びに町民の生命・身体及び財産を災害から守ることを最大の目的とし、過去の地震災害の被害を踏まえ、石狩低地東縁断層帯による大規模地震の被害を想定した防災計画が立てられた。

■過去の地震による厚真町の被害状況

地震名・規模・被害総額	災害の概要
十勝沖地震 震度6 昭和27年(1952年)3月4日 【被害総額：1億4,638万6,000円】	死者 [1人] 重傷 [1人] 軽傷 [8人] 全倒壊 [35棟] 半壊 [36棟] 小壊 [141棟]
釧路沖地震 震度4 平成5年(1993年)1月15日 【被害総額：442万円】	住家一部破損 [1棟] 非住家半壊 [1棟] 農業関連その他 [3件] 道路 [5箇所] 衛生施設 [1箇所] 商工 [17箇所] 学校 [2箇所]
十勝沖地震 震度5強 平成15年(2003年)9月26日 【被害総額：8億9,252万円】	軽傷 [3人] 住家一部破損 [13棟] 農業被害 [19件] 土木被害 [34箇所] 衛生被害 [10箇所] 商工被害 [12箇所] 公立文教被害 [4箇所] 社会教育施設 [5箇所] 社会福祉施設 [2箇所] その他 [30箇所]

出典：「厚真町耐震改修促進計画」(平成20年3月)より作成

■厚真町における石狩低地東縁断層帯大規模地震の被害想定

被害想定項目	小項目	発生時間		
		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.9	6.9	6.9
急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	22箇所	22箇所	22箇所
	崩壊危険度B(箇所)	6箇所	6箇所	6箇所
	崩壊危険度C(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
建物被害	全壊棟数	645棟	645棟	645棟
	建物半壊棟数	846棟	846棟	846棟
火災被害	焼失棟数	1棟	1棟未満	12棟
人的被害	死者数	7人	5人	6人
	重傷者数	6人	3人	5人
	軽傷者数	78人	45人	59人
避難者数	避難所生活者数	855人	854人	861人
	避難所外避難者数	460人	460人	464人
ライフライン被害	上水道の被害:断水世帯数(直後)	746世帯	746世帯	746世帯
	下水道の被害:機能支障世帯数	195世帯	195世帯	195世帯
交通施設被害	主要な道路の被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
	その他の道路の被害箇所数	53箇所	53箇所	53箇所

出典:「厚真町業務継続計画」(平成28年9月)より作成

地震以外の災害想定

厚真町では、地震以外の災害についても、次のような災害を想定していた。

■風水害についての過去の履歴と防災計画

災害名	災害の概要
農業・土木施設被害があった台風等	農業被害、土木施設被害のある風水害は8回／10年で発生(2000～2010年)

■暴風雪・雪害についての過去の履歴と防災計画

災害名	災害の概要
平成28年暴風雪	農業被害
平成12年低気圧及び融雪	農、林、土木施設被害

■その他(大火)

災害名	災害の概要
昭和24年厚真市街大火	全焼48棟、半焼20棟

出典：厚真町地域防災計画資料編（抜粋）

(2)厚真町の業務継続計画

ただし、地域防災対策は行政機関の被災を前提としたものではなかった。そこで厚真町は、平成28年（2016年）9月に「厚真町業務継続計画」をとりまとめた。

大規模な自然災害が発生した場合、町役場そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受け、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができなくなる可能性があった。

また、発災時に伴う膨大な応急対策業務が発生することも考えられ、それらの業務が中断することで町民の生命・生活及び社会活動に大きな支障が生じることも想定された。

そのような中で、厚真町地域防災計画に基づく応急対策業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、必要とされる通常業務を継続し、最低限必要な行政サービスを継続的に提供しつつ、さらに最短で平常業務に復するためには、あらかじめ各業務に優先順位をつけ、事前に必要な資源の準備や業務の対応方針・手段を定めて、取り組むべき業務を明らかにしておく必要があった。

〈業務継続計画の基本方針〉

厚真町での大地震などの、町民等や町内の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある大規模災害に対し、町がその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、業務継続計画を策定し、円滑な実施を図る。

- ①町民の生命・身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）。
- ②非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。
- ③計画の実効性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策について検討する。

■業務継続計画と地域防災計画の比較

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する
行政の被災	町役場、人員、その他の必要な資源の制約を前提とする	特に想定する必要がない
対象業務	非常時優先業務 ・応急対策業務 ・優先度の高い復旧・復興業務 ・優先度の高い通常業務	災害対策にかかる業務 ・災害予防業務 ・災害応急対策業務 ・災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める	必要事項ではない（事前、初動、復旧・復興に区分する程度）
その他	職員の支援体制（水・食料等の確保）についても検討する	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める

出典：「厚真町業務継続計画」（平成28年9月）

3-1-3 厚真町の防災組織

厚真町では、災害の予防、応急対策・復旧等の活動に即応できる体制を保持し、災害対策の総合的運営を図るため「厚真町防災会議」を設け、防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集・防災関係機関相互の連絡調整を行っていた。

また、災害発生時においては、災害対策基本法第32条の規定及び厚真町地域防災計画第3章第2節第2(1)エ項に基づき、地域防災計画規定の編制を基準として厚真町災害対策本部を設置し、災害対策活動を行うこととなっていた。

災害対策基本法第32条

(派遣職員の身分取扱い)

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

厚真町地域防災計画第3章第2節第2(1)

2 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1)設置

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- エ 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を必要とするとき。
- オ 津波警報が発表されたとき。

(1)厚真町の対策本部編制

厚真町における災害対策本部の編制は、次の表のとおりだった。

■厚真町災害対策本部編制

本部長	町 長			
副本部長	副町長・教育長			
部	部 長	班	班編成	班長
総括部	総務課長	総務班	総務人事グループ	総務課長兼務
		学校対策班	学校教育グループ	生涯学習課長
		社会教育班	社会教育グループ	生涯学習課参事
		地区連絡体制	※別表「地区連絡体制」	
調査広報部	まちづくり 推進課長	広報部	企画調整グループ広報担当	まちづくり推進課 長兼務
		調査班	企画調整グループ 事業推進グループ	まちづくり推進課 参事
工作部	建設課長	工作班	土木グループ	建設課長兼務
		建設班	建築住宅グループ(施設担当) 上下水道グループ(上下水道 担当)	建設課長兼務
		工作労務班	スタッフ制	建設課長兼務
資材部	産業経済課長	資材班	農政グループ 商工観光林業水産グループ	産業経済課参事
		輸送班	農業委員会事務局 学校教育グループ車両担当	産業経済課長兼務
		資材労務班	スタッフ制	産業経済課長兼務
救護班	町民福祉課長	救護班	子育て支援グループ 財政グループ福祉グループ 地域包括支援センター(福 祉担当) 健康推進グループ(保健担当)	町民福祉課長兼務
		給与班	町民生活グループ 税務グループ 議会事務局 学校給食センター	町民福祉課長兼務
支援部	総務課長兼務	支援班	防災会議の構成機関及び公 共団体、その他防災上重要な 施設の管理者並びに協力関 係の連絡調整に関すること	総務課長兼務

注) 災害対策本部員は、各部の部長・班長・連絡所長をもって充てるものとする。

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書(令和2年3月)」より作成

(2)厚真町の地区連絡体制

厚真町における地区連絡体制は、次表のとおりだった。

■地区連絡体制

連絡所名	場 所	担当地域	地区連絡所長	係 員	配車車両
富 里	高齢者生活自立支援センター『ならやま』	幌内・富里・高丘・吉野	町民福祉課参事	4人	産業経済課2台
桜 丘	桜丘生活会館	朝日・桜丘・幌里	産業経済課参事	3人	町民福祉課1台
中 央	役場庁舎	美里・本郷 本郷団地・新町市街地(5町)	議会事務局長	4人	町民福祉課1台 産業経済課1台
上 野	上野生活会館	上野・豊川・豊沢			
宇 隆	宇隆生活会館	宇隆・東和	農業委員会事務局長	3人	教育委員会1台
豊 丘	豊丘マナビイハウス	軽舞・豊丘・鹿沼・鯉沼	総務課参事	4人	町民福祉課1台 教育委員会1台
上厚真	役場上厚真支所	共和・共栄・厚和・富野・上厚真	上厚真支所長	4人	総務課2台
浜厚真	浜厚真生活会館	浜厚真			
臨 時	臨時必要と思われる地区に設置		総括部長指名		
上水道・下水道保守 新町浄水場、上厚真地区浄水場、厚真浄化センター			上下水道Gリーダー	3人	建設課2台

出典：「厚真町地域防災計画資料編（抜粋）」より作成

3-1-4 厚真町における避難所・緊急避難所の指定

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、災害発生時に備え、指定避難場所8箇所と、指定緊急避難所14箇所を定めていた。

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

(1)指定避難所

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、指定避難所として、次の8箇所を指定していた。

■指定避難所

避難所名	対象地区	収容可能人数 (3㎡/1人)
幌内マナビイハウス	幌内	50人
高齢者生活自立支援センター「ならやま」	富里・高丘	60人
総合福祉センター	吉野・桜丘・朝日・本郷・幌里・京町・表町本町・錦町	660人
厚真中央小学校	新町・美里・東和・宇隆・上野・豊川・豊沢	1,770人
厚南会館	共和・共栄・上厚真	460人
上厚真小学校	豊丘・軽舞・鹿沼・厚和・浜厚真・鯉沼・富野・清住	1,140人
スポーツセンター	本郷・幌里	680人
厚真中学校	新町	1,109人

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(2)指定緊急避難場所

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、地震時の指定緊急避難場所として、次の14箇所を指定していた。

■指定緊急避難場所

施設・場所名	収容可能人数 (屋内3㎡ /1人、屋外2㎡ /1人)
幌内マナビィハウス駐車場	342人
高齢者生活自立支援センター「ならやま」駐車場	661人
厚真町役場職員駐車場	791人
厚真町青少年センター	352人
総合ケアセンター「ゆくり」駐車場	846人
総合福祉センター駐車場	560人
表町公園	4,794人
厚真中央小学校グラウンド	4,752人
厚真中学校グラウンド	17,975人
スポーツセンター駐車場	726人
かしわ公園野球場	5,683人
上厚真かえで公園	1,533人
厚南会館駐車場	1,365人
上厚真小学校グラウンド	3,000人

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(3)災害時の備蓄

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、石狩低地東縁断層帯の地震被害想定に応ずる備蓄品を計画的に購入し、備蓄を図っていた。

備蓄品配置場所	備蓄品目	数 量
高齢者生活自立支援センター「ならやま」 (幌内マナビィハウス分を含む)	毛布	90
	石油ストーブ	6
総合福祉センター (スポーツセンター分を含む)	毛布	240
	マット20m	21
	災害用トイレ処理セット100回分	50
	携行缶20ℓ	3
	LEDライト	10
	水電池3本入(単3)	50
	石油ストーブ	12
	灯油ポリタンク18ℓ	20
	給油ポンプ	15
厚真中央小学校 (厚真中学校分を含む)	毛布	100
	マット20m	35
	災害用トイレ処理セット100回分	2
	携行缶20ℓ	3
	LEDライト	20
	水電池3本入(単3)	30
	石油ストーブ	4
	灯油ポリタンク18ℓ	20
	給油ポンプ	20
厚南会館 (上厚真小学校分を含む)	毛布	200
	マット20m	20
	災害用トイレ処理セット100回分	2
	インバーター式発電機	3
	携行缶20ℓ	3
	LEDライト	10
	水電池3本入(単3)	30
	石油ストーブ	8
	灯油ポリタンク18ℓ	20
	給油ポンプ	20
鹿沼マナビィハウス	毛布	40
	石油ストーブ	2
豊丘マナビィハウス	毛布	40
	石油ストーブ	2
役場 (旧母子センター倉庫・コンテナ等)	発電機	3
	インバーター式発電機	6
	投光器	3
	石油ストーブ	6
	飲料水2ℓ	120

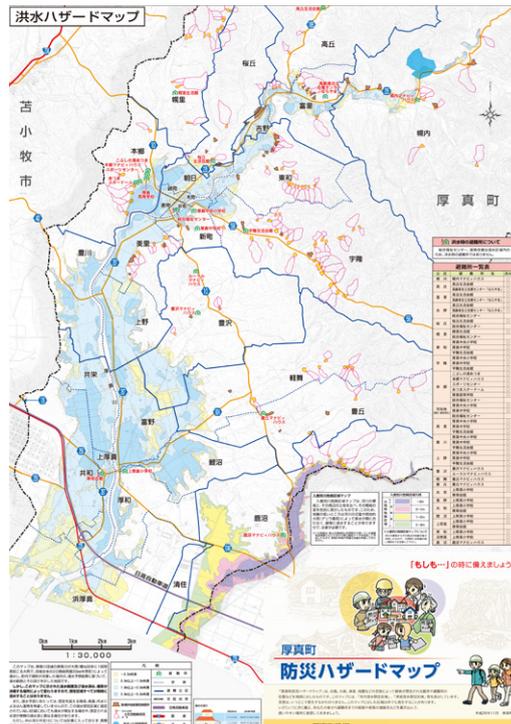
出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(4)ハザードマップ

北海道胆振東部地震発生以前の最新のハザードマップは、平成29年（2017年）2月に改訂し、以下のようなものを、町内全戸に配布するとともに、転入世帯にも逐次配布していた。

- ①津波ハザードマップ
- ②洪水ハザードマップ（土砂災害危険箇所付記）
- ③その他（a. 避難所一覧・緊急避難場所、b. 事前対策、c. 避難情報収集・伝達、d. 避難の心得 など）

■洪水ハザードマップ



■津波ハザードマップ



■その他

○ 避難情報

災害の恐れがあるときは、状況に応じて町から避難準備・高齢者等避難開始、避難指示、避難指示(緊急)が発令されますので、心身の準備に十分注意して行動しましょう。

危険度 小 ← **災害危険度** → **危険度 大**

【避難準備(高齢者等避難開始)】
避難準備(高齢者等避難開始)が発令された場合は、避難準備(高齢者等避難開始)の要領に従って避難準備(高齢者等避難開始)を行います。

【避難指示(緊急)】
避難指示(緊急)が発令された場合は、避難指示(緊急)の要領に従って避難指示(緊急)を行います。

【避難指示(緊急)】
避難指示(緊急)が発令された場合は、避難指示(緊急)の要領に従って避難指示(緊急)を行います。

○ 事前対策

非常持ち出し品の準備

必要最低限の持ち出し品を準備しましょう。

チェック項目記入欄

<input type="checkbox"/>	懐中電灯	<input type="checkbox"/>	折り紙・フェルト・粘土
<input type="checkbox"/>	携帯ラジオ・手回し充電機	<input type="checkbox"/>	乾電池
<input type="checkbox"/>	飲料水	<input type="checkbox"/>	携帯トイレ
<input type="checkbox"/>	常備食 (賞味期限切れ)	<input type="checkbox"/>	使い捨て食器
<input type="checkbox"/>	貴重品 (現金、印鑑)	<input type="checkbox"/>	洗面用品
<input type="checkbox"/>	貴重品 (現金、印鑑)	<input type="checkbox"/>	タオル
<input type="checkbox"/>	衣類・下着類	<input type="checkbox"/>	寝具類
<input type="checkbox"/>	ロープ・ワイマツナ	<input type="checkbox"/>	石鹸
<input type="checkbox"/>	ロープ	<input type="checkbox"/>	貴重品
<input type="checkbox"/>	帽子	<input type="checkbox"/>	貴重品

日頃の心得

大気や地震に注意して、おまわりや身体・着脱に注意

大気や地震に注意して、おまわりや身体・着脱に注意

○ 津波情報

津波情報の種類

気象庁では、地震発生から約3分を目途に津波警報(大津波・津波)または津波注意報を発令します。

津波の予備知識

津波の発生は、地震発生から約3分を目途に津波警報(大津波・津波)または津波注意報を発令します。

雨の降り方

ややみ雨
1時間: 10~20mm程度

強い雨
1時間: 30~50mm程度

非常に強い雨
1時間: 50~80mm程度

猛烈な雨
1時間: 80mm以上程度

○ 避難時の心得

安全な避難所の確保

避難する際は、避難所の確保に十分注意してください。

避難時の心得

避難する際は、避難所の確保に十分注意してください。

避難時の心得

避難する際は、避難所の確保に十分注意してください。

避難時の心得

避難する際は、避難所の確保に十分注意してください。

出典：厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）

(5)防災行政無線

厚真町では、町内の全世帯と公共施設・学校や事業所などに設置。災害（水害・台風・地震・津波）などの気象情報や災害が発生した際に、防災行政無線を放送することとなっていた。その歴史は以下のとおり。

- ①平成4年度（平成5年2月1日）より、町内全世帯に戸別受信機（AM機）を配布（無償貸与）・開局し防災行政無線の運用を開始。
- ②平成18年度に上厚真地区に中継局を開設し、同地区の戸別受信機（AM機）を更新。
- ③平成22年度に上厚真地区（厚南会館・浜厚真ビーチ・JR浜厚真駅・新日本海フェリーターミナル・鵜川漁業協同組合厚真支所）に屋外拡声子局5局を設置。
- ④平成26年度に厚真地区の固定局（同報系）をデジタル型（FM機）に更新、戸別受信機についても更新。

■無線局種別・無線局数

無線局種別	無線局数		備考	
	総数	内訳		
固定局	6	同報系	4	厚真：1局
				上厚真：1局
				幌内：1局
				高丘：1局
		移動系	2	厚真：1局
				上厚真：1局
基地局	2	移動系	2	厚真：1局
				上厚真：1局
陸上移動局	49	車載型	27	公用車取付：26台
				厚真福祉会：1台
		可搬型	2	新町浄水場：1台
				上厚真浄水場：1台
携帯型	20	携帯無線：20台		
合計	57			

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(6)職員等情報伝達

厚真町における職員等への情報伝達については、次のように取り決められ、実行されていた。

- ①メールマジック（一斉メール）を活用して、事前に登録された職員等の携帯電話・スマートフォン等のアドレスに災害・防災情報、非常参集連絡等を一斉に配信し、伝達。
- ②登録は転出入の際に、その都度更新し、最新の状態を保持。
- ③送信・受信確認のため、伝達訓練を兼ねて年に2回（4月・10月頃）人事異動の頃にテストメールを一斉配信して、受信状況を確認。

(7)災害協定締結状況

厚真町は、北海道胆振東部地震の発生以前に、15団体等と下記の災害協定（災害時応援協定）を締結していた。

災害協定とは、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、又は自治体間で締結される協定のことである。

■厚真町が締結していた災害協定

分類	協定名	協定先	締結日
ライフライン	水道	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会 平成10年12月1日
	ガス	災害発生時における厚真町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	社団法人北海道エルピーガス協会胆振支部北海道エルピーガス災害対策協議会 平成23年3月14日
	電気	災害時協力協定書	一般財団法人北海道電気保安協会 平成23年11月1日
	燃料	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	苫小牧地方石油協同組合 平成24年4月20日
	浄水施設	災害時協力協定書	新栄クリエイト株式会社 平成24年10月22日
施設・整備	厚真町所有公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	厚真建設協会 平成18年5月10日	
飲料供給	災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ株式会社北海道支社 平成21年8月11日	
	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 平成22年3月23日	

分類	協定名	協定先	締結日
輸送	緊急時における輸送業務に関する協定書	室蘭地区トラック協会 苫小牧支部	平成27年12月14日
行政支援	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	平成26年3月28日
	大規模災害時等の情報共有要領及び生活救助等に関する協定書	陸上自衛隊第7師団 第7特科連隊	平成26年8月5日
	災害時広域相互応援に関する協定書	苫小牧市、白老町、厚真町、 安平町、むかわ町	平成27年3月2日
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定及び災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目	北海道、北海道市長会、 北海道町村会	平成27年3月31日
情報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成28年11月7日
その他	災害発生時における厚真町と厚真町内郵便局の協力に関する協定	厚真町内郵便局(厚真郵便局・ 上厚真郵便局・軽舞郵便局)代表 日本郵便株式会社北海道支社長	平成30年3月31日
飼養動物保護	厚真町における災害時の動物救護活動等に関する協定	ペットホテルHAYA	平成30年9月6日

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

3-2 厚真町の応急対策活動

3-2-1 組織体制の概要

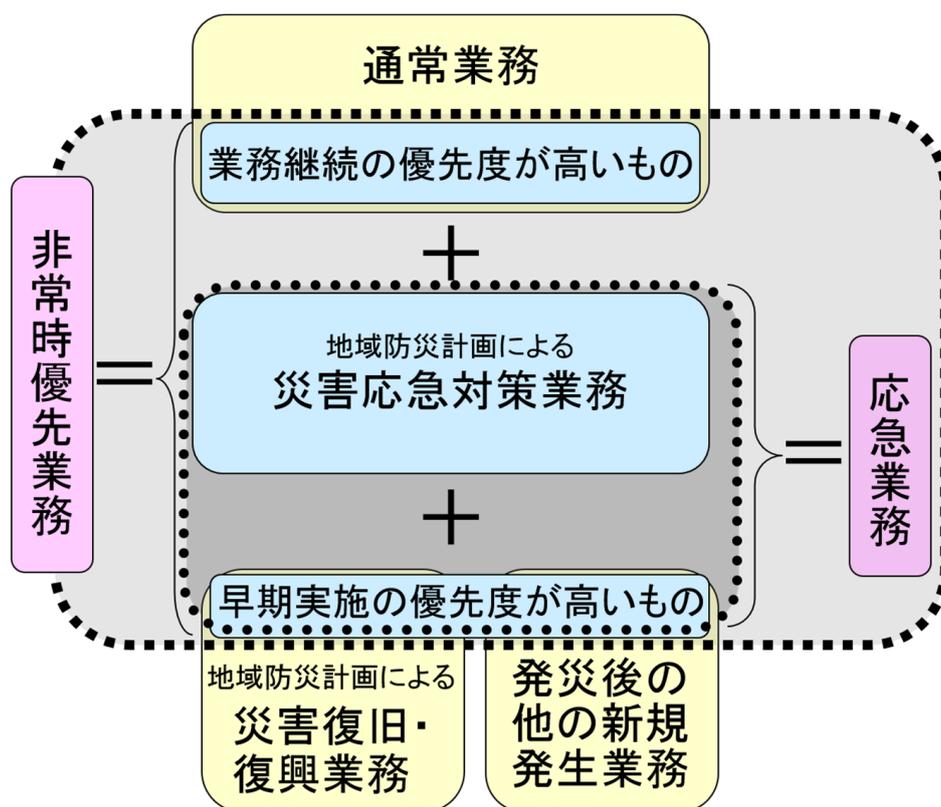
北海道胆振東部地震による震災に対し、厚真町は、前述した災害対策基本法第32条の規定及び厚真町地域防災計画第3章第2節第2(1)エ項に基づき、地域防災計画規定の編制を基準として、災害発生から8分後の平成30年（2018年）9月6日午前3時15分に厚真町災害対策本部を設置し、第3種非常配備体制をとった。

これは、広域にわたる災害の発生が予想されるときや被害が特に甚大であると予想される場合に、全職員に対して発せられる体制だった。

そして、この体制は、平成30年12月28日午後4時00分に災害対策本部が廃止されるまでの約3箇月半にわたり続けられ、応急対策活動が実施された。

なお、災害対策本部廃止後は、「厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部」を設置し、「厚真町復旧・復興計画」の策定を始め、町の復旧・復興に取り組むこととなった。

■ 非常時優先業務の位置づけ



出典：「厚真町業務継続計画」（平成28年9月）

3-2-2 非常配備体制

厚真町における非常配備体制は、第1種・第2種・第3種からなり、その内容・任務は次のように決められていた。

■厚真町における非常配備の区分

種別	配備時期	配備内容	任務
第1種非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ①震度4の地震が発生したとき。 ②津波注意報が発令されたとき。 ③気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 ④その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	情報連絡のため各部の少数の人数をもって当たるもので、状況により次の配備体制に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の収集 ②関係機関との連絡
第2種非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ①震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ②津波警報が発令されたとき。 ③局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 ④その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	各部全班の人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動ができる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の収集 ②関係機関との連絡 ③応急措置の実施
第3種非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ①震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②大津波警報が発令されたとき。 ③広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 ④予想されない重大な災害が発生したとき。 	各部全班の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	災害業務全般の実施

出典：「厚真町地域防災計画（平成28年2月）」より作成

■北海道胆振東部地震発生時の災害対策本部編制と主な活動内容

編制区分		主な活動内容	
本部長	町長	本部の指揮・統率	
副本部長	副町長	本部長の補佐、不在時の指揮代行	
	教育長	副町長の補佐、学校再開以降は教育長業務	
部	部長	班	
総括部	総務課長	総務班	本部の総括、人員管理、連絡調整、応援要請、食料・資機材の調達・調整
		学校対策班	学校施設の被害調査、学校・教職員の連絡調整、学校教育再開の準備
		社会教育班	社会教育施設の被害調査、関係機関との連絡調整
		地区連絡体制	地域の被害確認、地域住民の避難等支援、本部と地域の連絡調整
調査広報部	まちづくり推進課長	広報班	情報集約、広報資料作成、報道機関対応、広報
		調査班	被害調査、避難所運営等の各班支援
工作部	建設課長	工作班	所管施設の被害調査・応急対策、災害査定
		建設班	建築物の被害調査、罹災証明書の発行、建築物の応急対策、応急仮設住宅の供給
		工作労務班	工作班等の支援
資材部	産業経済課長	資材班	物資の調達・調整・供給、各班の支援
		輸送班	物資輸送、車両調整
		資材労務班	資材班等の支援
救護部	町民福祉課長	教護班	被災者の救護・健康管理、要配慮者の支援、関係機関との調整、義援金品の受付・配分
		給与班	炊き出し、水・食料品の調達・配分
支援部	総務課長兼務	支援班	編制せず

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

3-2-3 避難勧告等

厚真町は、北海道胆振東部地震発生後の非常対策活動期間中、土砂災害の危険性等から、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を下表のとおり発令した。

■ 避難勧告等発令・解除状況

発令区分	発令目的	発令日時	場 所	対象世帯	対象人数	解除日時
避難勧告	土砂災害の危険性	9月9日 16時	新町	7	17	10月8日9時 (応急処理終了)
避難指示 (緊急)		9月11日 14時	東和	1	3	9月18日18時 (応急対策完了)
避難指示 (緊急)		9月11日 14時	宇隆	2	5	
避難指示 (緊急)		9月13日 12時56分	新町	3	4	10月14日9時 (応急対策完了)
避難勧告		9月13日 12時56分		2	3	10月11日8時 (応急対策完了)
避難指示 (緊急)		9月23日 18時	吉野	8	15	11月8日9時 (交通規制解除)
避難準備・高 齢者等避難 開始	台風第24号 接近に伴う 土砂災害の 危険性	9月30日 12時	幌内・高丘・ 富里・吉野・ 桜丘・幌里・ 本郷・朝日・ 新町・美里・ 東和・宇隆・ 上野・豊沢・ 軽舞・豊丘・ 鹿沼	151	340	10月1日16時 (一部解除)
避難勧告		9月30日 14時				10月2日10時 (台風通過後の安全 確認完了)
避難準備・ 高齢者等避 難開始	台風第25号 接近に伴う 土砂災害の 危険性	10月6日 14時		151	340	10月7日15時30分 (台風通過後の安全 確認完了)
避難勧告		10月6日 16時				

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

3-2-4 救助救出活動

北海道胆振東部地震の発生後、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等から道災害対策本部指揮室に集約された情報から、震源に近い厚真町で地震による大規模な土砂崩れが発生しており、早い段階で、緊急に必要とされる救助救出活動の規模が管轄の厚真消防本部の対応能力を超えていることが判明した。

そのため、道内はもとより、全国から広域的な応援を得て救助救出活動に当たることとなったが、最終的に、自衛隊、警察、消防、海上保安庁及び道の関係機関によって、下の表に示すとおり、8日21時現在で計92人が救助救出されることとなった。その後、9日に吉野で2人、幌内で最後の1人が発見された

■厚真町における救助救出の状況(平成30年9月8日21時現在)

地区	住民数	救助救出者数	救助救出者のうち、死亡・心肺停止者数
朝日地区	139人	2人	2人
桜丘地区	42人	4人	1人
幌里地区	70人	13人	4人
吉野地区	34人	28人	17人
富里地区	71人	4人	4人
高丘地区	43人	30人	2人
幌内地区	100人	11人	3人
計	499人	92人	33人

資料：厚真町災害対策本部発表 ほか

(1)警察による救助・救出・捜索活動

道警察は発災後直ちに、道・札幌市及び厚真町に、リエゾン（災害対策現地情報連絡員：101ページ参照）を派遣し、ヘリコプターからの現地映像による被害状況の把握のほか、町の災害対策本部や避難所などから安否不明者の特定に係る情報収集を実施して、9月7日の未明までに厚真町における安否不明者36人を特定し、情報を他機関と共有。救助救出活動のために、機動隊97人と各方面本部の警備隊111人を厚真町に投入したほか、道外から広域緊急援助隊（3都県）52人と広域警察航空隊ヘリ（5都県）7機の派遣を受け、安否不明者の捜索や、道路の寸断により被災地に取り残された住民の救助などに延べ人員約3,800人の警察官等が被災地で活動した。

また、道外から派遣された特別派遣部隊については、16の都県警察から延べ約3,800人、航空機10機、車両24台が投入され、即応部隊が救助救出活動を行ったほか、生活安全部隊等の一般部隊が被災者支援活動等を実施した。部隊の活動期間は9月6日～11月30日の86日間（防犯パトロール・被災者支援・交通整理を含む）だった。



警察による捜索救助活動



北海道警察自動車警ら隊と他府県からの応援部隊による警戒活動



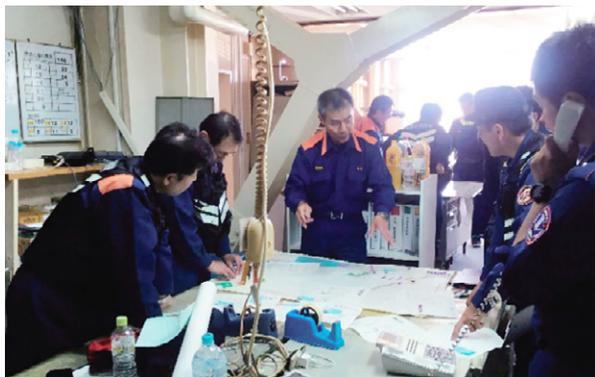
避難所における被災者支援活動

出典：北海道警察ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震発生に伴う警察活動」

(2)消防による救助救出活動

消防については、北海道広域消防相互応援協定に基づき、道内33の消防本部から道内広域応援隊が出動し、延べ415隊、1,537人が厚真町に派遣され、主として、救助救出活動及び救急需要の増大に伴う救急活動を行った。

また、道は消防組織法に基づいて、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を要請。12都道県から延べ642隊、2,632人の部隊が派遣された。この緊急消防援助隊は、9月6日5時15分から順次活動を開始し、厚真町における救助救出活動に大きな役割を果たした。



胆振東部消防組合消防署厚真支署での指揮状況
写真提供：札幌市消防局



フェリーによる輸送状況
写真提供：仙台市消防局



胆振東部消防組合消防本部の活動状況
写真提供：胆振東部消防組合消防本部



航空自衛隊輸送機による輸送状況



陸上隊の活動状況
写真提供：横浜市消防局



救助救出活動で活躍した航空機
写真提供：川崎市消防局

出典：総務省消防庁 「消防の動き '19年1月号」〈平成30年北海道胆振東部地震における消防機関の対応〉

(3)自衛隊による救助救出活動

自衛隊は、関係機関に対して災害に関する情報を提供するため、9月6日3時40分にヘリコプターを被災地へ自主的に派遣し、情報収集を実施した。

また、道（知事）は、自衛隊をはじめ関係機関から指揮室に集約された各地の被災状況及び道内全戸停電という状況を勘案し、道内陸上自衛隊の指揮権を有する北部方面総監に対し、同日6時に道内全域を活動地域とした災害派遣を要請した。

自衛隊の災害派遣活動では、39日間にわたり、延べ人員約20万人、航空機延べ550機、艦船延べ約90隻が派遣され、人命救助、給水・給食支援、入浴支援のほか、道路啓開や人員・物資の輸送支援などの活動を行った。なお、人命救助活動については、9月10日の終了時までには46人の実績を上げた。



出典：防衛省・自衛隊ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震について〔活動状況写真〕」

(4)厚真消防による救助救出活動

厚真町における公設消防は、職員26人、車両13台からなる胆振東部消防組合消防署厚真支署が担っており、厚真町北部地区は厚真支署が、南部地区は上厚真分遣所が日常の消防業務に当たっている。

また厚真消防団は、本団・北部地区担当の第1分団・南部地区担当の第2分団・女性消防団からなっており、現在、定員90人、現員89人、内10人は女性で構成され、車両6台を運用している。

発災当初、消防のメインサイレンが使用不可となり、町防災無線端末も地震により損傷し使用不可となった。そのため、団員へ出動要請をする手段を失っていた。

しかし、組合消防計画で「震度4以上で出動」となっていたことから、団員は連絡せずとも厚真支署及び上厚真分遣所に集合。被害確認のために順次出動した。その段階では、現場の情報が皆無であり、出動して現場で確認・判断するしかない状況だった。

9月6日午前、当初の被害状況確認のための出動に続き、町内道路状況の確認のため再度出動した。

その後、体制立て直しのため、第1分団は厚真支署へ、第2分団は上厚真分遣所へ集合。情報の共有と出動団員の無事の確認及び出動状況を把握した後、次出動に備え少しの休息をとった。この時点で、携帯電話は使用不可となり、出動していない団員との連絡手段を失った。

9月6日午後、被災地区で自衛隊・警察隊・消防緊急援助隊など多くの支援隊が救出活動を開始。厚真支署隊・団隊は幌内地区の救出活動に出動することとなった。団隊は1班10名で編成し、3時間交代とした。なお、現場までの移動に1時間ほどかかることから、移動時間も考慮して、編成・時間設定に当たる必要があった。

9月6日午後、幌内地区の現場までの舗装された道路は土砂崩れにより寸断され通行不可となり、厚真川の堤防や農道を通らなければ現場に行けず、その道が1本しかないため、警察が交通規制をしたが渋滞が起きるような状況であった。その際、堤防や農道などについて、地元の人からなる団員ならではの情報は貴重であり震災初期の活動において要となるような重要な情報となった。

9月6日夜間～7日、災害対策本部指揮の下、人員をやりくりしながら昼夜を問わず救出に当たった。一方、発災当日及び7日には非常食用食糧が底をつき、苫小牧市へ買い出しに行かなければならない状況になった。被災2日目の夜には食糧支援を受けられたが、丸2日分程度の非常食・飲料の確保の必要性を感じるようになった。

9月7～9日、状況に合わせ人員確保や増減など考慮しながらの救助救出活動となった。

7日夜は天候悪化により活動中断の指示があり、幹部数名を残して全団員帰宅せざるを得なかった。

8日は7時より活動再開、9日にかけて24時間体制で活動に当たった。

9日午後11時まで活動を続け、団隊は10日7時から活動再開を確認して、一旦活動中断とした。しかし、団員の疲労は限界が近づいていた。そのため、一晚休息に当てる決定を下し、幹部も含め帰途についた。この時点で残る要救助者は幌内地区の現場1人となっていたが、日が変わったばかりの10日1時過ぎ頃、自衛隊など支援隊により発見に至り、全員の救出が完了した。



①吉野地区での救出活動



②幌内地区での救出活動



③消防本部及び厚真支署の指揮状況



④夜間活動の状況



胆振東部消防組合消防署厚真支署(令和4年10月撮影)

写真①～④出典：胆振東部消防組合消防署厚真支署厚真消防団「北海道胆振東部地震における被害状況」

3-2-5 避難所の設置

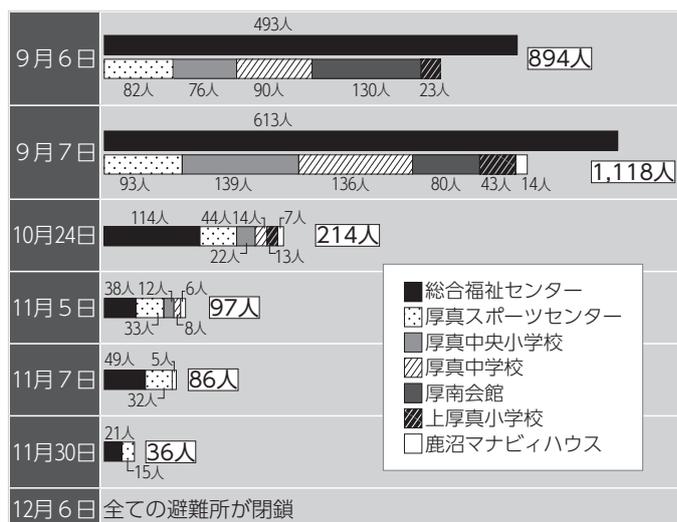
避難所は、避難生活の長期化を見込み、大型施設を中心に開設されたが、発災直後の平成30年（2018年）9月7日には住民の4分の1に当たる1,118人が避難を余儀なくされた。その後、電気や水道の復旧や応急仮設住宅の建設に伴い、徐々に閉所し、12月6日には全ての避難所が閉所された。

■ 避難所の開設状況（単位：人）

避難所	開設日							閉鎖日
	9月6日	9月7日	10月24日	11月5日	11月7日	11月30日	12月6日	
総合福祉センター	493	613	114	38	49	21	0	12月6日
スポーツセンター	82	93	44	33	32	15	0	12月6日
厚真中央小学校	76	139	22	12	0	-	-	11月7日
厚真中学校	90	136	14	8	0	-	-	11月7日
厚南会館	130	80	0	-	-	-	-	10月24日
上厚真小学校	23	43	13	0	-	-	-	11月5日
鹿沼マナビィハウス	0	14	7	6	5	0	-	11月30日
合計	894	1,118	214	97	86	36	0	

出典：厚真町総務課災害復興グループ調べ

■ 厚真町における避難者数の推移



出典：「広報あつま」2019年3月号



中央小学校避難所

第4章

支援の概要

4-1 被災地に寄せられた多くの支援

4-1-1 人的支援

北海道胆振東部地震の発生が、平成30年（2018年）9月6日3時7分と未明だったため、当初は被害の全容がつかめなかった。

しかし、時間が経過し、被害状況が明らかになるにつれて、その被害規模が当初の想定を遥かに超えるものであることが判明。厚真町の職員等が単独で対応できるものではないことが明白となった。

こうした事態に、発災直後から消防・警察・自衛隊による人命救助を最優先とする活動が始められた。また、それに続き、国・北海道・他自治体・民間企業やNPO・NGO等ばかりではなく、個人のボランティア・大学等研究機関など、海外や道内外を含む全国各地から、復旧・復興にかかわる様々、かつ大規模な支援が行われた。その延べ人数は3万人以上となった。



国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の支援活動



被害調査支援



技術支援

■関係機関等からの人的支援状況(平成30年12月28日時点)

支援機関等		延べ人数(人)	支援内容
国	国土交通省	北海道開発局	リエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣、ダム・河川対策、河道閉塞対策、砂防対策、タイムライン策定・運用、給水支援等
		気象庁	JETT(気象庁防災対応支援チーム)の派遣、防災気象情報提供、タイムライン策定・運用等
	総務省	北海道総合通信局	880 移動電源車・簡易無線機・ラジオ・臨時災害放送局用設備通信機器貸与、情報収集用ラジオの貸与等
	厚生労働省		DMAT(災害派遣医療チーム)・DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣、保健師の派遣
	環境庁		災害廃棄物現地支援チームの派遣
自治体	東北6県 (対口支援:次ページ参照)		1,497 災害対策本部運営支援 避難所運営支援(運営アドバイス・運営支援等) 罹災証明書交付業務支援
	北海道		6,480 リエゾンの派遣、避難所運営、 罹災証明書交付
	市町村		1,530 土木・上下水道技術支援、応急水道、物資・ 環境業務
警 察		750	人命救助、治安維持
消 防		4,669	緊急消防援助隊(秋田・青森・岩手・宮城・ 東京)の派遣、人命救助・救護
自衛隊	陸上自衛隊		14,359 人命救助、道路啓開、給水・入浴・給食・ 輸送支援 人命救助、道路啓開、給水支援 物資供給・入浴・給食支援
	航空自衛隊		
	海上自衛隊		
合 計		30,165	

出典:「厚真町復旧・復興計画(第1期)」(令和元年11月)

対口支援とは

大規模災害の発生時には、現地の自治体職員も被災する上、対策本部や避難所の運営、罹災証明書の交付など膨大な量の業務が短期間に集中し、多くの職員が必要になる。そこで、被災した自治体のパートナーとして特定の自治体を決め、応援職員を派遣するという制度が「対口支援」である。

特に被災地が複数県にまたがる場合、より効率的に応援職員を配置する必要があるが、対口支援により、被災自治体のパートナーが特定されることから、自治体間の支援格差をできるだけ少なくすることが狙いである。パートナー役を担うのは都道府県と政令市であり、都道府県は管内の市区町村と一体となって職員を派遣する。

平成30年（2018年）に制度化された。



対口支援で住宅被害認定調査に当たる福島県福島市の職員



対口支援で罹災証明書交付業務等も進められた

4-1-2 支援物資

北海道胆振東部地震の発生を受け、平成30年（2018年）9月6日3時9分に官邸対策室が設置され、（令和元年11月）6時10分に内閣府情報先遣チームが北海道に向けて出発。同日23時には北海道庁内に政府現地連絡調整室が設置された。

翌7日には、内閣府（防災担当）内に、内閣府・農林水産省・経済産業省・国土交通省・防衛省・全日本トラック協会からなる「プッシュ型支援調整会議」が設置され、9月8日より、水・食料・段ボールベッド・携帯電話用充電機など避難所に避難している被災者の生活に不可欠な物資の「プッシュ型支援」（次ページ参照）が開始され、約33万点が供給された。このプッシュ型支援は9月21日要請分をもって終了し、地域主導の調達に移行した。

なお、厚真町では送られてきた支援物資の管理は、当初、総合ケアセンターの健康増進室で行っていたが、それだけでは処理しきれず、あつまスタードームでも管理することとなった。

■北海道胆振東部地震におけるプッシュ型支援物資の一覧（平成30年10月5日時点）

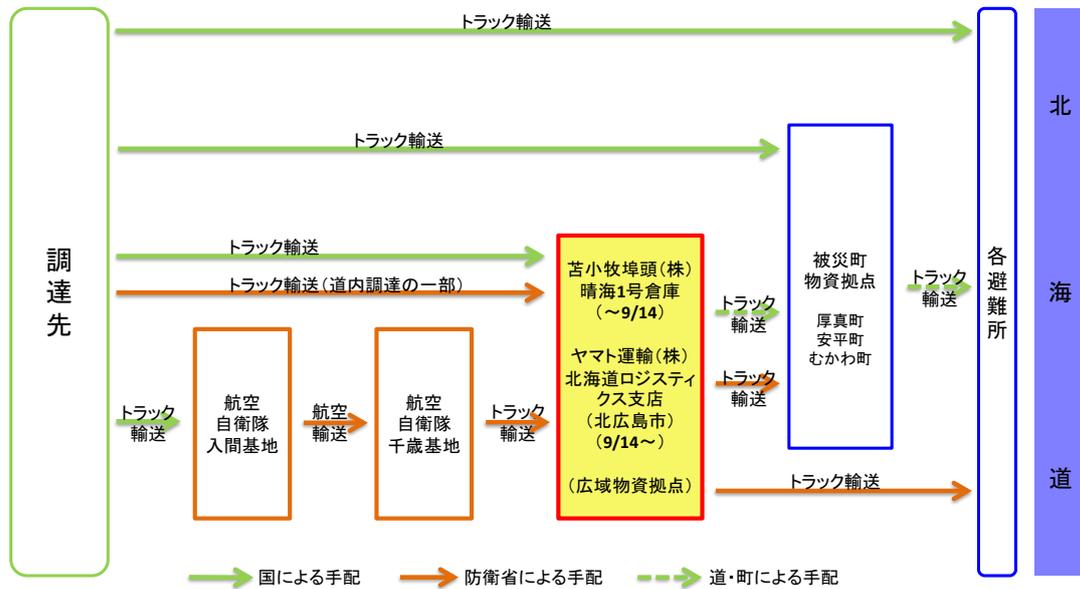
水、飲料関係	水（500ml）	30,528本
	その他飲料	51,768本
食料品		179,040点
携帯用充電機		2,336点
乾電池		15,900点
寝具関係	段ボールベッド	1,400個
	パーテーション	800点
	毛布	2,256枚
衣類		6,260点
携帯トレイ		2,000点
生活用品	トイレトペーパー	4,200点
	紙食器	4,000点
	その他（タオル・石鹸等）	24,313点
暖房器具		47点
洗濯機・乾燥機		各33台
資材	土のう袋	1,000枚
	その他（一輪車・スコップ等）	645点
燃料	15病院に対して非常用発電機用の燃料を補給	

出典：平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会「平成30年北海道胆振東部地震における内閣府（防災担当）の活動」

プッシュ型支援とは

大規模地震発生時には、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が、数日で枯渇する一方、大規模地震発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このような大規模地震発生時に国は、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する必要がある。これを「プッシュ型支援」と呼ぶ。

【プッシュ型支援の物資輸送の流れ】



出典：北海道ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震における内閣府（防災担当）の活動」

主に広域物資拠点までの輸送を国が担い、被災町物資拠点等への輸送は自治体が対応。北海道内においては、停電に伴う信号機の停止により、トラック輸送の安全確保が困難な状況であったため、陸上自衛隊による輸送も活用した。



搬入された支援物資

4-1-3 自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援

自衛隊による支援活動は、震災発生直後から、平成30年（2018年）9月6日から北海道知事に撤収要請を受けて10月14日に終了するまでの39日間、被害が甚大であった厚真町・安平町・むかわ町を中心に、人命救助・道路啓開・給水支援・入浴支援・給食支援・輸送支援及び厚真ダム支援等が実施した。

厚真町では、富里浄水場が、施設裏山の大規模な土砂崩れにより機能を停止したため、厚真地区で1,188戸、上厚真地区で753戸の計1,941戸で断水が発生した。断水は、上厚真地区では9月24日までにほぼ解消したが、この自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援は人々の命を守ることとなった。

自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援の実施状況は、次ページの表に示すようなものだった。



出典：防衛省・自衛隊ホームページ「平成30年北海道胆振南部地震について〔活動状況写真〕」

■自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援

日	給水支援 (トン)	入浴支援 (人)	給食支援 (食)	日	給水支援 (トン)	入浴支援 (人)	給食支援 (食)
9月6日	42.6	－	1,300	10月1日	0.1	活動停止 ^{※1}	
7日	56.8	486	9,385	2日	2.2	360	2,133
8日	50.6	1,007	8,900	3日	1.5	293	1,911
9日	311.2	1,055	19,650	4日	1.3	335	1,632
10日	80.3	1,433	10,555	5日	0.6	213	1,157
11日	75.7	1,667	8,750	6日	－	－	1,728
12日	115.6	1,710	7,715	7日	－	－	活動停止 ^{※2}
13日	79.7	1,869	7,829	8日	－	－	1,148
14日	74.3	1,580	8,890	9日	－	－	624
15日	73.8	1,456	8,269	10日	－	－	856
16日	56.6	1,415	7,646	11日	－	－	763
17日	22.9	1,526	6,369	12日	－	－	615
18日	20.0	758	7,476	13日	－	－	309
19日	19.9	781	5,430	14日	－	－	208
20日	20.4	748	4,420	合計	1,186.90	24,091	166,963
21日	13.7	683	4,872				
22日	17.8	600	4,585				
23日	9.2	623	4,541				
24日	8.8	662	4,034				
25日	5.4	620	3,478				
26日	6.6	571	2,572				
27日	7.1	571	2,100				
28日	6.2	552	2,512				
29日	5.0	517	2,601				
30日	1.0	活動停止 ^{※1}					

※1：9月30日と10月1日の入浴支援と給食支援は台風24号の影響で活動停止

※2：10月7日の給食支援は温帯低気圧の影響で活動停止

出典：防衛省「平成30年北海道胆振東部地震に係る防衛省・自衛隊の対応について」平成30年10月14日

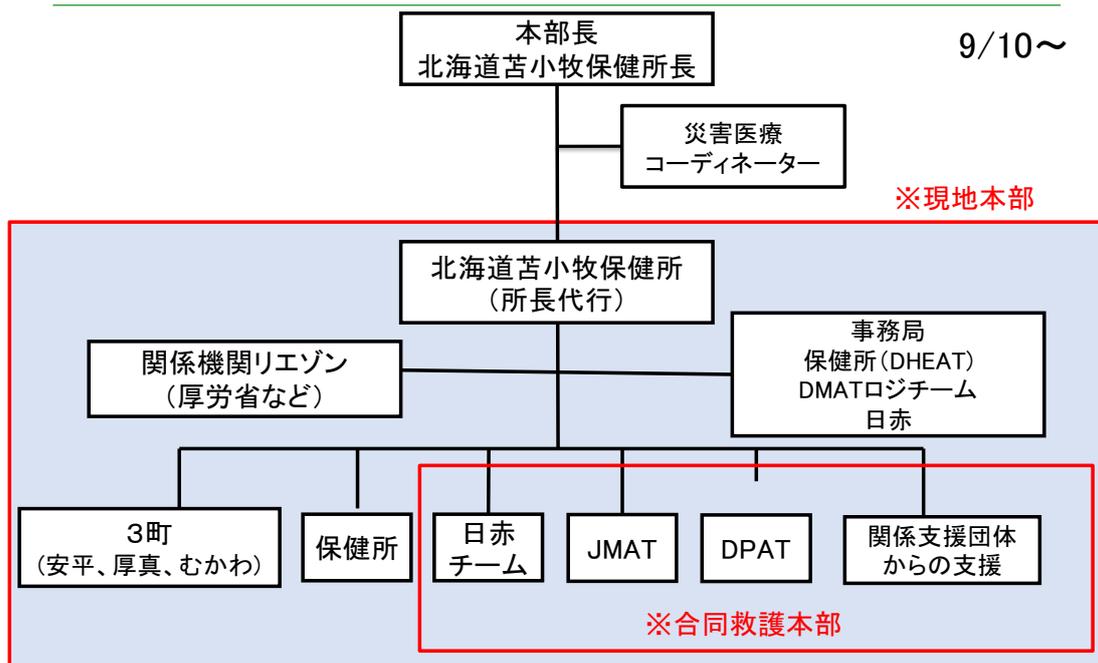
4-1-4 医療救護活動

北海道胆振東部地震発生後の平成30年（2018年）9月6日3時17分、苫小牧保健所が、安全確認・職員招集・情報収集等の活動を開始。3時42分には国のDMAT（災害派遣医療チーム）本部が設置され、日本DMATに対し、待機要請が発せられた。3時50分には北海道DMAT調整本部が設置され、2分後にはEMIS（広域災害救急医療情報システム）災害モードに切り替えられ、厚生労働省に活動開始を連絡。6時3分には、DMATの活動拠点本部が苫小牧市立病院に設置されたのに続き、厚真町においては、11時40分に厚真町総合福祉センターに日赤現地災害対策本部が設置された。

またJMAT（日本医師会災害医療チーム）も活動を開始。9月10日には、東胆振東部3町医療救護保健調整本部が置かれ、日赤が主体となって本部機能を構築できていた厚真町以外の被災地の支援に当たることとなった。

東胆振東部3町医療救護保健調整本部の組織図

東胆振東部3町医療救護保健調整本部 組織図



出典：北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室「現地保険医療活動の概要について」

* リエゾンとは、フランス語のLiaisonで、「仲介、橋渡し等」という意味。災害が発生、または災害が発生するおそれのある被災自治体に、必要な人材を直ちに派遣して情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行い、その後の円滑な支援活動に貢献することを目指した制度。リエゾンを通じて被災自治体との円滑な情報共有を図ることにより、迅速な応急復旧等の支援が可能になる。



東胆振東部3町医療救護保健調整本部

■医療提供体制の確保に係る主な活動

項目	医療機関の状況把握・支援	救護所・巡回診療
概要	医療機関の被災状況の確認(電話、現地確認等) / EMIS (広域災害救急医療情報システム) 等による情報共有 / 物資等の手配(燃料・医療資材等) / 災害拠点病院への患者受入 / 被災医療機関への人的支援	救護所や避難所における被災者の診療 / 避難所における被災者の健康状況確認
時期	9月6～25日	9月6～20日
実施機関	DMAT・日赤・JMAT・保健所	DMAT・日赤・JMAT
活動場所	各市町	厚真町・安平町・むかわ町
活動拠点	苫小牧市立病院(9月6～9日) 厚真町総合福祉センター(9月6～25日) 苫小牧保健所(9月6～25日)	苫小牧市立病院(9月6～9日) 厚真町総合福祉センター(9月6～25日)

出典：北海道胆振総合振興局保健環境部 苫小牧地域保健室「現地保健医療活動の概要について」平成30年胆振東部地震災害検証委員会(第2回)

4-1-5 ボランティア

平成30年（2018年）9月7日15時30分に、厚真町社会福祉協議会の事務所内に災害ボランティアセンターが立ち上げられた。

翌8日には、町と調整した上で、本郷地区にある旧かしわ保育園施設を活動拠点として使用することが決められた。9日、ボランティア活動資機材の搬入や、受入のための駐車場確保等の準備にとりかかった。そして10日、活動の調整・受入のための電話回線やインターネット通信環境等が整備されると、Facebookを開設。翌日11日から本格的にボランティア活動を開始した。その結果、平成30年9月だけで3,193人のボランティアが、682件で活動した。

活動件数の内訳は次のように多岐にわたった。

多岐にわたったボランティア活動



災害ボランティアセンター



多くのボランティアが集まった



飲料・生活用水の運搬、避難所清掃、支援物資仕分け・運搬、家屋・納屋等の片付け、家財運搬・整理清掃、災害ゴミの運び出し・運搬・分別、炊き出し支援、サロン・集いの開催支援、屋根の補修、仮設住宅等への引っ越し支援、託児支援補助、郷土資料片付け・整理、倒木除去、ゴミ拾い、花壇の片付け、イベント支援、薪の積み直し、斜面のブルーシート張り、福祉事業所の補助や、NPO等外部団体と連携しての倒壊家屋からの家財・貴重品等の取り出し、モバイル仮設住宅設置のための環境整備（枝切・倒木処理）など。

中でも、サロンをはじめとする交流や運動支援などについては、長期にわたって活動が継続した。

■ ボランティアの活動状況

	活動者数		活動件数	
	月 計	累 計	月 計	累 計
平成30年 9 月	3,193		682	
平成30年10月	692	3,885	168	850
平成30年11月	322	4,207	93	943
平成30年12月	321	4,528	48	991
平成31年 1 月	78	4,606	11	1,002
平成31年 2 月	113	4,719	24	1,026
平成31年 3 月	61	4,780	21	1,047
平成31年 4 月	57	4,837	17	1,064
令和元年 5 月	57	4,894	10	1,074
令和元年 6 月	95	4,989	25	1,099
令和元年 7 月	132	5,121	35	1,134
令和元年 8 月	55	5,176	12	1,146
令和元年 9 月	118	5,294	33	1,179
令和元年10月	56	5,350	12	1,191
令和元年11月	57	5,407	14	1,205
令和元年12月	18	5,425	5	1,210
令和 2 年 1 月	10	5,435	3	1,213
令和 2 年 2 月	8	5,443	1	1,214
令和 2 年 3 月	0	5,443	0	1,214
令和 2 年 4 月	0	5,443	0	1,214
令和 2 年 5 月	2	5,445	1	1,215
令和 2 年 6 月	4	5,449	3	1,218
令和 2 年 7 月	3	5,452	2	1,220
令和 2 年 8 月	0	5,452	0	1,220
令和 2 年 9 月	18	5,470	2	1,222
令和 2 年10月	33	5,503	6	1,228
令和 2 年11月	0	5,503	0	1,228
令和 2 年12月	1	5,504	1	1,229

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害ボランティアセンター活動記録誌 感謝（社会福祉法人厚真町社会福祉協議会）」



ボランティアの活動は多岐にわたった

4-1-6 義 援 金

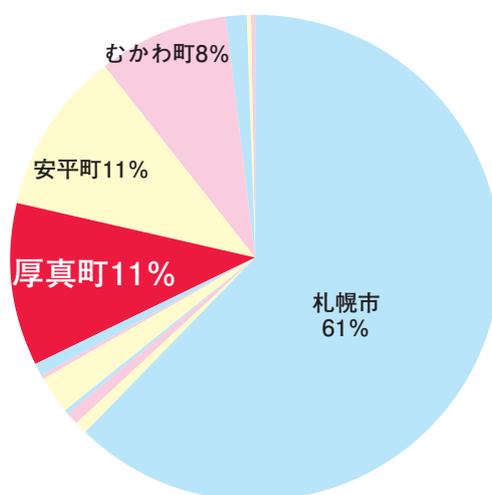
北海道では、北海道地域防災計画に基づき、北海道災害義援金募集委員会（事務局：日本赤十字社北海道支部）において、義援金の受付を行った。義援金は、平成30年（2018年）9月12日から令和2年（2020年）3月31日までの受付期間中に57億341万2,998円が集まり、被災した35市町村に対して、第5次配分（令和2年5月決定）までに配分された。

■北海道災害義援金の配分額（単位：円）

市町村名	配分累計額	市町村名	配分累計額	市町村名	配分累計額
夕張市	100,000	北広島市	140,846,883	厚真町	617,500,000
美唄市	700,000	石狩市	27,233,888	安平町	614,887,670
三笠市	2,082,073	当別市	3,497,700	むかわ町	489,900,000
南幌町	800,000	新篠津村	100,000	日高町	76,700,000
由仁町	1,356,415	小樽市	1,900,000	平取町	14,500,000
長沼町	2,800,000	ニセコ町	56,415	新冠町	500,000
栗山町	2,100,000	岩内町	100,000	新ひだか町	5,056,415
沼田町	100,000	室蘭市	2,100,000	函館市	600,000
札幌市	3,523,257,687	苫小牧市	48,600,000	森町	300,000
江別市	59,575,174	登別市	4,400,000	帯広市	800,000
千歳市	42,846,883	白老町	569,244	士幌町	500,000
恵庭市	16,946,551	洞爺湖町	100,000	合 計	5,703,412,998

出典：北海道災害義援金分配委員会「分配額一覧」より作成

■義援金の配分比率（小数点以下は四捨五入）



道配分の義援金は、厚真町に6億1,750万円が配分されたが、町内で次のように配分された。

■道配分の義援金の配分表

〈人的被害〉

被害区分	配分金額	対 象
死亡者	100万円/ 1人	災害死・関連死認定
重傷者	50万円/ 1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けたもの (医師の診断書が必要)

〈住家被害〉

被害区分	配分金額	対 象
全 壊	100万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が全壊(家屋の自己所有居住者又は借家居住借主)
半 壊 (大規模半壊の方も含む)	50万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が大規模半壊・半壊(家屋の自己所有居住者又は借家居住借主)
一部損壊 (半壊に至らない方も含む)	10万円/ 1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が自己所有居住又は借家居住借主及び震災時点(9月6日)で住民票が無いが、居住実態を確認でき、家屋が自己所有居住又は借家居住借主

出典：厚真町ホームページ「義援金の配分」

厚真町には、国内外の人々から多くの義援金が直接届けられた。厚真町では、義援金の受付を令和3年(2021年)10月5日を持って終了したが、義援金の受入総額は8億8,285万2,000円に上った。この義援金は、次のように、地震により被害を受けられた方たちの日常生活の再建に活用されることとなった。

■町配分の義援金の配分表

〈人的被害〉

対象となった方	配分金額	対象内容
①死亡された方	50万円/ 1人	災害死・関連死認定
②死亡された方	15万円/ 1人	災害弔慰金において、死亡者(関連死を含む)と認定されなかった方で避難所又は仮設住宅で生活し亡くなった方(平成31年3月31日までの期間に限る)
③重傷を負われた方	10万円/ 1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けた方(医師の診断書が必要)

〈住家被害〉

対象となった方	配分金額	対象内容
④住家が「全壊」した家屋	50万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が全壊(自己所有居住者)
同 上	9万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が全壊(借家居住者借主)
⑤住家が「大規模半壊」した家屋	40万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が大規模半壊(自己所有居住)
同 上	9万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が大規模半壊(借家居住者借主)
⑥住家が「半壊」した家屋	40万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が半壊(自己所有居住)
同 上	9万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が半壊(借家居住者借主)
⑦半壊に至らない家屋(家財被害を含む)	15万円/ 1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が自己所有居住及び震災時点(9月6日)で住民票は無いが、居住実態を確認でき、家屋が自己所有居住
同 上	7万円/ 1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が借家居住者借主及び震災時点(9月6日)で住民票は無いが、居住実態を確認でき、家屋が借家居住者借主

〈住宅再建〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑧住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」した世帯で住宅を新築又は購入した場合	120万円/ 1家屋	120万円/ 1家屋

〈住家修繕〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑨「全壊」「大規模半壊」 「半壊」の住宅を修繕 した場合	60万円/ 1家屋	外壁・内装・床・ドア・浴槽・トイレ・電気配線工事・ 水道配管工事などの修繕費用が1万円以上の場合。 ※1：家財・物置・舗装工事・外構工事などは対象外。 ※2：被災住宅応急修理の支給を受けている方は、 その分を費用から控除して算定。 ※3：支給額は万円未満切り捨て。
⑩一部損壊の住宅を 修繕した場合	30万円/ 1家屋	同 上

〈宅地修繕〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑪罹災程度を問わず	上限10万円	宅地の流入土砂撤去や宅面の亀裂修繕などの費用 が1万円以上の場合 ※支給額は万円未満切り捨て

〈その他〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑫各自治会のコミュニティ 維持再建等	100万円/ 1自治会	町内34自治会

出典：厚真町ホームページ「義援金の配分」

4-2 避難生活支援

4-2-1 関係各所による避難生活支援

地震により大きな被害を受けた市町村では、避難所の開設を行ったものの、限られた職員で他の災害対応業務と併せて避難所を長期的に運営することが困難であり、支援体制を早期に構築する必要があった。そのような中、関係各所より様々な支援が実施された。

(1)国の支援

国は平成30年（2018年）9月6日には、道庁に「政府現地連絡調整室」を設置。避難所への物資供給や避難所運営の体制づくりに向けた支援を実施したほか、平成30年3月に構築していた「被災市区町村応援職員確保システム」の枠組みにより、他県の応援職員を被災市町村へ派遣し、避難所の運営等の支援を行った。

(2)道の支援

道は、厚真町・安平町及びむかわ町の被災3町の避難所運営のため、9月6日から12月21日までの間、延べ6,038人の職員を派遣するとともに、関係機関と調整の上、被災3町に対し、健康相談班や災害支援ナース・心のケアチーム等を派遣した。



救急・看護支援の様子

(3)道警察の支援

道警察では、女性の立場での温かい対応を通じて、避難者の心のケアに当たっていく目的で、女性警察職員により編成された生活安全部隊（通称「はまなす隊」）が避難所を巡回し、被災者の要望等の把握を行うとともに、要望に応じて留守宅の警戒活動を強化する等の活動を行い、被災者が安心して避難生活を送るための活動を実施した。

(4)その他の支援

さらに、他県・市町村・関係機関・ボランティアにより、人的資源や食料・生活用品等の物的資源が被災市町村へ提供されるとともに、避難所で炊き出しなどによる食事支援が行われた。

通常、避難所における炊き出しは避難所ごとに行うのが基本とされていたが、幸いなことに、厚真町の総合ケアセンターゆくりには大きな調理室があり、ほとんど被害も受けず、すぐに使える状態だった。そこで、保健所の食品衛生担当者に確認してもらった上で、6箇所での炊き出しは、その調理室で一括してつくることにし、「有限会社フードあつま」の職員の方々に当たってもらうこととなった。

また、高齢者・障害者・乳幼児など、災害時に特別な配慮が必要となる人（要配慮者）への福祉的支援においては、市町村・関係機関が、要配慮者のための福祉避難スペースを確保したほか、歩行器等の福祉用具の貸出し、物資の提供を行うとともに、道は被災市町村からの要請に応じて、生活相談員・介護職員等からなるDCAT（災害派遣福祉チーム）を派遣した。

その一方で、福祉避難所の開設状況や避難の方法等について、要配慮者へ情報が十分に行き届かなかった事例や、要配慮者向けの物資や資機材について、避難所に常備する備蓄品が乏しく、要配慮者への対応に苦慮する場面もあったことが報告されている。

加えて、ロータリークラブをはじめとする奉仕団体の支援も数多く寄せられ、応急仮設住宅へのエアコン設置など、避難住民の生活の質向上に役立てられた。

4-2-2 応急仮設住宅

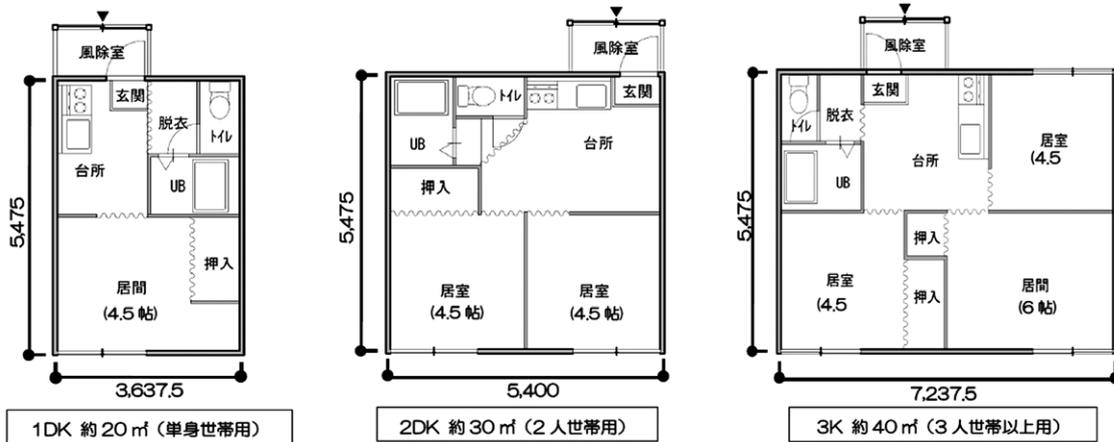
厚真町は、北海道と災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設について協議し、北海道が建設型としてプレハブ住宅153戸、トレーラーハウス8戸を建設・設置、借上型としては民間賃貸住宅の提供、そのほか町として公営住宅等の提供を行うこととした。

入居要件は、災害時点（平成30年9月6日）に厚真町に住所を有し、次の①～③の要件全てを満たす人で、仮設住宅の設置期間は原則2年となっていた。

入居条件

- ①地震により住宅が全壊のため居住する住宅がない人
 - ・二次災害などにより住宅が被害を受けるおそれがある人
 - ・ライフラインが途絶している人
 - ・地すべりにより避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない人
 - ・半壊であっても住宅としての再利用ができず住宅に居住できない人
- ②自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない人
- ③災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない人

建設型応急仮設住宅の平面図



応急仮設住宅 (建設型)



■ 応急仮設住宅の設置及び入居状況

区 分		最多世帯数	最多人員	入居開始
建設型仮設住宅	プレハブ住宅	127	289	第1期：平成30年11月1日 第2期：同年11月30日
	トレーラーハウス	8	17	
借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）		18	30	同年9月27日
公営住宅一時使用		27	63	同年9月8日
トレーラーハウス（町）		3	7	同年12月27日
合 計		183	406	

出典：「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）より作成

■ トレーラーハウス



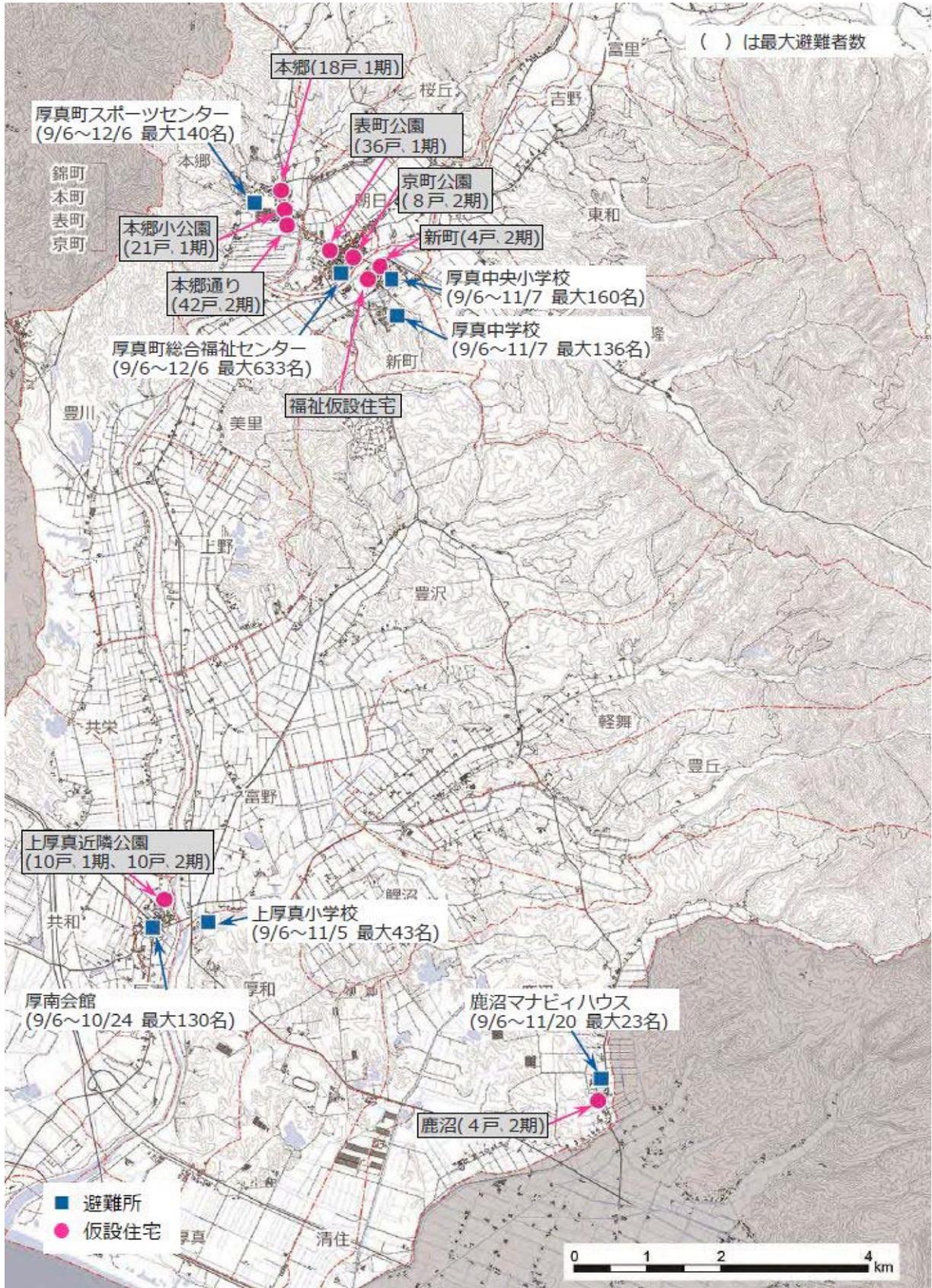
■ 福祉仮設住宅

また、被災した社会福祉施設の入居者が震災前に近い形で共同生活を送ることができる大型の福祉仮設住宅が全国で初めて整備された。

区 分	設置地区	施設概要	設置時期
福祉仮設住宅	厚真地区1箇所	住居棟 12人×1棟 24人×1棟 集会所×1棟	平成31年1月21日入居開始

出典：「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）より作成

避難所及び仮設住宅等の位置図



出典：「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）

第5章

復旧・復興計画と災害復旧費

出典の記載のないものにつきましては、
「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）
「厚真町復旧・復興計画（第2期）」（令和2年4月）
「厚真町復旧・復興計画（第3期）」（令和3年3月）より

5-1 厚真町復旧・復興計画の策定

平成30年（2018年）9月6日の「平成30年北海道胆振東部地震」は、厚真町を含む胆振東部3町を中心に未曾有の被害をもたらした。

厚真町でも、尊い人命が失われたことに加え、停電や断水などライフライン被害に加え、家屋や生産基盤に甚大な損害を被るなど、全ての住民が被災者となった。

この震災被害を踏まえ、厚真町では、生活基盤の早期復旧に向けた取り組みを示すとともに、住民一人ひとりが思い描く復興後の“あつま”について、復興ビジョンや実現までの事業計画及び行程などをとりまとめたマスタープランとして、令和元年（2019年）11月1日に「厚真町復旧・復興計画（第1期）」を策定した。

この計画は、「厚真町第4次総合計画（平成28～令和7年度）」を基本とし、本震災で顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、さらなる地域の発展に向けた計画だった。

5-1-1 「厚真町復旧・復興計画（第1期）」の概要

第1期では、復旧・復興の基本方針の中でも特に緊急性があり優先度が高い「住まい・暮らしの再建」に重点を置き、その中でも被災された町民に対し、恒久的な住まいの確保に向けた住環境整備や住宅再建支援に関する方針及び取り組みが示された。

またそれに加え、被災状況の調査結果とともに、現在国や道・町が実施している復旧事業の進捗や今後の実施予定、完了予定時期なども示された。

なお、「厚真町復旧・復興計画（第1期）」で示された計画の期間は、次に示すように、令和元年度（2019年度）～令和7年度（2025年度）の7年間であり、第1期・第2期・第3期の全3期で構成することとした。

第1期（策定期間：平成31年3月～令和元年9月）

被災状況や復旧事業、住まい再建の支援策、土地利用の方向性を示す。

第2期（策定期間：令和元年10月～令和2年3月）

なりわい（仕事）の再生、復興を牽引する重点プロジェクト等の事業計画、甚大な被災を受けた地域における地域再生計画を示す。

第3期（策定期間：令和2年4月～令和3年3月）

第4次厚真町総合計画の後期計画及び第2期地方創生総合戦略と連動し中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとともに、災害に強くしなやかで持続的発展を目指すまちづくり計画を示す。

■ 策定期間と主な掲載内容

令和元年			令和2年			令和3年	
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
第1期 ・被害状況 ・復旧事業 ・住まい再建の支援策 【被災が甚大な地域】・地域再生計画			第2期 ・復興理念 ・なりわいの再生 ・重点プロジェクト			第3期 ・第4次厚真町総合計画と連動した 中長期視点での取り組み ・災害に強いまちづくり	

■ 復旧・復興の基本方針

町民や関係機関、震災をきっかけにつながりを持った外部の人材などとの連携により、これまで暮らしてきたふるさと‘あつま’を再生するとともに、これからも暮らしていきたい、次世代へつないでいくことができる‘あつま’を実現するために、以下に示す基本方針に基づき、復旧・復興を進めていきます。



基本方針

住まい・暮らしの再建

被災された住民一人ひとりが今後も厚真町で安心して住み続けられるように、住まいの再建支援や公共交通、インフラ等の環境整備の他、被災者の心身のサポートなどの保健・福祉・教育等の充実に向けた取り組みを進めます。

なりわい（仕事）の再生

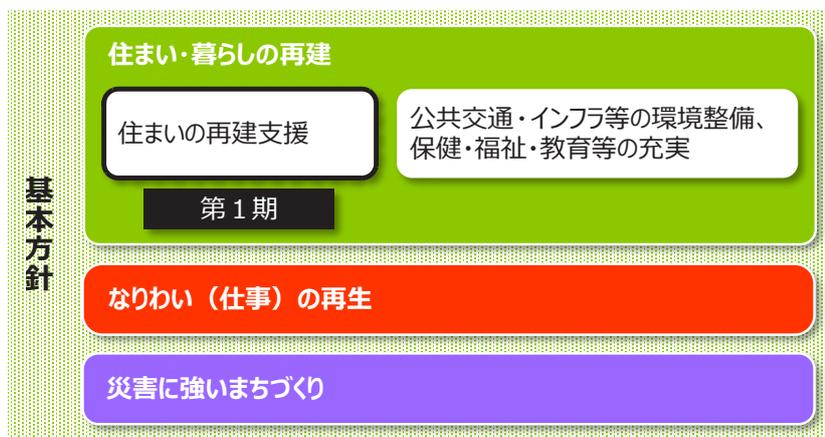
甚大な被災を受けた農業・林業・漁業・商業・工業等の各産業の早期復旧や活力の再生、雇用の維持を目指すとともに、経済規模の拡大に向けた取り組みを進めます。

災害に強いまちづくり

本震災の教訓を踏まえ、震災前の町の姿に復元するだけでなく、避難所や避難路の見直し等、防災・減災を推進し、しなやかで持続的発展を目指すまちづくりの取り組みを進めます。

(1)「厚真町復旧・復興計画(第1期)」

第1期計画においては、公共交通、インフラ等の環境整備、保健・福祉・教育等の充実に加え、特に「住まいの再建支援」に力が注がれることが示された。



(2)住まいの再建に向けた基本方針

北海道胆振東部地震によって、町内各地で発生した住家被害は様々であり、町内及び地域内でもその被害は個別に大きく異なった。また、被災状況や生活再建に向けたプロセスも被災者(住民・世帯)ごとに異なった。そのため住民一人ひとり・世帯一つひとつの状況や希望に寄り添い、在宅や応急仮設住宅等、それぞれの置かれた状況に応じて必要となる支援を丁寧を実施し続けることで、生活基盤としての住まいの再建を目指すこととした。

(3)住まいの再建に関する基本的な考え方

①被災者一人ひとりの被災状況に応じた住まい再建支援

個々の再建意向に応じた住まいが選択できるように、多様な支援制度を構築するとともに、個別案件に対して包括的にサポートできる体制を整備する。

②迅速な住まい再建施策の実施

応急仮設住宅の供与期間の間に、入居者が安心して生活を送れる恒久的な住宅の確保に向けて、災害公営住宅等の整備を速やかに実施する。また、国・道・町・民間の様々な支援制度を組み合わせ、住まいの再建に向けた支援制度を実施する。

③地域再生と一体的な住まい再建支援

土砂災害等により甚大な被害を受けた地域に関しては、丁寧な聞き取りを行い、地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建を支援する。

(4) 住まい再建に関する支援施策の概要

① 災害公営住宅等の整備、民間賃貸住宅建設への支援

自力再建が困難な被災者が、生活の再建に向けての展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住空間を備えた災害公営住宅を整備する。あわせて災害公営住宅以外の公営住宅の整備、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における住環境の整備に努める。

② 「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」による被災者サポート体制の構築

住まいの再建における課題は、資金面や生活環境・住宅周辺的环境など、様々な要因が混在する。個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により、再建に向けた選択をサポートする「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」を構築する。

③ 住まい再建に向けた各種支援制度の拡充

被災者生活再建支援制度等の公的な支援とあわせて、義援金の配分や町独自の支援施策、金融機関と連携した資金計画のサポートなど、各種支援制度を組み合わせることで、住宅の自力再建を支援する。

④ 集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援

被害が甚大な地域については、地域住民との話し合いの上で、「小規模住宅地区改良事業」や「都市防災総合推進事業」等の住環境整備事業の導入を検討し、集落再生と一体となった住宅再建を支援する。

(5) 「厚真町復旧・復興計画（第1期）」で示された復旧事業の進捗状況とロードマップ

被害を受けた住宅、道路・河川などのインフラ、学校などの公共施設、農地・農業用施設、森林林業施設の復旧工事の進捗状況とタイムスケジュールは、次ページからの表のようなのだった。

(6)「厚真町復旧・復興計画(第1期)」で示された住まいの再建に向けた支援とロードマップ

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①被災された皆さんの相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○被災された方の個別相談窓口を開設し、総合的な相談に応じます ○相談場所 役場本庁舎1階 	相談受付			総務課 災害復興グループ
①災害公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が滅失(全壊)した方に対して戸建形式の賃貸住宅を建設します ○建設戸数 32戸(新町20戸、本郷8戸、上厚真4戸) 	設計	建設	供用(入居)開始	建設課
②公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊以外の被災者で、自力で住宅の再建・確保が困難な方に公営住宅を建設します ○建設戸数 検討中 	設計	建設	供用(入居)開始	建設課
③新築分譲地の販売	<ul style="list-style-type: none"> ○町所有の新築分譲地の販売を引き続き行います 	販売			まちづくり推進課
④被災者生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅被害を受けた方の生活再建のための資金を支援します ○対象 住宅のり災証明の判定が <ul style="list-style-type: none"> ・全壊や大規模半壊の方 ・やむを得ない理由により解体せざるを得ない半壊以上の方 ○支援額 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎支援金と加算支援金の合計 ・最大300万円(り災区分による) 	申請受付(基礎支援金)	申請受付(加算支援金)		町民福祉課
⑤住家被害に対する義援金【町配分】	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 住家被害を受けた家屋の自己所有居住者、借家居住者借主 ○配分額 <ul style="list-style-type: none"> 【全壊の場合】 30万円(自己所有)、6万円(借家) 【大規模半壊、半壊の場合】 25万円(自己所有)、6万円(借家) 	申請受付(住宅被害)			総務課
⑥住家被害に対する義援金【道配分】	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 住家被害を受けた家屋の自己所有居住者、借家居住者借主 ○配分額 <ul style="list-style-type: none"> 【全壊の場合】 100万円/1家屋 【大規模半壊、半壊の場合】 50万円/1家屋 【一部損壊】 ※半壊に至らない方も含む 10万円/1家屋 	申請受付			総務課

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑦住宅再建に対する義援金【町配分】	○対象 全壊、大規模半壊、半壊で町内に住宅を建設、購入した方 ○配分額 100万円/1家屋	申請受付			総務課
⑧住宅補修に対する義援金【町配分】	○対象 全壊、大規模半壊、半壊の住宅を修繕した方（自己所有居住者） ○配分額 上限50万円/1家屋 ※被災住宅の応急修理後の自己負担額に対して万円単位で切捨て ○対象一部損壊の住宅を修繕した方（自己所有居住者） 上限15万円/1家屋 ※自己負担額に対して万円単位で切捨て	申請受付			総務課
⑨全壊家屋などの公費解体	○り災証明で全壊判定を受けた個人の家屋や事業所の解体撤去を町が代行して行います	申請受付			町民福祉課
		(受付期間は令和元年10月31日まで)			
⑩半壊・大規模半壊家屋の解体費補助	○半壊または大規模半壊の判定を受けた家屋等の解体に要した費用の一部を補助します ○補助額 ・対象工事費の3分の2以内	申請受付			町民福祉課
		(受付期間は令和元年10月31日まで)			
⑪一部損壊以上の家屋等の解体費補助	○一部損壊以上の判定を受けた家屋等の解体に要した費用の一部を補助します ○補助額 ・対象工事費の2分の1以内 ・上限額 50万円(住宅)、30万円(非住宅)	申請受付			町民福祉課
		(令和2年3月31日までに完了する解体工事が対象)			
⑫半壊家屋解体費貸付事業	○半壊もしくは大規模半壊家屋について解体費補助事業を使って解体した申請者に、補助残額に充てる資金を無利子で貸し付けます ○貸付額 ・解体費用の1/3かつ上限60万円	申請受付			町民福祉課
⑬被災住宅の応急修理	○全壊、大規模半壊または半壊家屋の日常生活に必要な最小限度の応急的な修理を支援します。修理にあたっては、町が業者に委託して実施します ○修理限度額 58万4千円	申込受付			建設課

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑭ 持ち家住宅建築促進支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者が町内で住宅を新築する際の費用の一部を助成します ○補助額 上限 120万円 	申請受付			まちづくり推進課
⑮ 厚真町住宅リフォーム補助	<ul style="list-style-type: none"> ○半壊または一部損壊の判定を受けた住宅の復旧工事に要する費用の一部を補助します ○補助額 <ul style="list-style-type: none"> ・半壊、一部損壊により補助額の算定式が異なります ・上限額 50万円 	申請受付	(令和2年3月31日までに完了する工事が対象)		建設課
⑯ 厚真町住宅復旧支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅基礎の傾斜修復工事や地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します ○補助額 <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事費から50万円を控除した額の2分の1かつ上限額300万円 	申請受付			まちづくり推進課
⑰ 厚真町住宅再建融資利子助成	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者が町内で住宅を新築または購入する際に金融機関等から融資を受けた借入金にかかる利子の一部を助成します ○助成額 <ul style="list-style-type: none"> ・借入額×利率×80% ※利率は上限あり ・上限額 100万円 	申請受付			まちづくり推進課
⑱ 厚真町リバースモーゲージ利子助成	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者が町内で住宅を新築または購入する際に金融機関等から融資を受けた借入金にかかる利子の一部を助成します ○助成額 <ul style="list-style-type: none"> ・借入額×利率×80%×20年 ※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利率 ・上限額 100万円 	申請受付			まちづくり推進課
⑲ 既存住宅耐震改修事業 【既存の補助制度】	○昭和56年5月31日以前に着工された住宅等、現行の耐震基準に適合しない住宅耐震改修工事費の一部を助成します	申請受付			建設課
⑳ 空き家活用事業補助金 【既存の補助制度】	○空き家バンクに登録された住宅の定住目的での改修等にかかる経費の一部を助成します	申請受付			まちづくり推進課
㉑ 飲用井戸等給水施設整備事業補助金 【既存の補助制度】	○町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します	申請受付			町民福祉課

■ 災害公営住宅の整備場所

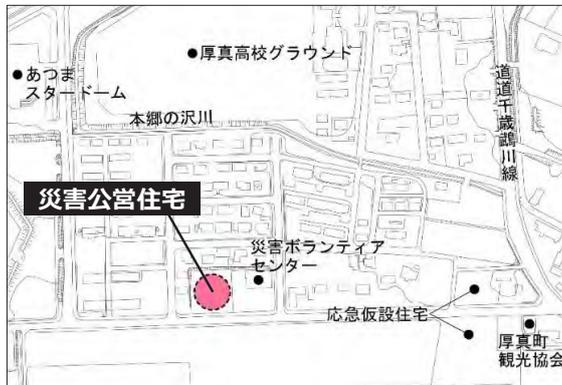
■ 整備場所

整備場所（全体図）



各地区の整備場所（詳細図）

【本郷】



【上厚真】



【新町】



5-1-2 「厚真町復旧・復興計画(第2期)」の概要

「厚真町復旧・復興計画(第2期)」が策定されたのは、令和2年(2020年)4月1日のことだった。この「厚真町復旧・復興計画(第2期)」では、施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組みが示された。また、主に「住まい・暮らしの再建」や「なりわい(仕事)の再生」を中心とした町民生活の復旧に係る分野別施策について、方針や取り組み内容が示されるとともに、主に北部地域において策定を進めている「地域再生計画」について現時点での検討内容を踏まえて、各地域の整備方針が示された。

(1)住民アンケート調査の実施と結果・分析

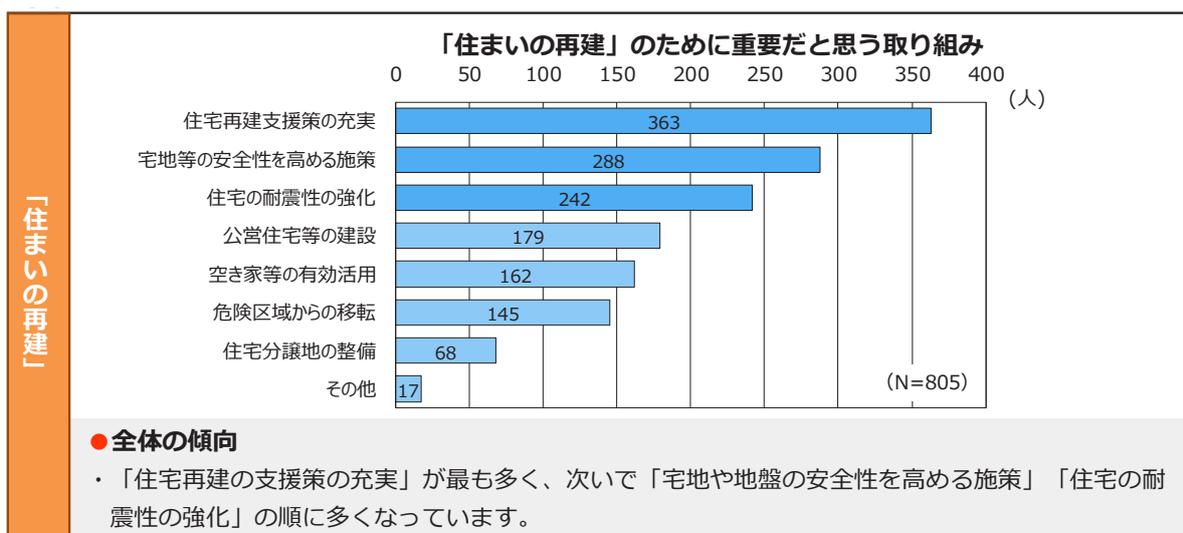
この第2期の復旧・復興政策策定に当たっては、令和元年7月から8月にかけて実施した「復旧・復興に向けたアンケート調査」の結果や、令和元年8月から11月にかけて実施した町民ワークショップでの意見等から見てきた「復旧・復興に関する町民意向」を分析した結果も反映した上で、施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組み等が示された。

アンケート調査の実施概要

対 象：厚真町内の全世帯 実施期間：令和元年7月27日～8月9日
配布数：2,120票
回収数：852票(回収率40.2%)

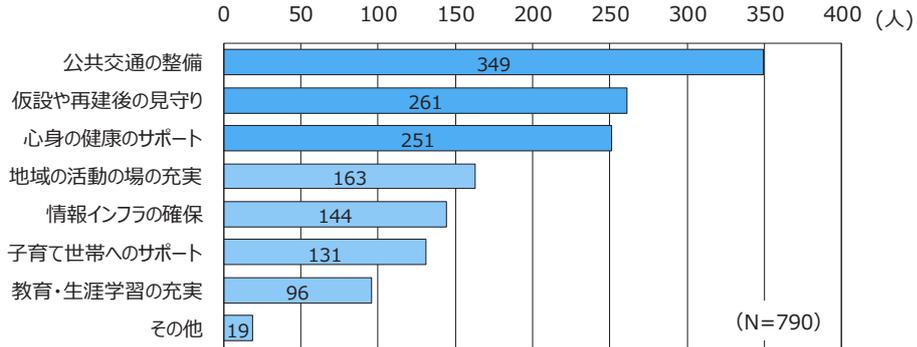
このアンケート調査の結果から、復旧・復興に関する町民意向のうち、復旧・復興に向けた基本方針に係る設問を分析した結果は次のとおりであった。

復興に向けた取り組みに関する設問の集計結果



「暮らしの再生」

「暮らしの再生」のために重要だと思う取り組み

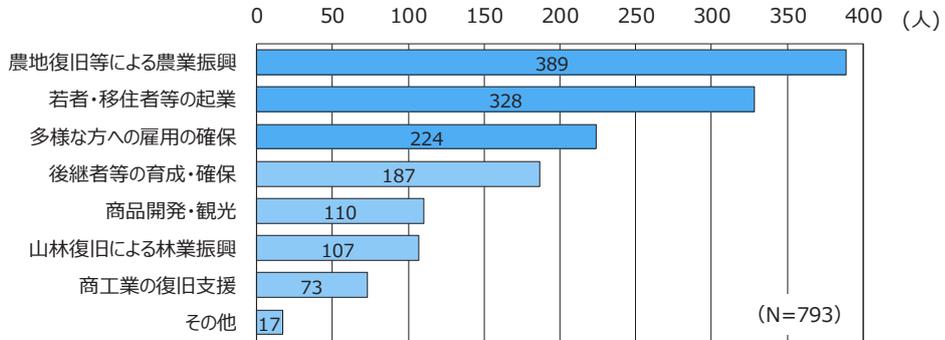


●全体の傾向

・「再建した住まいでも買物・通院がしやすくなるような公共交通の整備」が最も多く、次いで、「仮設住宅や災害公営住宅、再建した住まいなどでの見守り・サポートの充実」「体や心の不調に対するアドバイスなど、心身の健康のサポートの充実」の順に多くなっています。

「しごとの再生」

「しごとの再生」や、「まちの活力向上」のために重要だと思う取り組み

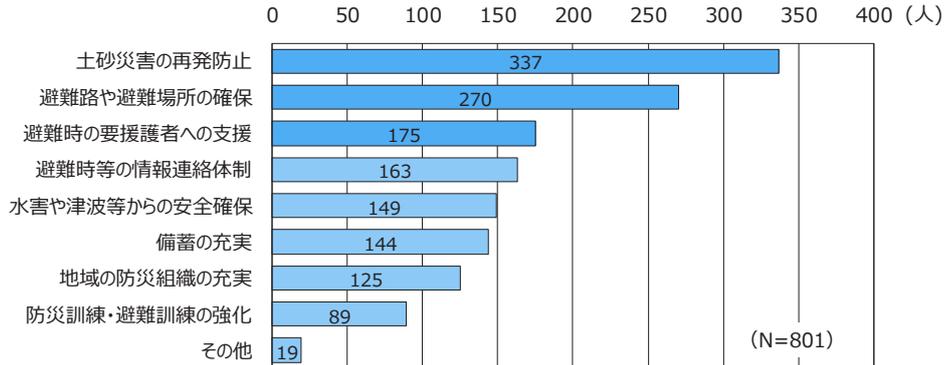


●全体の傾向

・「農地の復旧・活用による農業振興」が最も多く、次いで「今後も若者や移住者が町内で就業・起業するための環境整備」、「震災で仕事を継続できなくなった人等を含む多様な方の雇用の確保への支援」の順に多くなっています。

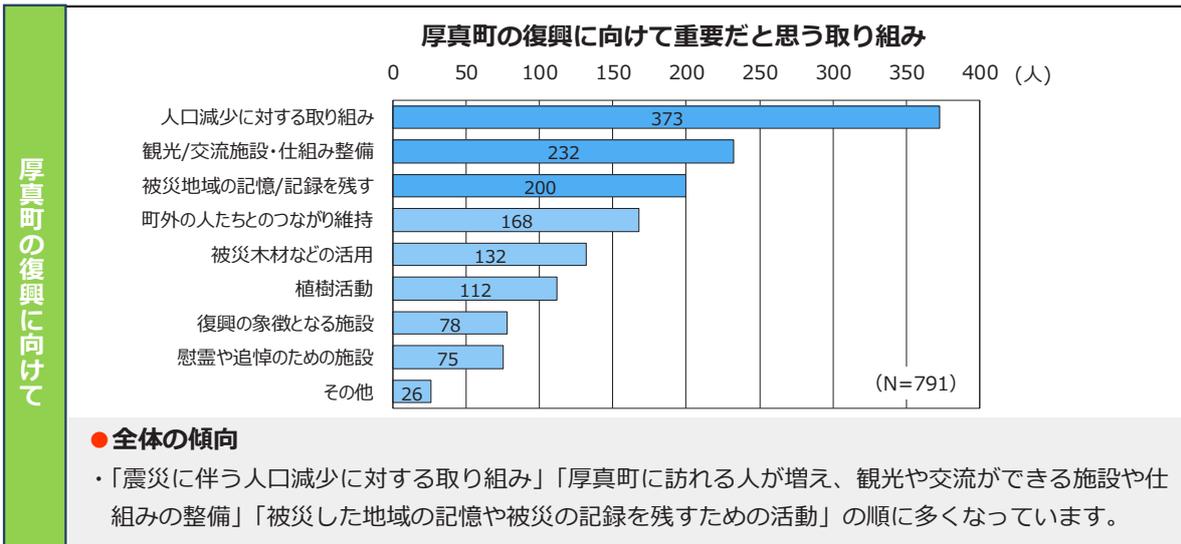
「安全・安心なまちづくり」

「安全・安心なまちづくり」のために重要だと思う取り組み



●全体の傾向

・「斜面の復旧や森林の再生による土砂災害の再発防止」が最も多く、次いで「安全な避難路や避難場所の確保・再整備」「避難時の要援護者への支援体制の整備」の順に多くなっています。



集計結果から見る、求められる取り組み

集計結果から、以下の取り組みが求められていることが分かった。

- 住まいの再建に向けて、住宅再建のための支援策の充実、宅地や地盤の安全性を高める施策、住宅の耐震性の強化が求められている。
- 暮らしの再生に向けて、地域公共交通の整備や、見守り・心身の健康のサポートの充実など、安心して地域で暮らせるための環境整備が求められている。
- しごとの再生やまちの活力向上に向けて、農地の復旧・活用による農業振興、若者や移住者の就業・起業環境整備、雇用の場の確保が求められている。
- 安全・安心なまちづくりに向けて、斜面の復旧や森林の再生による土砂災害の再発防止、安全な避難路や避難場所の確保・再整備、避難時の要援護者への支援体制整備など、本震災の教訓を踏まえたハード・ソフトの両面の対策が求められている。
- 厚真町の復興に向けて、観光や交流ができる施設や仕組みの整備、被災した地域の記憶や被災の記録を残すための活動など、町外との交流や、本震災の経験の共有が求められているほか、これら各種の取り組みを通じて人口減少対策を講じることが求められている。

(2)町民ワークショップの実施と結果・分析

町民ワークショップの実施概要

対 象：厚真町民 参加方法：自由参加

日 程：①令和元年8月24日、②11月16日、③11月30日

述べ参加者数：59名

町民ワークショップ(全3回)の内容

	内容	参加人数
第1回	◆2025年のあつまの姿を考えよう 「被災から1年がたとうとしている今、思うこと」 『『避けたい未来』『みんなで力を合わせればできる良い未来』は何か？』 「あつま復興のキーワードは何か？」	23名
第2回	◆町の資源と課題を整理しよう 「厚真の宝、心配ごとは何か？」	20名
第3回	◆厚真町に必要な取り組みを考えよう 「これから必要な取り組みは何か？」「アイデアリストを作ろう」	16名

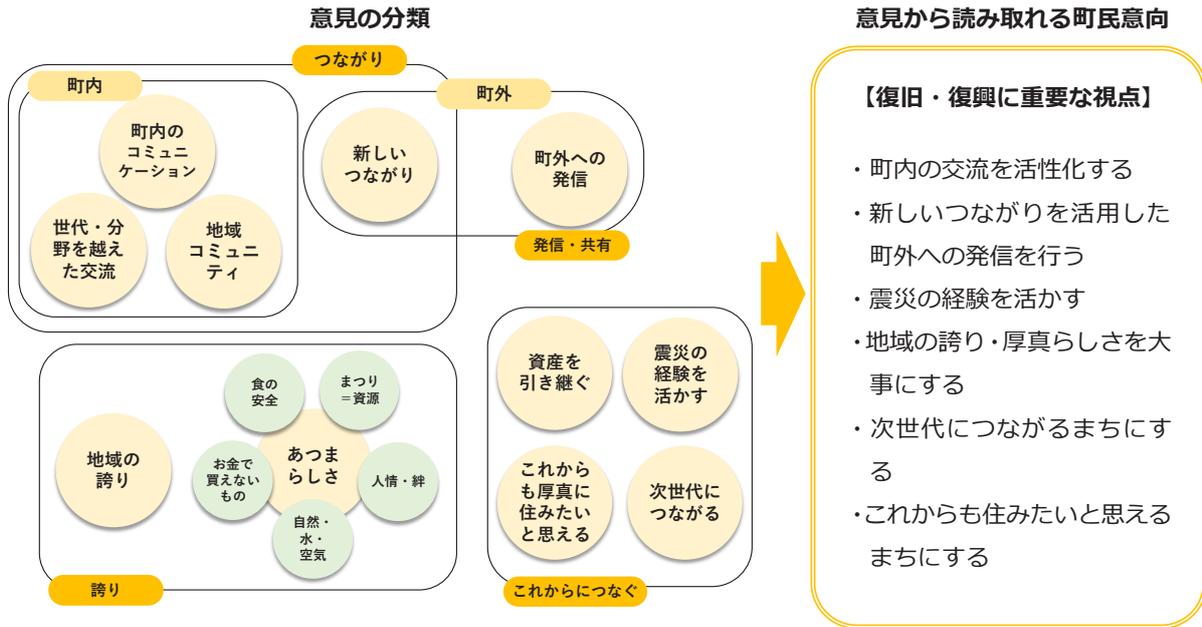
令和元年8月から11月にかけて実施した町民ワークショップでの意見から、復旧・復興に関する町民意向を分析した結果は次のとおりだった。

■第1回町民ワークショップで出された主な意見

第1回町民ワークショップでは、「あつま復興のキーワード」を班別にまとめたが、それぞれの班で出たキーワードを分類すると、町の復旧・復興に向けて、次のようなことが読み取れた。

- 町内の交流を活性化すること
- 新しいつながりを活かし町外に発信すること
- 震災の経験を活かすこと
- 地域の誇りや厚真らしさを大事にすること
- 次世代につながるまちにすること
- これからも住みたいと思えるまちにすること

■「あつま復興のキーワード」として提案された意見の分析



■第3回ワークショップで出された「取り組みアイデア」の分析

第3回町民ワークショップでは、今後必要な取り組みについて、12のアイデアが出た。これらのアイデアのうち、主なものを下記に示す。

タイトル	概要	主体
ベンチでつくるパブリック	町民が自分たちでベンチをつくり、置く。厚真じゅうのいろいろなところに手軽なコミュニティ（交流できる場）をつくる。	町民
小さなあつま場所からはじめる	お茶会、ボランティア活動、地域のお祭り、コミュニティスペースの活用、難病を抱える人たちがあつまれる場など、もともとあった子どもから大人までが参加するイベントを続けたり、さらに盛り上げたりする取り組み。	協働
「つたえる」「つながる」プロジェクト	シンポジウム、町内会、井戸端会議、家族会議など、時・場・人に合わせて教訓を伝える取り組みを実施する。地震だけではなく、防災全般に対して高い意識を持った町や、日ごろから顔の見えるコミュニティづくりを目指す。	協働

各アイデアを実施する際の取り組み主体を「行政」「協働」「町民」の3つから提案者において選択したところ、「行政」が主導で行うものが0件、「協働」で取り組むものが9件、「町民」が主導で行うものが3件となった。このことから、復興のプロセスへの町民の参加や、協働による取り組みの実施について、関心や意欲が高まっていると考えられた。

全3回のワークショップにおける意見の概要

全3回のワークショップにおいて発言された意見について、テーマ別に意見数をカウントしたところ、最も多く話題となったテーマは「町内のつながりづくり」、次いで「町民参加の復興」「町外との交流」となった。

テーマ	意見数	テーマ	意見数
町内のつながりづくり	73	心身の健康	15
町民参加の復興	55	生活再建	15
町外との交流	35	田園風景や自然の保全	10
地域の誇り・郷土愛	22	被災体験の継承	9
今後の災害対策	21	地域交通	6
子ども・子育て・教育	20	その他	67

※表中のテーマは分類のために任意で設定したもの。意見数は付せんや書き込みの数を計上している。

■ワークショップの議論から見る、求められる取り組み

ワークショップの内容から、以下の取り組みが求められていると考えられた。

- 町外との交流や、今後の災害対策の充実に関する取り組みが求められている。
- 町内のつながりづくりに関する取り組みや、町内の人と人をつなぐ場所やコーディネーターが求められている。
- 「町民参加」への関心の高さや、「地域の誇り」「あつまらしさ」というキーワードから、町民参加による復興や地域に対する町民の誇り（シビックプライド）の醸成に関する取り組みが求められている。

■各テーマに関する主な意見

①「町内のつながりづくり」に関する主な意見

- ・被災によって人間関係がぎくしゃくして悲しい
- ・世代や活動分野を超えた交流がしたい
- ・資源と資源、人と人をつなげる場所やコーディネーターが必要、など

②「町民参加の復興」に関する主な意見

- ・自分もボランティアをしてみたい
- ・将来、「皆で厚真をつくったよ」と言いたい
- ・地元発信で復旧・復興に関するイベントができれば良い、など

③「町外との交流」に関する主な意見

- ・外部からの人が多く訪れている。厚真町のことを知りたがっている
- ・自然や景色・食・産業、人など厚真の魅力を発信し「ATSUMA LOVERS」を増やす、など



ワークショップの様子

(3)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された復旧・復興に向けた取り組み

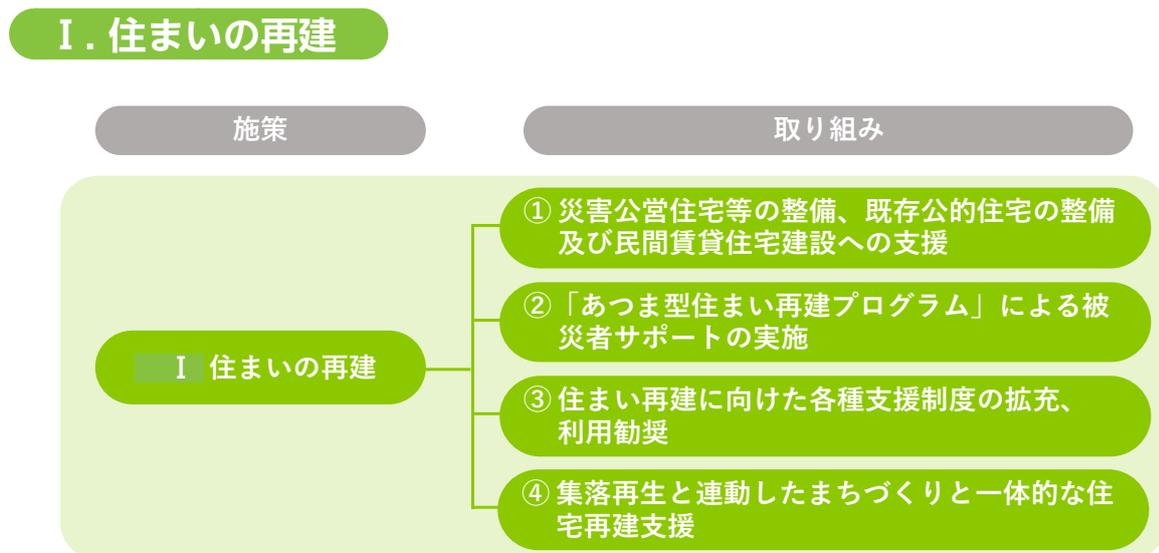
厚真町では、復旧・復興に向けて、「住まい・暮らしの再生」「なりわい(仕事)の再生」「災害に強いまちづくり」の3つの基本方針に基づき、下記の施策体系のもと、各施策を推進することとした。

■「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された施策体系



「厚真町復旧・復興計画（第2期）」では、主に町民生活の早期復旧に向けてスピード感を持って取り組む必要のある項目（Ⅰ. 住まいの再建、Ⅱ. 町民生活の再建、Ⅲ. 保健・福祉の復旧・充実、Ⅳ. 子育て・教育の復旧・充実）について、下記のように、現状と課題や施策の方針、具体的な取り組み内容や、ロードマップが示された。

(1)「厚真町復旧・復興計画（第2期）」で示された、「**1. 住まい・暮らしの再建**」についての各施策の方針と取り組みの概要

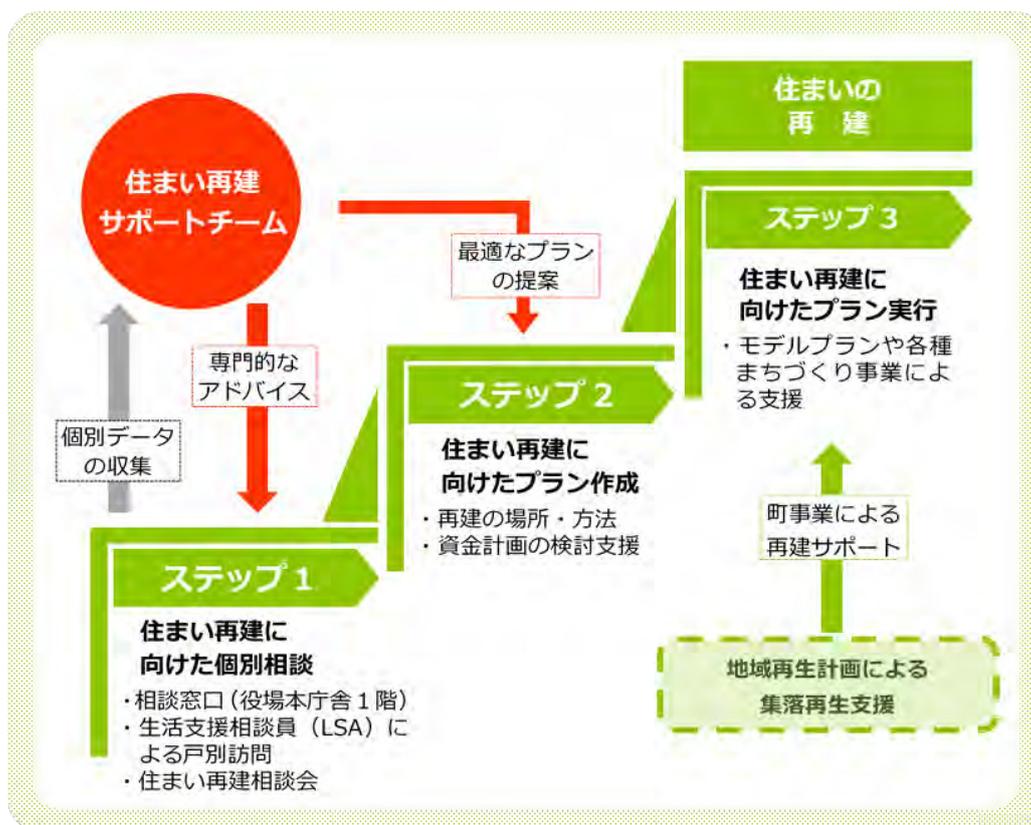


震災による町内の住家被害の状況は多種多様であり、住家以外の資産の被害状況、復旧期の住まいの状況（在宅・応急仮設住宅等）や年齢・健康状態・家族構成等の違いにより、生活再建に向けたプロセスも異なっていた。そこで、町では、町民一人ひとり、世帯一つひとつの状況や希望について聞き取りをしながら、被災した町民が安心して生活を送れる恒久的な住宅の確保に向け、災害公営住宅等の整備や民間賃貸住宅建設支援、各種支援制度の拡充、制度の利用勧奨、相談会などを実施。そうした取り組みを通じて、徐々に住まいの再建の目処が立つ世帯が増えてきていた。

また、地域再生と一体的な住まいの再建支援として、土砂災害等により甚大な被害を受けた地域や大規模な地すべりが発生した地域に関しては、より丁寧な聞き取りを行い、地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建の支援を実施・検討した。

一方、再建資金の調達や再建手段の決定に際して、様々な事情により判断が困難な場合もあり、再建の目処が立たない世帯もあり、法律・福祉・建築など多面的な視点から個々の再建の課題に対応できるよう、各種専門家によるサポートチームにより、個々の再建に向けた決断の後押しをしていくことが示された。

■プログラムのイメージ



住まい再建サポートチーム

相談案件ごとに各分野の専門家が多面的・専門的に助言し、住宅再建に向けたサポートを行う。

- 構成：町（災害復興担当、建築・住宅担当、保健・福祉担当、税務担当等）／社会福祉協議会
- サポートメンバー（個別課題の解決に向けて、専門部署及び専門家を交えた検討を実施）：町関係部署／専門家（弁護士・司法書士・建築士・宅建士・金融機関・ファイナンシャルプランナー／大学／中間支援組織など）

取り組み内容

①災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備及び民間賃貸住宅建設への支援

自力再建が困難な被災者が、生活の再建に向けての展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住空間を備えた災害公営住宅を整備する。併せて通常の公営住宅等の整備、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における生活再建と住宅・居住環境の整備に努める。

主な事業

- 災害公営住宅整備事業
- 公営住宅整備事業
- 地域優良賃貸住宅整備事業
- 既設公営住宅災害復旧事業
- 民間賃貸共同住宅等建設促進事業

②「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施

住まいの再建における課題には、資金面や世帯員の健康状態・住宅周辺の環境など、様々な要因が混在している。個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により、再建に向けた決断を後押しする「あつま型住まい再建プログラム」を実施する。

主な事業

- 災害復興推進事業

この事業は町が実施する独自のものであり、次のような特徴を有していた。

- ・被災者一人ひとりの被災状況に応じた多面的かつ専門的な支援体制
- ・国・道・町・民間の様々な支援制度を組み合わせた、自己負担の少ない再建資金計画の提案
- ・単一世帯だけでなく、地域再生の視点による住環境整備

③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨

被災者生活再建支援制度等の既存の支援と併せて、義援金の配分や町独自の支援制度、金融機関と連携した資金計画の作成のサポートなど、各種支援制度を必要に応じて組み合わせ、住まいの再建を支援する。

主な事業

- 住宅復旧支援事業
- 住宅再建融資利子助成事業
- 住宅リフォーム補助金
- 持ち家住宅建築支援助成
- がけ地近接等危険住宅移転事業
- 相談会の開催

④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援

被害が甚大な地域については、地域住民との話し合いの上で、「小規模住宅地区改良事業」や「都市防災総合推進事業」の導入を検討し、集落に必要となる公共施設等の整備と併せて住宅再建を後押しする。

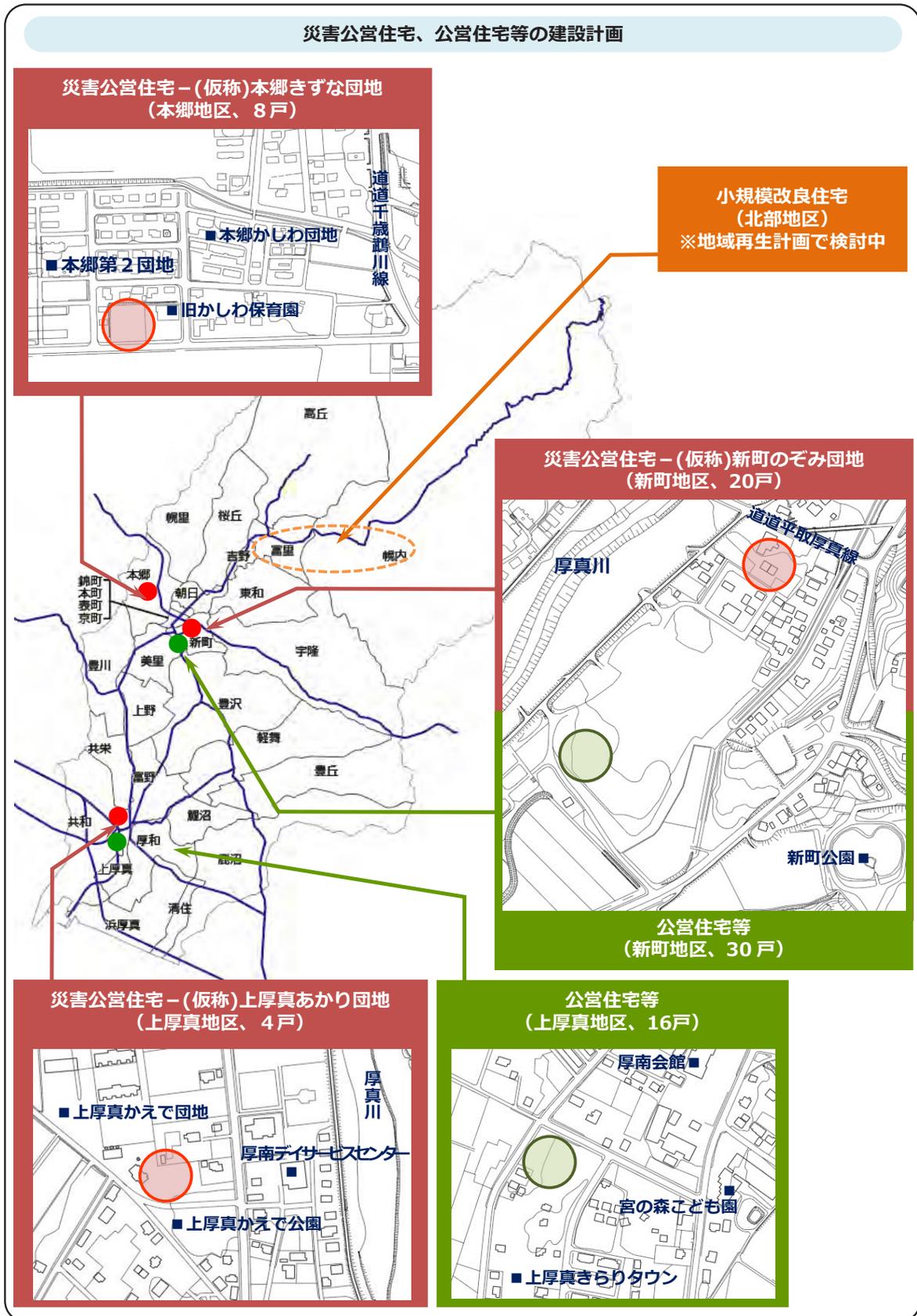
主な事業

- 小規模住宅地区改良事業
- 都市防災総合推進事業

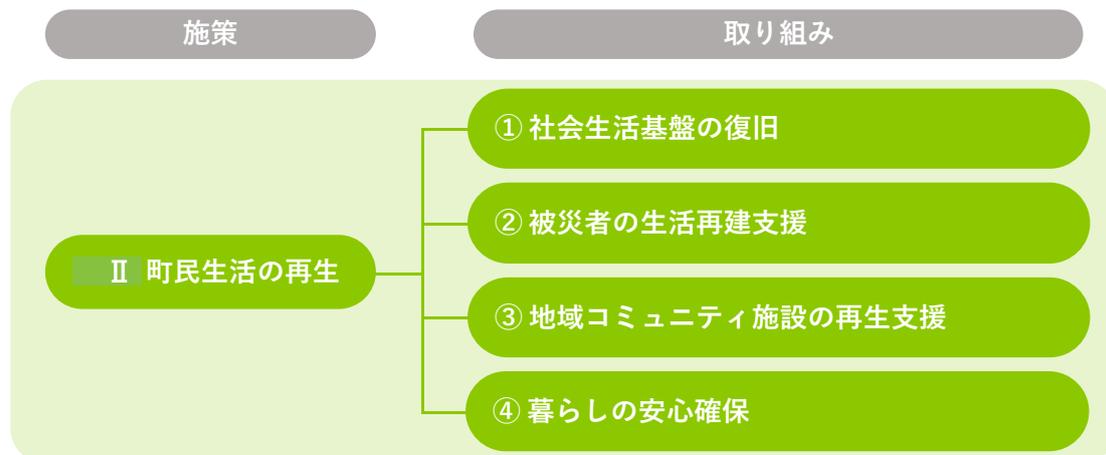
ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備および民間賃貸住宅建設への支援		整備方針検討	設計・建設					
「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施		各事業の実施	重点支援	方針見直し				
住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨		拡充策の検討・実施、利用勧奨						
集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援		地区別検討		事業実施				

災害公営住宅、公営住宅等の建設計画



Ⅱ. 町民生活の再生



震災により被害が発生した各種インフラについては、土砂崩れなどで立ち入り困難な地域を除き復旧していたが、公共土木施設などのうち、応急的な復旧にとどまっている施設について、本格的な復旧に向けて工事を実施することが求められていた。また、土砂が流入した宅地は、宅地堆積土砂撤去事業により復旧を行うとともに、全半壊した被災家屋について、所有者の依頼に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体を実施。また、新たに井戸を掘削する場合について、既存の制度に基づき復旧を支援した。

町民の生活再建に向けては、生活再建支援金や災害弔慰金・義援金等の円滑な支給、町税の特別措置など、お金に関する支援や情報提供による支援を継続。また、生活再建までの生活拠点となる応急仮設住宅の適切な管理も行ったが、被害を受けた地域の集会施設や、自治会等が所有・管理する神社については、地域コミュニティの拠点的施設として再生に向けた支援が求められた。そうした中、町は「今後は、上記の課題に対応するとともに、地域交通の整備など、生活再建後も安心して地域で暮らすための施策が求められる」とした。

取り組み内容

① 社会生活基盤の復旧

国・道と連携し、本震災において被害を受けたインフラを復旧する。

主な事業

- 簡易水道施設災害復旧事業
- 公共土木施設災害復旧事業
- 地域情報施設災害復旧事業
- 大型開発跡地整備運営事業

② 被災者の生活再建支援

生活再建支援金等の円滑な支給や町税の特別措置などにより、町民の生活再建を支援。また、未給水区域で新たに井戸を掘削する場合など、個人が所有する施設の復旧に際しても、再建を支援する。応急仮設住宅についても引き続き適切な管理を行う。

主な事業

- 生活再建支援金・災害弔慰金・義援金の支給・町税の特別措置
- 応急仮設住宅管理事業 ● 飲用井戸等給水施設整備事業補助金
- 「生活再建に向けた支援ガイドブック」の発行

③地域コミュニティ施設の再生支援

震災において被害を受けた生活会館・生活館や自治会等が所有・管理する神社など地域コミュニティの拠点的施設の復旧・再建を支援する。

主な事業

- 小規模住宅地区改良事業 ● 都市防災総合推進事業
- 地域公民館整備事業 ● 地域コミュニティ施設等再建支援事業

④暮らしの安心確保

生活再建後も安心して地域で暮らせるよう、通勤・通学・買物・通院等に不可欠な地域交通の維持確保に努めるとともに、引き続き買物弱者に向けた移動販売の取り組みを実施する。

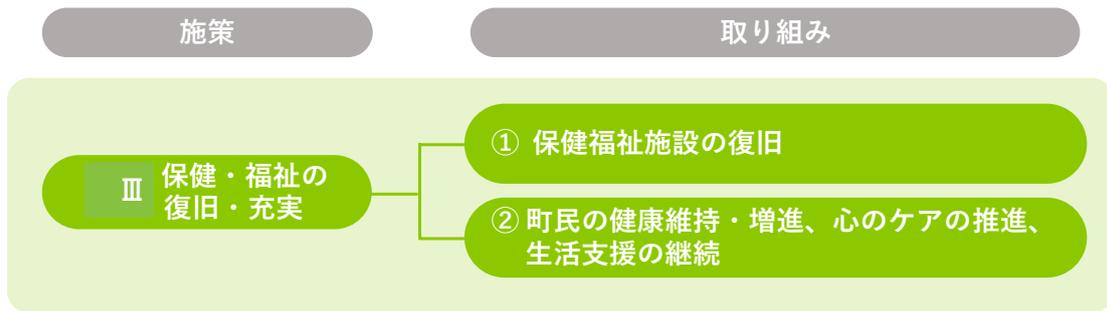
主な事業

- 地域公共交通対策事業 ● 暮らしの安心サポート事業
- 交通安全防犯等推進事業

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
社会生活基盤の復旧	方針検討・事業実施							
被災者の生活再建支援	各事業の実施							
地域コミュニティ施設の再生支援	方針検討							
	継続的な検討・事業実施							
暮らしの安心確保	継続的な検討・事業実施							

Ⅲ. 保健・福祉の復旧・充実



震災により、町の保健福祉施設についても損壊等の被害を受け、除却・修繕を行っていた。また、主に成人を対象とした住民健康診査で行ったアンケート（令和元年度6月実施、回答者約780人）では、約16%に当たる126人にうつ状態やPTSDの傾向が見られているほか、小・中学校で実施したアンケートでも、約360人中50～60人が「1人でトイレに行けない」「よく眠れない」等の回答をしたことから、被災によるショック、被災後の環境の変化、今後の生活への不安などによる心身の健康への影響が懸念された。そのため、中長期的に、継続した実態把握や、町民の心身の健康の維持・増進に向けた支援を行うことが求められた。そのため、町では、厚真町社会福祉協議会が設置する生活支援相談員や、苫小牧保健所等との連携により、仮設住宅を中心に生活相談・健康相談を実施。今後も仮設住宅の解消、新たな生活環境への移転などのフェーズの変化に応じて支援体制を整備するとともに、「自助」や「共助」・「互助」「公助」の考え方に基つき、地域への情報提供や関係機関との情報共有・連携を行うこととした。

取り組み内容

①保健福祉施設の復旧

北海道胆振東部地震において破損した総合ケアセンター・総合福祉センター・高齢者生活福祉センターの復旧を行う。

主な事業

- 総合ケアセンター災害復旧事業
- 総合福祉センター災害復旧事業
- 高齢者生活福祉センター災害復旧事業

②町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の推進

町民の健康維持・増進、心のケアの推進に向け、町民の健康実態把握、生活相談・健康相談の実施、健康づくりの啓発を行う。

主な事業

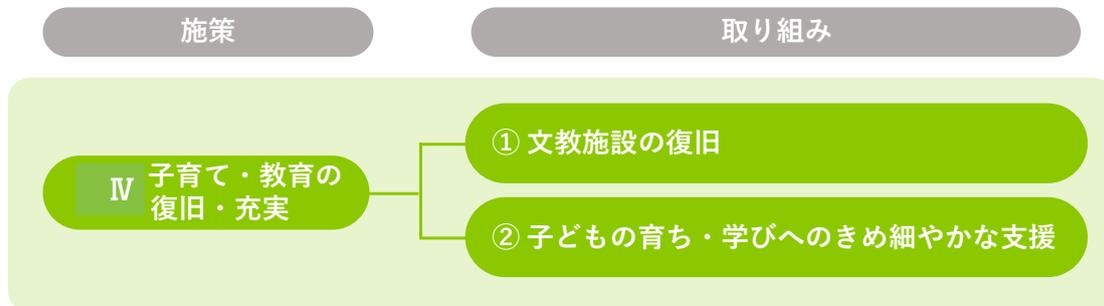
- 仮設住宅自立相談支援事業
- 生活支援体制整備事業
- こころの健康に関するリーフレット配布
- ゲートキーパー[※]養成講座実施
- こころのアンケート実施

※ゲートキーパー：自殺対策の分野で広く使用される用語。心の不調や自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
保健福祉施設の復旧	復旧事業の実施							
町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の推進	方針検討			方針見直し				
		事業実施						

Ⅳ. 子育て・教育の復旧・充実



震災により、町の文教施設についても損壊等の被害を受け、修繕を行っている。また震災後、こども園・小中学校・放課後児童クラブ・放課後子ども教室については、カウンセラー等の支援を受けながら授業・活動を再開、応急期には「あつまスタードーム」敷地内に町内外の関係機関の支援を受け、「週末こどもひろば」を開設するなど、官民の連携によって子どもの育ち・学びの環境の場づくりに取り組んできた。

子どもたちの心のケアについては、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、小中学校・こども園・スクールカウンセラー・社会福祉協議会・医療機関などの関係機関の連携により支援体制を整備したほか、こども園・放課後児童クラブ・放課後子ども教室において、子どもたち一人ひとりに合わせた育ちの支援を継続した。また、「冒険の杜プレーパーク2」や「新生児誕生記念品事業」など、本震災後にできた新たなつながりを活用して、子どもたちの育ちや学びをより豊かにする事業も実施することが示された。

取り組み内容

①文教施設の復旧

震災で破損したこども園・学校施設・社会教育施設・文化財の復旧を行う。

主な事業

- 宮の森こども園災害復旧事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 学校給食センター災害復旧事業
- 公立社会教育施設災害復旧事業
- 文化財保存整備事業

②子どもの育ち、学びへのきめ細かな支援

子どもの健やかな育ち・学びに向けて、小中学校での心のケアを実施するとともに、こども園・放課後児童クラブ・放課後子ども教室において、子どもたち一人ひとりに合わせた支援を行う。

主な事業

- 「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を中心とした心のケア
- 冒険の杜プレーパーク整備事業
- 新生児誕生記念品事業

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
文教施設の復旧	復旧事業の実施							
子どもの育ち、学びへのきめ細やかな支援	継続的な検討・事業実施							

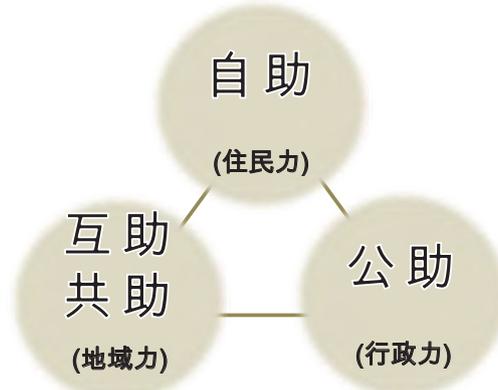
心の健康の支援体制

■ケアの考え方

町では、従前から自助（住民力）、互助・共助（地域力）、公助（行政力）の視点で、ケアに取り組んできました。今後も引き続き、この考え方に基づき、ケアに取り組めます。

「自分や家族でできることは自分たちで」

自らの健康管理（セルフケア）や自らの介護予防、市場サービスを自ら購入するなど



「個人・家族でできないことは地域で支える」

友人、自治会などによる普段からの交流、見守り活動、異変の気づきなど

「個人・家族や地域でできないことを公的制度で」

自分自身や家族だけでは問題を解決することが難しく、生命に危険をおよぼす恐れがあるときに公的な判断のもと支援を行うこと

町の取り組み

自助への支援

普及啓発活動

- こころの教室
- やさしい精神保健講座
- 広報誌健康情報掲載
- こころの健康に関するリーフレット全戸配布
- 既存事業での情報提供

互助・共助への支援

見守り支援活動

- ボランティアによる訪問、情報共有
- 民生委員や地区保健福祉推進員との情報共有や連携
- 地域の方々からの情報提供に基づく専門職の支援介入
- ゲートキーパー養成講座実施（令和2年度以降）

公助の実施

ハイリスク者支援

- 生活支援相談員(LSA)の配置
- こころのアンケート実施（健診事業を活用）
- 個別相談・継続支援（医師・臨床心理士・保健師などによる家庭訪問・来所・電話）
- 相談機関の紹介

地域で暮らす人々の健康問題の解決へ

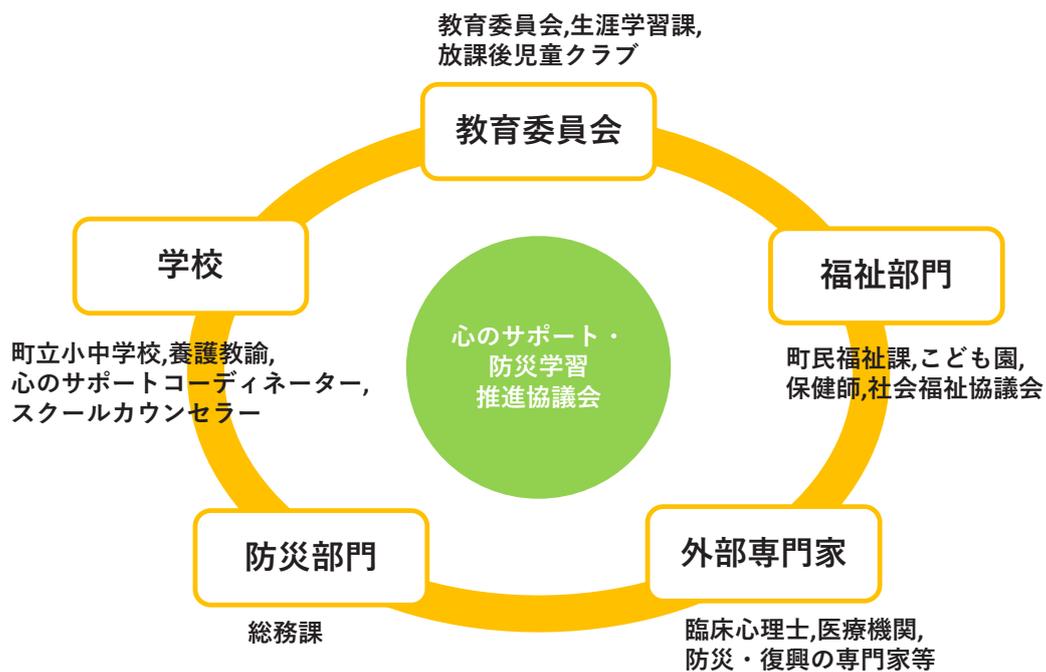
設置された「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」

震災により被災した児童生徒の継続した心のケアと防災学習を推進することを目的として、令和元年（2019年）11月1日に「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」が設置された。

主な事業内容

- 児童生徒の心理状況の把握・記録（ストレスチェック、保護者アンケート集計・分析）
- 心のケアを含む防災学習
- 個別に支援の必要な児童生徒のケース会議
- 学校及び関係機関の取り組み状況等の情報共有
- 児童生徒の状況に関する学校間の引継ぎ支援
- 保護者及び教職員を対象とした研修
- その他目的達成のために必要な事項

■「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」の体制



(2)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された、「2.なりわい(仕事)の再生」についての各施策の方針と取り組みの概要

I. 農業の再生



震災により、町内で95箇所155.31haの農地、69箇所の農業用施設が土砂堆積や破損等の被害を受けた。また、183戸で農業機械・施設の被害、8箇所で共同利用施設の被害が報告されており、水稲や畑作物・ハスカップなどの作物を中心に町内の農業は大きな打撃を受けた(令和2年1月末時点)。

農地や農業用施設の復旧については、発災直後から災害査定・復旧工事等を実施しており、道・町・町土地改良区の施工により令和元年度末までにおおむね完了する見込みで、共同利用施設(JAとまこまい広域所有)の復旧については、国の事業を活用しながら町において修繕費や解体費の支援を行った。

その他、農業者が所有する農業機械・施設の復旧やハスカップの改植については、国・道・町の支援制度に加え、ボランティアによるシカ侵入防止柵の復旧作業など、多様な支援により復旧が進んだ。

一方、本震災において大きな被害を受けた北部地区では、被災により地区外へ住まいを移転せざるを得ない世帯もあり、離農や、住まいと農地が離れる「通い作」が増加する可能性が考えられ、ICT化の推進による栽培管理方法の見直し、農地の利用調整、野生鳥獣対策や農作物の盗難対策の強化など、営農環境の変化への対応について検討が必要だった。

町の基幹産業である農業の再生を実現するため、復旧事業の実施や、営農環境の変化への対応に加え、被災後にできた新たなつながりを活用した取り組み等により、さらなる農業の振興を図ることが求められた。

取り組み内容

① 農業施設の復旧

被災した町内の農業者の早期営農再開に向け、国・道と連携し、農地に流入・堆積した土砂の撤去を行う。また、JAとまこまい広域所有共同利用施設の復旧支援を行うとともに、農業者が所有する農業施設の復旧のため、被災農業者向け経営体育成支援事業や被災農業者営農再開支援事業(営農掛り増し経費に対する支援)など、各種支援制度の利用勧奨を行う。

主な事業

- 農業施設等災害復旧事業
- 被災農業者向け経営体育成支援事業
- 被災農業者営農再開支援事業（営農掛り増し経費に対する支援）
- 穀類乾燥調製貯蔵施設災害復旧事業
- 特産果実（ハスカップ）再生支援事業

②営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興

従前の居住地からの住まいの移転に伴う離農や「通い作」など、今後発生する営農環境の変化への対応を検討する。また、被災後にできた新たなつながりや取り組みを活用し、引き続き、後継者確保・新規参入者の受け入れ・育成、農産物の知名度向上・ブランド化に努める。

主な事業

- グリーンツーリズム推進事業
- 農業後継者総合育成対策事業
- 農業支援員の新規就農
- 農業ICT化普及推進事業
- ハスカップ・地域ブランド化推進事

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
農業施設の復旧	復旧事業の実施							
営農環境の変化への対応検討 とさらなる農業の振興	対応策の検討			継続した農業振興策の実施				

Ⅱ. 森林および林業の再生



震災により、森林資源そのものが大きな損害を受けたことに加え、道路の損壊等によりアクセスできない森林が大量に発生した。それに伴い、平成30年（2018年）10月に、北海道を事務局とする「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」が設置され、平成31年4月に森林及び林業への対応方針がまとめられた。この方針を受け、事業主体となり、生活に影響のある箇所に対する治山工事や砂防堰堤の設置、道有林及び町有林を活用した森林崩壊地への植栽試験地の設置などについては道が実施、路網については、道や町が事業主体となり、林道の災害復旧工事に加え、森林作業道の試験的な設置事業にも取り組むこととなった。また、苫小牧広域森林組合が主体となり、崩壊した森林の倒木処理や木材の搬出を目的とした特殊地帯も、徐々に作業が進められている。

取り組み内容

①被災状況に応じた森林の再生方針の整理

震災直後より北海道と苫小牧広域森林組合が中心となり実施してきた「今後の森林管理の意向確認」については、町や森林組合も加わり、より具体的な内容などを提示しながら、所有者の意向を踏まえた森林管理の方法を検討。大量の土砂が流入し堆積している箇所については、河川への土砂流出防備や木材生産の観点から、カラマツ等の植樹を含めた対応方針を検討した。併せて、対応方針を検討する際の基礎資料とするため、土砂が流入し堆積した町有林を活用して、倒木等の処理作業を試行。森林の公益的機能の回復状況やエゾシカによる影響などについて、研究機関等と連携しつつ継続的なモニタリングを実施している。また、厚真川の上流部に立地する道有林については、情報共有に努め、必要に応じて一般民有林の森林再生へも反映させ、連携しながら事業を実施していくこととしている。

主な事業

- 森林経営管理事業（意向確認） ● 森林再生・林業復興推進事業
- 町有林造林事業研究機関と連携した継続的なモニタリング
- 道有林との情報共有と連携

② 林業施設の復旧

森林の崩壊や土砂の堆積により走行不能となった森林内の道路の機能を、従前の用途や今後実施される森林施業・森林所有者の意向等を踏まえて再生する。なお、実施主体としては厚真町及び苫小牧広域森林組合・森林所有者等を想定し、その他の関係機関との連携を図りながら事業を進めている。

国・道がそれぞれ設置している砂防堰堤の上流部分にアクセスするための林業専用道や作業道についても、可能な限り前倒しして整備することを検討している。

取り組み内容

国・道などとの連携のもと、被害のあった林業施設の復旧に取り組む。

主な事業

- 林業施設災害復旧事業
- 林業専用道・森林作業道整備事業
- 森林再生・林業復興推進事業

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
被災状況に応じた森林の再生方針の整理			所有者の意向確認・協議					
			崩壊地・土砂堆積地への対応方法の検討・対応の実施					
林業施設の復旧	復旧事業の実施、林業専用道・森林作業道の開設							

Ⅲ. 水産業の再生

施策

取り組み

Ⅲ 水産業の再生

① 漁業施設の復旧

震災により、浜厚真漁港防波堤の崩壊、漁港に隣接する旧重油施設の破損があり、漁場が使用できない状況が継続し、漁業者の負担が増えているため、施設復旧により漁業者の経営安定と安全確保を図ることとした。また、被害のあった浜厚真漁港防波堤の復旧については、国直轄事業により令和元年度内の復旧を見込んだ。その他の被害箇所の復旧については、町事業により令和元年度内に完了する見込みとした。

主な事業

- 漁港災害復旧事業

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
漁業施設の復旧		復旧事業の実施						

IV. 商工業の振興・交流の推進



震災により、町内の商工業や観光についても、多くの被害が生じたが、道及び町の融資制度の活用や、全国商工会連合会による経営再建支援、共同仮設店舗の整備により、町内商工業者の多くは経営再開を果たした。本震災により、多くのボランティアや支援企業などが町を訪れたことで、町内各所に新しいつながりが生まれた。今後は、これらの交流をさらに発展させるとともに、新たなつながりを活用して、従前から取り組んできた新規事業の創出や人材育成などへの支援、企業誘致につなげていく取り組みが求められる。

取り組み内容

① 商工業者の経営再建支援

被災した中小企業等の経営の再建と安定化を図るため、融資制度の利用勧奨や、利子の一部補給等の事業を実施。また、店舗などが被災し、操業できなくなった事業所などの再開拠点として京町地区に整備した共同仮設店舗を運営することとなった。

主な事業

- 中小企業災害復旧資金利子補給
- 共同仮設店舗の運営

②町内外の新しいつながりを活用した経済活性化

震災後にできた町内外の新しいつながりを活用し、従前から取り組んできた新規事業の創出や人材育成、新たな特産品開発などへの支援、企業誘致につなげていく取り組みなどを引き続き実施する。

主な事業

- 商工業振興事業
- 起業化支援事業
- 特産品開発・PR事業
- サテライトオフィスの誘致推進
- ハスカップ・地域ブランド化推進事業
- 企業立地推進事業
- 起業化人材育成事業

③観光・交流の拠点や仕組みの整備

震災後にできた町内外の新しいつながりを継続するとともに、地域資源を活用した観光・交流の取り組みを引き続き実施する。

主な事業

- グリーンツーリズム推進事業
- 古民家再生推進事業
- 交流促進センター（こぶしの湯 あつま）運営事業
- 観光イベント支援事業
- 観光協会運営事業

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
商工業者の経営再建支援	共同仮設店舗							
	中小企業災害復旧資金利子補給							
町内外の新しいつながりを活用した経済活性化	継続した商工業振興策の実施							
観光・交流の拠点や仕組みの整備	継続した観光業振興策の実施							

設置された「共同仮設店舗」

被災し、事業を営んでいた地域での営業継続が困難となった事業者が早期に事業再開できるよう、町商工会横の町有地に共同仮設店舗（愛称：京町キューブ）を整備した（平成31年3月）。仮設店舗は、令和4年3月31日まで事業者が無償で貸与され、その後、同店舗を利用する場合は有償で利用することができることとなった。

整備に当たり、町商工会の協力を得てニーズ調査などを行い、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う「平成30年北海道胆振東部地震対応支援仮設施設整備支援事業」の助成を活用し建設した。



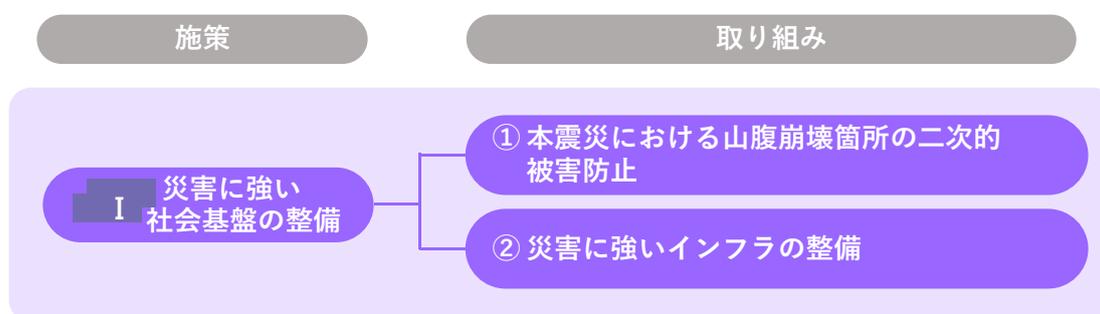
○敷地面積 996.08 m ²	○延べ床面積 141.92 m ²
○施工法 ユニット工法	○構造 木造平屋建て
○事業費 4,884万7,000円	
(うち4,879万2,000円が独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成)	

(3)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された、「3. 災害に強いまちづくり」についての各施策の方針と取り組みの概要

震災によって交通網が至るところで寸断して、町外からの輸送手段が限定され、また北部地域への道路が寸断したことにより地区が孤立した。また、電源喪失時の情報の不通など、災害に対するインフラの脆弱性が明らかとなり、今後は、本震災と同規模の地震災害を想定した対策に加え、発生が想定される多様な災害について対策を講じることが必要であることが確認された。

幌内地区の日高幌内川周辺では、地震動の衝撃によって大規模な山腹崩壊が発生して河道を閉塞し、湛水池が形成された。越流浸食による河道閉塞箇所が決壊により、下流域への二次的被害への対策を講じることが先決だった。一方で、この湛水池周辺において地すべりが発生し、湛水池内に大量の土砂や岩塊が落下した場合に発生する衝撃波(段波)による下流域への二次被害についての対策も必要だった。現在、山腹崩壊が発生し二次的被害が懸念される箇所については、国による日高幌内川の河道閉塞部における越流対策や、チケッペ川・チカエップ川・東和川における砂防事業、道による日高幌内川の段波対策工事、急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業・治山事業により、対策が講じられているが、今後も引き続き、国・道と連携し、本震災における山腹崩壊等による被害箇所の二次的被害防止に努める必要がある。

I. 災害に強い社会基盤の整備



北海道胆振東部地震に伴う震災の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフト両面の防災・減災を推進し、しなやかで持続的な発展を目指した取り組みを進める。

取り組み内容

①本震災における山腹崩壊箇所等の二次的被害防止

国・道と連携し、本震災における山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業・治山事業等を実施。

主な事業

- 砂防事業（国・道）
- 急傾斜地崩壊対策事業（道）
- 治山事業（道）

②災害に強いインフラの整備

本震災の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化を行う。また、上厚真市街地で光ブロードバンドサービスの提供に向けた通信基盤施設の整備を行う。

主な事業

- 都市防災総合推進事業
- 豊沢地区配水管布設替事業
- IRU*施設整備事業
- 宅地耐震化推進事業

※IRU：「Indefeasible Rights of User」の略。自治体等が保有する光ファイバー等の自営通信設備を電気通信事業者に貸し出す際、契約や協定によって確定される長期的かつ安定的な使用権のこと。IRU契約により、光ブロードバンドのエリアカバー率を効率的に上げることが期待される。IRU施設とは、IRU契約により民間事業者に貸し出す通信設備のこと。

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
本震災における崩壊箇所等の二次的被害防止	直轄砂防緊急対策		恒久対策					
	道砂防、緊急急傾斜		治山事業					
災害に強いインフラの整備	インフラ整備の実施							

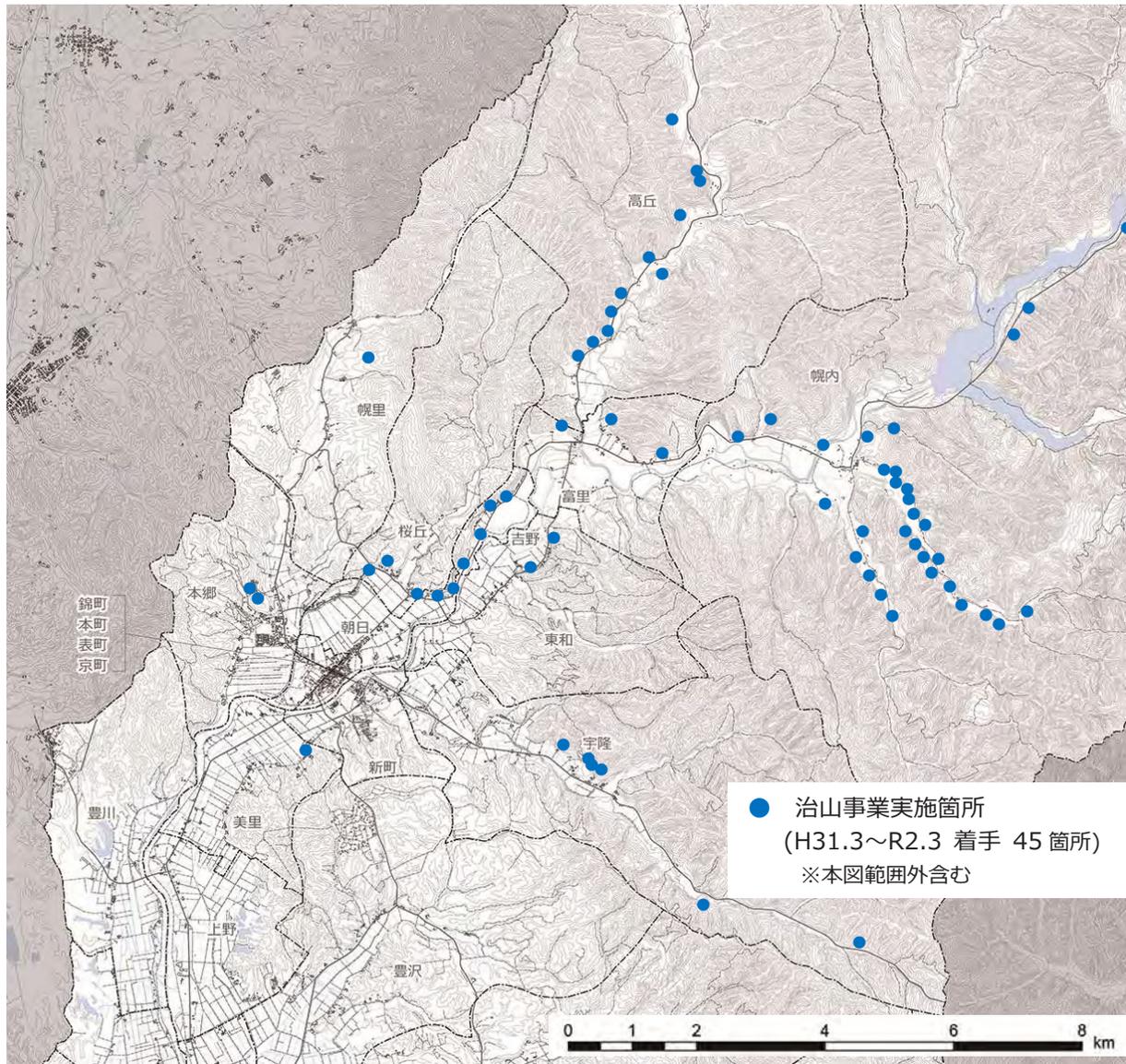
直轄砂防事業

国土交通省北海道開発局では、日高幌内川・チケツペ川・チカエツプ川・東和川において直轄砂防事業を実施中である（日高幌内川では、越流による河道閉塞部の決壊を防止し安定化を図るため、砂防堰堤や水路工等の砂防設備を整備。チケツペ川・チカエツプ川・東和川では、大雨等によって上流から流れる土砂をためる砂防堰堤を整備）。令和元年8月までに緊急対策工が完了し、現在、恒久対策工を実施している。



治山事業

北海道胆振東部地震により、林地崩壊が、広範囲にわたって大小様々な規模で発生した。このうち道路や人家等に直接被害を与えた箇所については、以下のような治山事業を実施している。



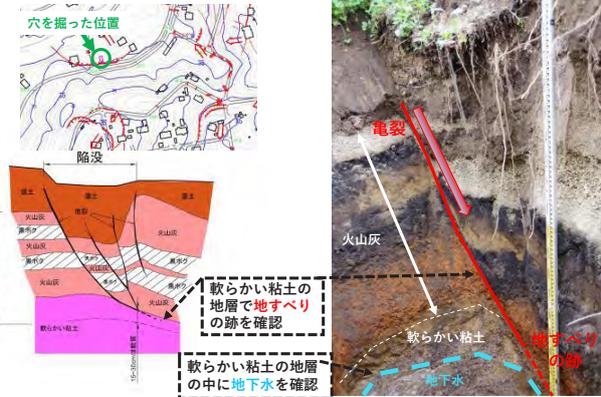
宅地耐震化推進事業

■ 現状と課題

本震災により、ルーラルビレッジ地区やパークタウン新町地区では、道路のひび割れや段差、宅地の地割れや段差の被害が多数発生しました。

各地区において、ボーリング調査等を実施したところ、ルーラルビレッジ地区では宅地造成時の盛土よりも下の地盤の軟らかい粘土層での地すべり跡が確認された他、パークタウン新町地区では盛土の中に地下水が確認されました。段差等の被害はこれらの地層の地すべりによるものと考えられることから、適した対策を講じる必要があります。

■ 確認された地すべり跡・地下水 (ルーラルビレッジ地区)



■ 地すべりによる被害発生メカニズム



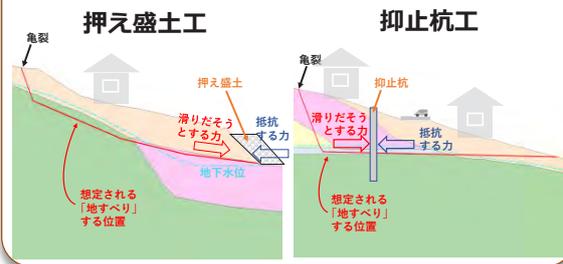
■ 対策工

【ルーラルビレッジ地区】

地すべりを抑える対策が必要なことから、押え盛土、抑止杭、地表排水、めいあんきよ明暗渠、地下水排除等での対策を検討しています。

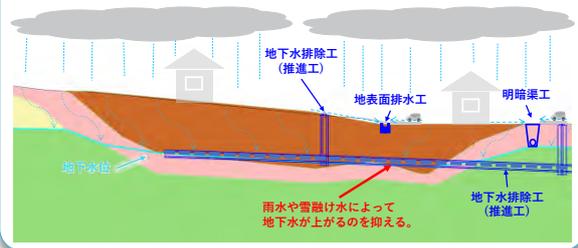
地すべりを抑える対策

宅地が高い所から低い所へ滑り出そうとする力を、抵抗する力で抑える。
⇒ 押え盛土工・抑止杭工



地下水に対する対策

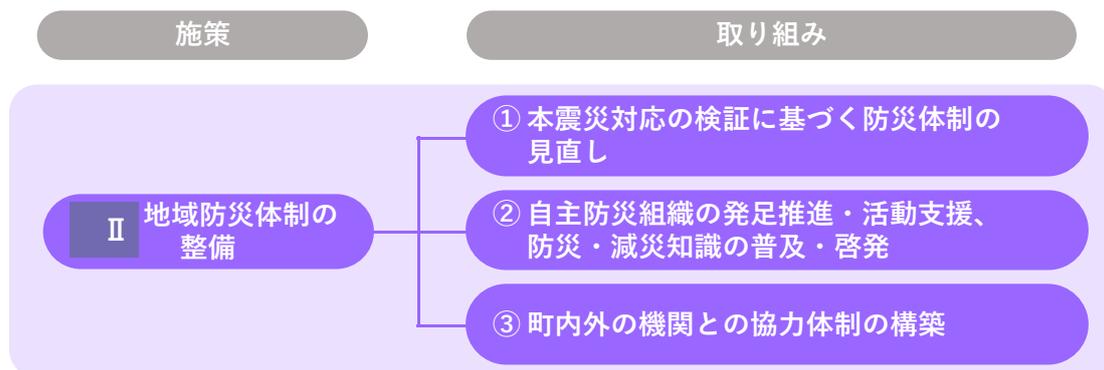
地下水の元となる雨などの水の浸透を抑える。
⇒ 地表排水工・明暗渠工
浸水した雨などの水による、地下水の上昇を抑える。
⇒ 明暗渠工・地下水排除工



【パークタウン新町地区】

パークタウン新町地区では、地下水位より下にある盛土が液状化したことから、地中の深い場所に配水管を入れて地下水を下げる、地下水排除工（推進工）での対策を検討しています。

II. 地域防災体制の整備



今後の災害発生に備えるためには、本震災の災害対応を検証し、より一層、地域防災体制の強化を図る必要があるが、地域防災力の向上に向けては、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、適切な役割分担のもと、地域ぐるみで取り組む必要がある。「公助」については、現在、町の本震災における災害対応について、有識者を交えて検証を実施しているが、今後は災害対応検証をもとに、町の地域防災計画や業務継続計画などの見直しを行い、今後の大規模自然災害の発生に備える必要がある。「共助」については、地域での防災体制の強化として、自主防災組織の発足や活動に対する支援を実施している。これまでに4地区で自主防災組織が発足したほか、2地区で避難計画等の作成を実施しており、地域防災力のより一層の向上に向けて、今後もこれらの取り組みを支援する必要がある。併せて、「共助」や「自助」に向けた、防災・減災知識の普及・啓発も求められる。また、本震災における応急対応では、町内外の団体との協力体制が構築されていたことにより、円滑な対応が可能になった。引き続き、全町的な被害や広域被害を想定し、各機関・団体との協力体制をさらに構築・強化する必要がある。

取り組み内容

①本震災における災害対応の検証に基づく防災体制の見直し

北海道胆振東部地震における災害対応の検証に基づき、地域防災計画や業務継続計画の抜本的な見直しを行う。また、地震災害に限らず、町内で発生が想定される多様な災害についても、被害想定を精査を行い、防災体制を引き続き検討する。

主な事業

- 地域防災計画の見直し
- 業務継続計画の見直し

②自主防災組織の発足推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発

「共助」の考え方にに基づき、自主防災組織の発足推進・活動支援を行い、地域防災体制を強化する。また、防災訓練の実施や広報などでの情報発信を通じて、防災・減災知識の普及・啓発を行う。

主な事業

- 自主防災組織の発足推進・活動支援
- 防災訓練の実施
- 北海道地域防災マスター認定講習への支援
- 地区避難計画等の策定支援
- 避難行動要支援者の支援

③町内外の機関との協力体制の構築

初動・応急期の食糧や物資確保・供給、防災拠点への備蓄品整備のため、各機関・団体との協力・情報共有体制を構築・強化する。

主な事業

- 災害協定の締結
- 東胆振広域圏定住自立圏の連携

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し		対応検証	計画見直し					
自主防災組織の発足推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発	自主防災組織の発足推進・活動支援							
町内外の機関との協力体制の構築	協力体制の構築							

Ⅲ. 防災拠点の整備 (第3期に向けてのテーマ)



北海道胆振東部地震により、地域の防災拠点となる避難所（集会所）が破損等の被害を受けた。また、町の災害対応の拠点である役場庁舎については、従前から老朽解消・耐震性確保のため建て替えが検討されていた。また、震災の発生直後には、電力喪失により2日間の

停電が起き、応急対応時の町内での電源確保が困難であったなど、脆弱性が明らかになった。

こうした現状を踏まえた上で、今後の災害発生に備えて、避難所としての集会所、役場庁舎及び周辺施設の整備について検討を行い、さらなる安全・安心確保に向けて、避難所や役場庁舎等の非常時の電源確保・備蓄品の配備・情報インフラの充実など、地域の防災拠点の機能強化に向けた取り組みが求められている。

取り組み内容

①防災拠点となる施設の整備

避難所の整備、役場庁舎及び周辺施設の整備について、検討を進める。また、町の指定避難所である上厚真小学校については、円滑な避難所運営に向けて入り口道路の拡幅工事を実施する。

主な事業

- 上厚真小学校進入路整備事業
- 公共施設整備基本計画策定事業
- 役場庁舎等公共施設群の再編

②防災拠点の機能強化

防災拠点における電源確保について、検討を進める。また、計画に基づく備蓄品の配備を行うとともに、情報インフラの充実に向けた検討を行う。

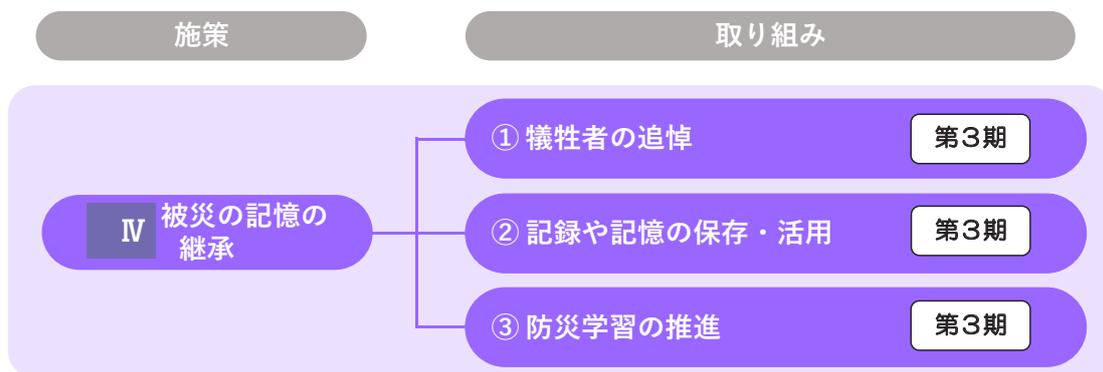
主な事業

- 備蓄品の整備
- 防災無線整備事業
- 臨時災害放送局運営事業
- 情報インフラの充実検討

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
防災拠点となる施設の整備			方針検討					
			事業実施					
防災拠点の機能強化		方針検討						
		継続的な検討・事業実施						

IV. 被災の記憶の継承 (第3期に向けてのテーマ)



北海道胆振東部地震による震災の経験を町内外に発信し、後世に伝えることも求められている。本震災により犠牲になった方の追悼として、胆振東部地震厚真町追悼式を実施しているが、今後は、追悼や慰霊・記録の保存や活用について、検討を進めることも必要である。応急対応・復旧・復興過程の記録の保存・整理方法とその活用について検討し、未来を担う子どもたちへの防災教育の推進や防災に関する啓発活動を通じて地域全体の防災力を高めることが求められている。

取り組み内容

①犠牲者の追悼

本震災により犠牲になった方々への追悼や慰霊について検討する。

主な事業

- 胆振東部地震厚真町追悼式

②記録や記憶の保存・活用

胆振東部地震災害記録誌を作成する。

主な事業

- 胆振東部地震災害記録誌作成事業

③防災学習の推進

防災学習の推進についても検討する。

主な事業

- 防災訓練事業
- 被災地教育推進事業

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
犠牲者の追悼	犠牲者の追悼							
記録や記憶の保存・活用	記録誌の作成							
防災学習の推進	防災学習の推進							

(4)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された地域別整備方針

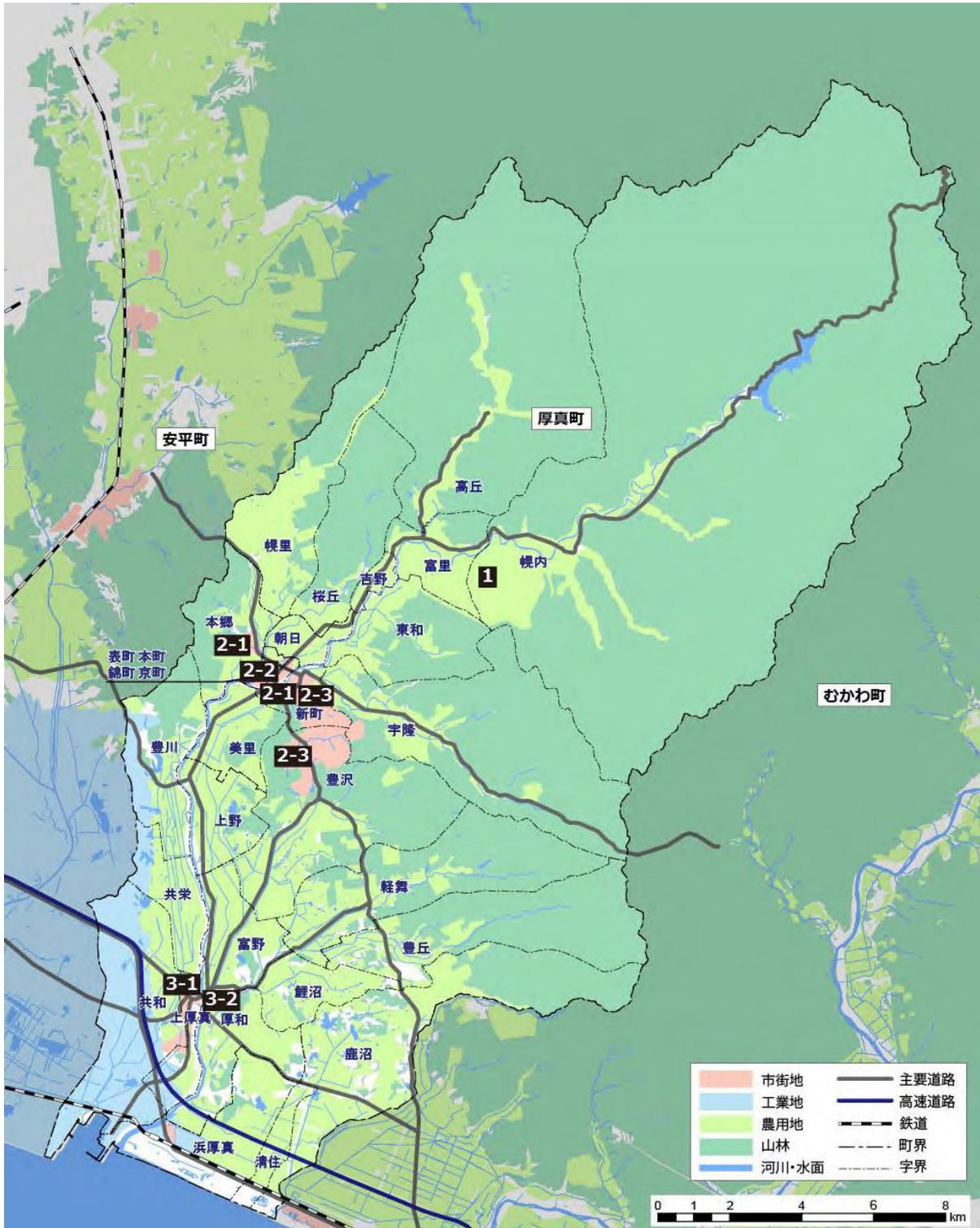
北海道胆振東部地震によって町は全町的な被害を受けたものの、北部地域では山腹崩壊が大規模に発生し、厚真市街地では地盤被害が発生するなど、被害の状況は地域ごとに異なっていることから、地域の特徴や被害状況に応じた対策が必要となった。このため、「厚真町復旧・復興計画(第2期)」では、復旧・復興にかかわるまちづくり事業の整備方針が地域別に示された。

■地域別整備方針(概要)

地域	地域の特徴と被害状況	対策
北部地域	<p>【特徴】 農家住宅が散在し、町を代表する農村景観が形成される地域。</p> <p>【被害状況】 特に甚大な被害を受け、山腹崩壊による人的被害、道路が寸断し孤立する集落、避難場所まで到達できない状況が発生。</p>	<p>1 地域再生計画の策定・推進</p> <p>①安全な住まい・宅地の確保</p> <p>②避難路の複線化</p> <p>③集会所の再建</p> <p>④コミュニティの維持・向上に向けた自発的な活動への支援</p> <p>⑤集落支援員の設置</p>
厚真市街地	<p>【特徴】 行政・教育・文化・福祉施設があり、都市機能が集積した中心市街地が形成される地域。</p> <p>【被害状況】 ルーラルビレッジ地区やパークタウン新町地区は、地盤変状により多くの住宅が被害を受けた。</p>	<p>2-1 災害公営住宅・公営住宅等の整備</p> <p>2-2 庁舎周辺の防災機能の向上</p> <p>2-3 地盤被害地区における生活基盤の再生</p> <p>①宅地の耐震化</p> <p>②生活環境の再生に関する検討</p>
上厚真市街地	<p>【特徴】 近年、人口増の傾向にある。</p> <p>【被害状況】 本震災による被害は相対的に少なかったものの、今後の災害に備えて地域の安全性の向上が必要と考えられる。</p>	<p>3-1 災害公営住宅・公営住宅等の整備</p> <p>3-2 避難路の整備</p>

※表内の番号は次ページの地図内の番号に対応している。

■土地利用の状況と整備位置



5-1-3 「厚真町復旧・復興計画(第3期)」の概要

厚真町では、「厚真町復旧・復興計画(第1期)」及び「同(第2期)」を策定し、町民の生活再建や生活基盤の早期復旧に向けて取り組んできたが、「同(第3期)」においては、これまで取り組んできた復旧事業の進捗を確認するとともに、中長期的な視点で今後取り組むべき施策を明確にし、復旧から復興に向けた展開について示すこととなった。

(1)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」で示された復興ビジョン

このつながりを未来へ

震災前とまったく同じ日常は、残念ながら取り戻すことができません。

しかし、私たちは「つながり」の大切さを知るとともに、たくさんの「つながり」も得ました。

これまで実施したワークショップやアンケートで、最も多く出た言葉の一つが「つながり」です。

豊かな自然、何世代にもわたって田畑を開墾してきた先人たちの功績、田舎の暮らしにあこがれて厚真町に移住してきた方の想い、これら従来からの大事な宝を守り、震災によって傷ついたものを回復させながら、私たちは、いま、新しい未来を創りはじめています。

これからも、町内外の様々なつながりの力で、‘あつま’を未来へつないでいきます。

～ビジョンのもとになった言葉～

「震災後、つながりや絆を感じている」(町民ワークショップ)

「人とのつながり、あたたかさをこれからも大事にしたい」(令和2年度アンケート調査)

「もっとつながりを広げたい／深めたい」(町民ワークショップ)

「再び人があつまるまちにしたい」(職員ワークショップ)

「次世代にあつまの宝をつなげたい」(町民ワークショップ)

(2)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」で示された「取り組みの進捗状況」

「厚真町復旧・復興計画(第2期)」では、3つの基本方針に基づいて施策を整理したが、これらの施策に位置付けた各取り組みの令和3年(2021年)3月現在の進捗状況は、次のようになっていた。

■厚真町復旧・復興計画に係る取り組みの進捗一覧(令和3年3月時点)

■ 住まい・暮らしの再建

1 住まいの再建

取り組み	進捗状況	備考
①災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備及び民間賃貸住宅建設への支援	完了	災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の復旧が完了しました。民間賃貸住宅については、引き続き平常の業務にて建設を支援していきます。
②「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施	継続	多くの方が住まい再建に目途がついていますが、修繕が未了の方などについて引き続きサポートが必要です。
③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用助奨	継続	「あつま型住まい再建プログラム」の進捗よくに合わせて、引き続き制度利用助奨が必要です。
④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援	継続	地域再生計画に基づき、小規模改良住宅の整備、防災拠点、避難路の整備を引き続き実施する必要があります。

2 町民生活の再生

取り組み	進捗状況	備考
①社会生活基盤の復旧	継続	富里浄水場の復旧など事業は大きく進展していますが、未完了の箇所について国・道等の関係機関と連携し、事業の完了に向けて取り組む必要があります。
②被災者の生活再建支援	継続	被災者の生活再建に向けて、生活再建支援金や義援金の支給などを引き続き実施する必要があります。
③地域コミュニティ施設の再生支援	継続	(仮称)北部地域防災拠点施設の整備や自治会が所有する神社などの地域コミュニティ施設の復旧・再建を引き続き支援する必要があります。
④暮らしの安心確保	平常の取り組みに移行	地域交通の維持確保など生活再建後の暮らしの安心確保については、従前からの課題でもあることから、平常の業務にて全町的な対策を検討しています。

3 保健・福祉の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①保健福祉施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の継続	継続	仮設住宅から恒久住宅への移行期にあたり、今後も心のケアや生活支援の推進が必要です。

4 子育て・教育の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①文教施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②子どもの育ち・学びへのきめ細やかな支援	継続	健やかな育ち・学びについては従前からの目標であり、平常の業務として継続しています。防災学習や児童生徒の心のケアについては、継続が必要です。

■ なりわい(仕事)の再生

1 農業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①農業施設の復旧	継続	厚幌導水路の導水管復旧、復旧工事終了後の農地の経過観察などに継続して対応する必要があります。
②営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興	平常の取り組みに移行	農業振興については従前からの課題であることから、地震の影響による営農環境の変化を注視しながら、平常の取り組みに移行して継続します。

2 森林および林業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①被害状況に応じた森林再生方針の整理	完了	令和2年度に森林再生方針をとりまとめました。
②林業施設の復旧	継続	国・道など関連機関と連携のうえ、引き続き、林道・林業専用道・森林作業道の復旧/再整備に取り組む必要があります。

3 水産業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①漁業施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。

4 商工業の振興・交流の推進

取り組み	進捗状況	備考
①商工業者の経営再建支援	継続	共同仮設店舗の運営を令和3年度まで継続するほか、災害復旧資金利子補給などの支援事業を継続しています。
②町内外の新しいつながりを活かした経済活性化	継続	胆振東部地震後の新たなつながりを活かし、新たな産業・事業の創出や、地域活性化に向けた取り組みの創出を引き続き検討します。
③観光・交流の拠点や仕組みの整備	継続	胆振東部地震の記憶を伝える「(仮称)震災伝承ツーリズム」など、新たな観光・交流の仕組みの整備を引き続き検討します。

■ 災害に強いまちづくり

1 災害に強い社会基盤の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災における山腹崩壊箇所の二次的被害防止	継続	国・道などの関係機関と連携し、砂防事業、治山事業の完了に向けて取り組みます。
②災害に強いインフラの整備	継続	避難路の整備や地すべり対策、配水管の耐震性強化に向けた取り組みを引き続き行う必要があります。

2 地域防災体制の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し	継続	地域防災計画の改訂が完了しています。引き続き業務継続計画やマニュアル等の作成・更新に取り組む必要があります。
②自主防災組織の設置推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発	継続	各地区では、組織設置・避難計画の作成が進んでいます。今後も、各地区の組織の設置推進とともに、各種訓練の実施など実践的な活動を展開するための支援が必要です。
③町内外の機関との協力体制の構築	継続	胆振東部地震の教訓を踏まえ令和2年度までに複数の団体との災害協定を新たに締結しました。今後も体制構築を行います。

3 防災拠点の整備

取り組み	進捗状況	備考
①防災拠点となる施設の整備	継続	町の防災の拠点となる、新庁舎、備蓄倉庫、(仮称)北部地域防災拠点施設の整備について検討・実施する必要があります。
②防災拠点の機能強化	継続	防災拠点における電力確保のため、再生可能エネルギーの創出・供給の仕組みを整備していく必要があります。

4 被災の記憶の継承

取り組み	進捗状況	備考
①犠牲者の追悼	継続	慰霊のための碑やモニュメントの整備について継続して取り組む必要があります。
②記録や記憶の保存・活用	継続	資料の収集・保存や、各資料の活用について継続して取り組む必要があります。
③防災学習の推進	継続	学校教育等の分野では防災学習の推進が行われていますが、カリキュラムの確立や副読本の整備などに継続して取り組む必要があります。

(3)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」の基本方針と施策の体系

①住まい・暮らしの再建

住まい・暮らしの再建については、だれ一人として取り残さないという理念のもと、被災者一人ひとりの状況に合わせた再建支援、心のケアを継続する。併せて、地域コミュニティの再生・活性化への支援に向けた取り組みや胆振東部地震で被害を受けた百年記念公園やパークゴルフ場など、地域住民の生活に欠かせない公園施設等の再整備についても検討を進める。

甚大な被害を受けた吉野地区については、住民・ご遺族・地権者等の意向を確認しながら、植栽などの環境整備の推進と将来的な地区の姿について検討を進める。

- ①心のケア・生活再建支援の推進
- ②地域コミュニティの活性化への支援
- ③公園施設等の再整備
- ④吉野地区の環境整備

②なりわい(仕事)の再生

大規模な被害を受けた各産業基盤については、国・道など関係機関の協力のもと復旧を推進する。特に民有林を含めた被災森林の再生に関しては長い年月を要するが、整備手法等について引き続き、調査・研究を進める。また、胆振東部地震をきっかけとした町外とのつながり(=関係人口)の維持・拡大を図るとともに、復興に向けた新たな事業の創出に向けて連携を強化していく。

- ①産業基盤の復旧
- ②森林及び林業の再生
- ③関係人口・企業との連携による新しい事業の創出

③災害に強いまちづくり

胆振東部地震の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフトの両面の防災・減災を推進する。災害時に拠点施設となる役場庁舎及び周辺施設、防災備蓄倉庫の整備についても本格的に着手する。

- ①災害に強い社会基盤の整備
- ②地域防災体制の強化
- ③防災拠点・施設の整備

④被災の記憶の継承

胆振東部地震で得た多くの教訓と復旧・復興の記憶や経験を忘れず町内外で共有し、今後

の災害に備える防災意識社会の実現を目指す。

- ①犠牲者の追悼
- ②胆振東部地震の記録や記憶の継承
- ③防災・減災意識の醸成
- ④胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

(4)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」における分野別計画

厚真町の「厚真町復旧・復興計画(第3期)」の取り組みについて、分野別に見ると、次のようになる。

基本方針1 住まい・暮らしの再建

施策1 心のケア・生活再建支援の推進

施策の方針

- 町民の心身の健康をサポートし、健やかで安心できる暮らしの再生を目指す。
- 全ての町民が生活基盤としての住まいを再建できるよう、個々の状況や希望に寄り添い、生活再建を支援する。

現状と課題

- 被災によるショックや被災後の環境の変化、今後の生活への不安などから、心身の健康への影響が懸念されるため、これまで応急仮設住宅などを中心に、生活支援相談員(LSA)や保健師などによる個別訪問やこころの相談会などの開催を行ってきた。今後は、応急仮設住宅などからの住み替えや在宅住宅生活者に対する支援の継続が求められている。
- 住まいの再建に関しては、災害公営住宅等の建設、被災した福祉施設の再建支援のほか、個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により再建に向けた決断を後押しする「あつま型住まい再建プログラム」による支援に取り組んできた。「あつま型住まい再建プログラム」においては、これまでは対応が急務となる応急仮設住宅などの入居者を中心に支援を実施してきたが、今後は在宅被災者も含めた支援が求められている。

取り組み内容

自助、互助・共助、公助の基本的な考え方に基づき、心のケアや生活支援を継続して行う。特に、住み替え後の生活支援を引き続き行うとともに、健康実態把握により選定した重点地区を対象に、在宅被災者の心のケア・生活支援を行う。

在宅被災者の中には被災した住宅で生活を続け、住まいの再建の方針が定まっていない方も見受けられることから、各地区の民生委員や自治会を通じた情報収集と関係機関での情報共有・分析により、在宅被災者が抱える課題の把握と必要な支援を行っていく。また、各制度の実施期間において、継続して住宅再建にかかる助成や義援金の配分などの支援を行う。また、被災者の住まい確保のため、これまでに建設した災害公営住宅等の維持・管理を継続して行うとともに、北部地域において小規模改良住宅を整備する。

主な取り組み・事業

- 重点地区における心のケアの実施
- ゲートキーパーの養成
- ライフサポートアドバイザー派遣事業
- 住まい再建に向けた個別支援の継続
- 各種支援制度の実施及び利用勧奨
- 災害公営住宅等の維持・管理
- 小規模住宅地区改良事業

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
心のケア・生活支援		方針検討		重点地区支援	方針見直し			
		ハイリスク者支援						
		自助・互助・共助支援						
住まい再建に向けた個別支援の継続		応急仮設住宅などの入居者の支援（重点）		在宅被災者の情報収集と個別支援の実施				
		各種支援制度の実施・利用勧奨						
住環境整備		災害公営住宅等の整備		災害公営住宅等の維持、管理				
			小規模改良住宅の整備					

施策2 地域コミュニティの活性化への支援

施策の方針

- 住まいを再建した後、地域の中で共に助け合い、支え合いながら安心して暮らすことができるように、コミュニティの活性化に向けた支援を行う。

現状と課題

- 応急仮設住宅などを退去し住まいを再建した後、各地域で町民が孤立することなく、共に助け合い、支え合いながら安心して暮らすことができるように、各地域で今後のコミ

コミュニティの活性化に向けた検討が求められている。中でも、甚大な被害を受けて集落の人口が減少した地域におけるコミュニティの持続や、災害公営住宅や公営住宅が建設され、新たに団地が形成された地域における既存自治会を含めたコミュニティの形成などが課題となっている。

- このような状況の中、町では、甚大な被害を受けた北部地域について、地域の巡回や状況把握を行う集落支援員を配置し、復旧・復興事業の円滑な実施を支援している。また、社会福祉協議会では、令和2年度より、地域の民生委員や自治会の協力のもと、幌内地区や富里地区をはじめとして小地域で集いの場を開催し、今後自治会が中心となって地域のコミュニティの活性化に向けた議論や取り組みが行えるように、地域の方々の話し合いの場づくりを行っている。

取り組み内容

社会福祉協議会と連携し、小地域での集いの場の他地区への展開や、災害公営住宅や公営住宅の建設地域における団地入居者と既存自治会などとの顔合わせや話し合いの場づくりなどの支援を行っていく。特に被害が甚大な北部地域については、集落支援員を配置し、地域の巡回を通じて状況把握に努めるとともに、令和2年度に策定した「北部4地区地域再生計画」の推進を図っていく。

主な取り組み・事業

- 集落支援員の配置
- 地域コミュニティ施設等再建支援事業
- コミュニティの形成支援
- 北部4地区地域再生計画の推進

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
コミュニティの形成支援		地域コミュニティ施設等再建支援						
		小地域での集いの場づくり						
被害が甚大な地域への対応		地域再生計画の策定・推進・見直し						
		集落支援員の配置						

施策3 公園施設等の再整備

施策の方針

- 胆振東部地震の影響で使用できない状況にあった公園施設等を再整備する。

現状と課題

- 新町運動公園内に整備されていたパークゴルフ場は、胆振東部地震の発災後、福祉仮設住宅等の建設用地として使用されてきた。今後は地区住民の健康増進やコミュニティを育む場としての施設の復旧が求められている。
- 豊沢地区の百年記念公園では、厚幌導水路の復旧のための導水管工事が行われ、一部の公園利用ができない状況にある。公園用地内の導水管工事終了後、町民の憩いの場として、緑豊かな公園環境の復旧が求められている。

取り組み内容

パークゴルフ場の再建については、用地の選定、整備計画について検討を進める。また、百年記念公園は、公園用地内の緑化を図るとともに、周辺環境と調和した利活用を視野に整備計画を検討する。

主な取り組み・事業

- パークゴルフ場の再建
- 百年記念公園用地の再整備

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
パークゴルフ場の再建				用地の選定 整備計画の検討				
百年記念公園用地の整備			厚幌導水路（豊沢地区）工事		計画・設計		整備	

施策4 吉野地区の環境整備

施策の方針

- 胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区の再生に向けて、将来の構想づくりと必要な環境整備を行う。

現状と課題

- 胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区では、胆振東部地震後進められてきた各種復旧工事がほぼ完了したことを受け、令和2年度より将来の構想づくりに着手している。
- 構想づくりにおいては、土地所有者に対して今後の土地の利用・管理意向を伺った上で、当面の土地の管理方法と将来の土地利用について検討している。
- 土地の管理については、管理が行き届かず荒れ地になることを避けるために、土地所有者の承諾が得られる土地については、町が緑化による管理代行を行うことを検討している。
- 将来の土地利用については、農業従事者の営農環境や将来的な農家住宅などの宅地環境、胆振東部地震による地区内の犠牲者の慰霊環境の確保などが求められている。
- 胆振東部地震後、奈良県から吉野桜が寄贈されたことや町民有志の吉野地区に花を植える活動などから、植樹などによる地区の景観再生も求められている。

取り組み内容

吉野地区の将来の構想づくりを進め、緑化による管理代行と必要な環境整備を行う。

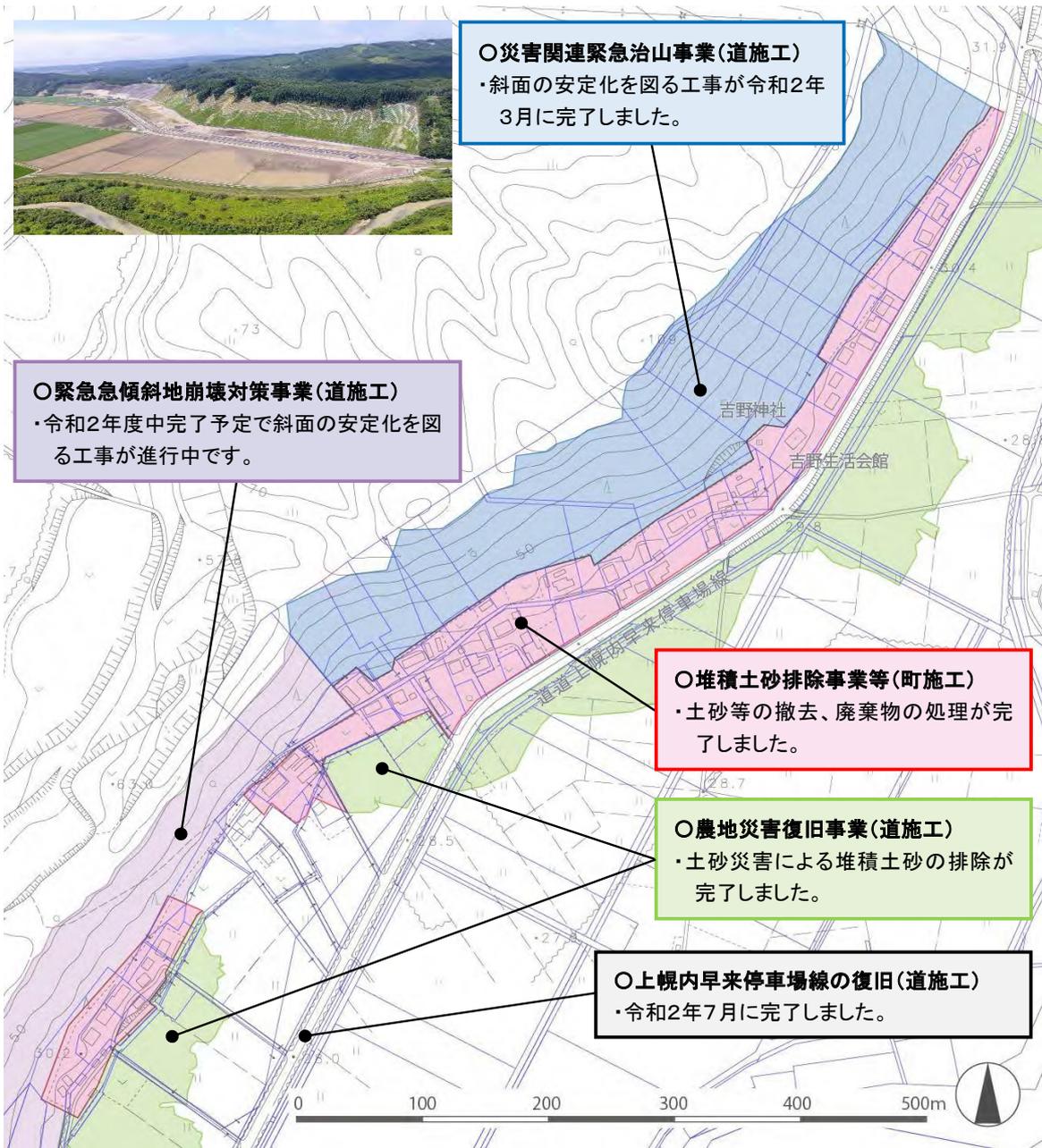
主な取り組み・事業

- 緑化による暫定的な管理の実施
- 将来構想の検討

ロードマップ

項目	事業期間								
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
吉野地区の環境整備				緑化による暫定的な管理					
			将来構想の検討						

■吉野地区の現状(令和2年12月現在)



基本方針2 なりわい(仕事)の再生

施策1 産業基盤の復旧

施策の方針

- なりわい再生に向けて、関係機関の協力のもと復旧を推進する。

現状と課題

- 被災した各産業の早期再生に向けて、国や道などの関係機関との連携やボランティアなどの支援のもと、施設の復旧やその他の経営再建支援に取り組んできた。農地に流入・堆積した土砂の撤去や経営の再建と安定化に向けた各種制度の利用勧奨などの取り組みにより、各産業の再生が進んでいる。
- 一方、崩土除去後の農地の生産環境の再生や崩壊斜面からの流出土砂による漁業への影響などについては、継続したモニタリングが必要である。
- 今後は、未了の復旧事業に引き続き対応するほか、胆振東部地震の影響による様々な環境変化を注視し、生産性の回復と安定に向けて対応していくことが求められる。

取り組み内容

厚幌導水路の導水管の復旧をはじめとした災害復旧事業の速やかな完了に向けて取り組むとともに、共同仮設店舗の管理・運営や利子の一部補給などの事業を引き続き実施する。

また、胆振東部地震の影響による環境変化をモニタリングし、生産性の回復と安定に向けて必要な支援を検討・実施する。

主な取り組み・事業

- 直轄災害復旧事業「勇払東部」(国)
- 共同仮設店舗の管理・運営
- 中小企業災害復旧資金利子補給
- 震災影響のモニタリング

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
産業基盤の復旧	直轄災害復旧事業「勇払東部」							
	共同仮設店舗の管理・運営							
	中小企業災害復旧資金利子補給							
	胆振東部地震影響のモニタリング							

施策2 森林及び林業の再生

施策の方針

- 持続的な森林資源活用の基盤を、長期的な視点で整備する。
- 森林と人との接点を創出し、胆振東部地震後の森林と地域住民との新たな関係性の構築を図る。

現状と課題

- 町内では、胆振東部地震により3,160haの林地崩壊が発生した。二次被害防止の観点から、対策が急務な崩壊地・流域については関係機関により必要な措置が行われ、現在も経過観察を行っている。
- 林地崩壊箇所については、「崩壊地」と「堆積地」に区分しており、特に森林造成が困難と見込まれる崩壊地において、道が主体となり造林実証試験を実施している。
- 林地崩壊に伴い、路網が寸断されており、立ち入れない森林が発生している。
- 震災前に比べて、町民と森林との間に隔たりが発生している可能性がある。森林に立ち入る機会の創出や森林資源の利活用により、町民と森林との関係性を再構築することが必要である。

取り組み内容

現在、計画及び実施されている事業の速やかな完了を推進するとともに、経過観察が必要な箇所の把握と定期的なモニタリングを実施し、安全を確保する。

また、路網の再整備と合わせて、将来的に木材生産林として期待できる場所への森林造成を優先的に推進し、森林機能の回復を図る。また、持続可能な林産業の確立に向けて、倒木や残存している森林資源の利用計画を策定する。

さらに、植樹会や崩壊した森林の自然回復の過程を観察する会などの開催を通して、身近な森林と町民との接点を複層的に展開し、地域資源である森林との関係性の再構築を図る。

主な取り組み・事業

- 森林再生に向けた実証試験及び再造林
- 林道施設等の復旧及び林業専用道等の整備
- 胆振東部地震遺構の整備
- 植樹会などの開催

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
治山事業の 推進	対策事業の推進							
				モニタリング				
森林造成			意向調査（集中期間）					
			実証試験					
			被害木整理・再造林（集中期間）					
林業施設の 復旧	林道施設等復旧							
			林業専用道等整備（令和9年度まで集中期間）					
森林と町民の 新たな関係性 構築			植樹会などの開催					

施策3 関係人口・企業との連携による新しい事業の創出

施策の方針

- 関係人口や企業との連携により、復興に向けた新たな事業の創出を行う。

現状と課題

- 胆振東部地震以降、町を訪れた災害ボランティアは令和2年12月時点で5,500人以上、胆振東部地震後に新たに町と協定を結んだ企業は5社以上にのぼるほか、官民の様々な地域づくりの取り組みに参画する町内外のネットワークが広がっている。
- 今後は、胆振東部地震からの復興や中長期的な地域づくりに向けて、現在あるつながりをこの後の継続した関係とするための方策を検討するとともに、上記のような関係人口や企業との連携により、新たな産業や地域活性化に向けた取り組みを創出することが求められる。

取り組み内容

胆振東部地震を機に得られた関係人口や企業とのつながりを生かし、新たな産業や地域活性化に向けた取り組みの創出を促す。

主な取り組み・事業

- エネルギー地産地消事業
- 企業版ふるさと納税制度の活用

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新産業の創出		関係人口・企業との連携強化、新産業の創出						

基本方針3 災害に強いまちづくり

施策1 災害に強い社会基盤の整備

施策の方針

- 胆振東部地震で明らかになった防災面での課題を踏まえ、今後の災害発生に備えて、災害に強い社会基盤を整備する。

現状と課題

- 山腹崩壊が発生し二次的被害が懸念される箇所については、国による日高幌内川の河道閉塞部における越流対策や、チケッペ川・チカエップ川・東和川における砂防事業、道による急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業により、対策が講じられている。引き続き、国・道と連携し、山腹崩壊などの被害箇所の二次的被害防止に努める必要がある。
- 胆振東部地震では、交通網の寸断や電源喪失時に情報が不通となるなど、災害に対するインフラの脆弱性が明らかになった。
- 胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保など、災害に強いインフラの整備を行うことが求められる。
- 災害発生時の情報通信インフラの整備として、防災無線のデジタル化を行うとともに、災害に強いまちづくりの基礎となるハザードマップについても、適宜改訂や普及を行う必要がある。

取り組み内容

国・道など関係機関と連携し、山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業・治山事業等を実施する。

また、胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保などの基盤整備を行う。さらに、災害発生時の情報通信インフラである防災無線のデジタル化や、基礎的な情報となるハザードマップの改訂を行う。

主な取り組み・事業

- 直轄砂防事業（国） ● 治山事業（道） ● 急傾斜地崩壊対策事業（道）
- 避難路の整備（幌内左岸線・上厚真小学校通り線）
- 宅地耐震化推進事業 ● 配水管の耐震化 ● エネルギー地産地消事業
- 防災無線のデジタル化 ● ハザードマップの改訂

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
二次的被害の防止	直轄砂防恒久対策							
	治山事業							
避難路の整備	幌内左岸線の整備							
	上厚真小学校通り線整備							
災害に強いインフラ整備	宅地耐震化推進事業							
	公共施設における非常用電源の確保							
	防災無線デジタル化							
ハザードマップの整備	ハザードマップ改訂							

施策2 地域防災体制の強化

施策の方針

- 今後の災害発生に備えて、「自助・共助・公助」の考え方に基づいて地域防災力の向上を目指して継続的に取り組む。

現状と課題

- 胆振東部地震後の対応で学んだ知恵や教訓を今後の災害発生時の対応に生かすため、「自助・共助・公助」の考え方に基づき、地域防災力の向上や地域防災体制の強化に取り組む必要がある。
- 町の体制については、胆振東部地震時の災害対応について検証を実施し、地域防災計画の見直しを図った。今後は、業務継続計画やマニュアルなどを見直しを適宜行うとともに、訓練を繰り返し行い、より計画を実用性の高いものに更新することが求められる。
- 地区の防災体制については、自主防災組織の発足や活動に対する支援を実施している。これまでに4地区で組織が発足しているほか、避難計画などの作成を進めている。
- 自主防災組織の結成とともに、各避難所単位での避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施や避難訓練の実施など、備えに向けた実践的な活動を展開することも必要である。

取り組み内容

胆振東部地震の教訓を踏まえて更新した地域防災計画をもとに各種訓練を行い、計画やマニュアルの更新・策定を行いながら、町の防災体制を強化する。また、非常時の協力体制を構築するため、災害協定の締結などを積極的に行う。

地区防災体制の強化のため、自主防災組織の発足や活動、地区防災計画（避難計画等）の策定への支援を行うとともに、避難訓練、避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施を支援し、より実践的な活動の展開をサポートする。

主な取り組み・事業

- 業務継続計画の見直し
- 各種訓練の実施
- 自主防災組織の設立・活動支援
- 北海道地域防災マスター認定研修への支援
- 災害廃棄物処理計画の策定
- 災害協定の締結
- 地区避難計画の策定支援

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
庁内体制強化				訓練の実施				
				計画・マニュアルの更新（随時）				
地域防災力の向上	自主防災組織への支援							

施策3 防災拠点・施設の整備

施策の方針

- 災害時の安全・安心を確保するため、災害対応の中核機能を担う役場庁舎の防災機能の強化や、防災機能を有するコミュニティ拠点施設の整備、防災備蓄倉庫の整備を行う。

現状と課題

- 災害対応の中核機能を担う役場庁舎は、老朽化や耐震性への懸念を抱えており、震災前から建て替えが検討されてきた。胆振東部地震の教訓を踏まえた構想・計画づくりが求められている。
- 胆振東部地震で富里・高丘・吉野地区の山際に立地していた指定避難所や一時避難所に定められていたコミュニティ施設が被災したことから、今後は安全性の高い場所での施設の再建が求められている。
- 今後の災害に備え、災害時に安全かつ効率的な物資の供給が行えるよう、安全性の高い場所での防災備蓄倉庫の整備が求められている。

取り組み内容

役場庁舎及び周辺の構想・計画づくりを行い、防災機能を強化した新庁舎の建設と周辺公共施設群の再編成を行う。

富里・高丘・吉野地区が共同で使用できる、防災機能を有したコミュニティ施設（（仮称）北部地域防災拠点施設）を山際から離れた厚真川左岸の浸水想定区域外に整備する。

厚真市街地周辺の厚真川浸水想定区域外に、平常時に備蓄品などを保管し、災害時の支援物質の受け入れにも対応できる、十分な容量を有する防災備蓄倉庫を整備する。

主な取り組み・事業

- 庁舎及び周辺施設整備
- 胆振東部消防組合厚真支署の建て替え
- (仮称) 北部地域防災拠点施設の整備
- 防災備蓄倉庫の整備

ロードマップ

項目	事業期間								
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
庁舎および周辺施設整備				公共施設群の再編成					
(仮称) 北部地域防災拠点施設の整備			計画・設計	建設工事					
防災備蓄倉庫の整備				設計	建設工事				

■ (仮称) 北部地域防災拠点施設 [現在の厚北地域防災コミュニティセンター ならやま] の建設場所



被害が甚大だった北部地域に整備された「厚北地域防災コミュニティセンター ならやま」

- 事業概要：富里・高丘・吉野地区のまちづくりの拠点施設として、平常時における交流や防災備蓄機能、災害時における避難所、物資保管・供給機能などを併せ持つ複合施設として整備
- 整備時期：令和3年12月完成（敷地面積：2,964㎡・延床面積：324㎡・平屋建て）

基本方針4 被災の記憶の継承

施策1 犠牲者の追悼

施策の方針

- 町民一人ひとりが胆振東部地震により失われた尊い命と胆振東部地震の経験を心に残し続けていくために、追悼や慰霊の場を整備する。

現状と課題

- 胆振東部地震により亡くなられた方々をしのび、哀悼の意をささげるため、「胆振東部地震厚真町追悼式」を実施している。
- 土砂災害により多くの方が犠牲になった吉野地区や役場庁舎に仮設的な追悼の空間を設けてきたが、今後は後世に残し続けるために、恒久性のある追悼・慰霊の場と、厚真町の復興に対する思いを未来に伝えていく場を整備していくことが求められている。

取り組み内容

胆振東部地震厚真町追悼式を執り行うとともに、胆振東部地震による犠牲者を悼み、胆振東部地震の記憶の継承と復興への思いを象徴する場として、慰霊の石碑や慰霊モニュメントを町の中心部に整備し、犠牲者がいる集落への整備支援を検討する。

主な取り組み・事業

- 胆振東部地震厚真町追悼式・慰霊碑の整備
- 慰霊施設・モニュメント等の整備

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
胆振東部地震厚真町追悼式	胆振東部地震厚真町追悼式							
慰霊碑の整備			慰霊碑の整備					
慰霊施設・モニュメント等の整備			慰霊施設等の検討					



北海道胆振東部地震慰霊碑。令和3年(2021年)9月5日に除幕式が行われた。

施策2 胆振東部地震の記録や記憶の継承

施策の方針

- 胆振東部地震から得た教訓を後世に伝えるため、発災から復旧・復興までの記録、被災者の経験、震災前の暮らしの記憶などを収集・保存・活用する。

現状と課題

- 胆振東部地震後、それぞれの現場での救援・復旧に向けた動きをとりまとめた「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証」や、同じく甚大な被害を受けた安平町・むかわ町と合同で『北海道胆振東部地震災害記録誌』を作成した。今後は、町における復旧・復興に関する様々な行政資料だけでなく、暮らしや産業の復興に関わってきた当事者の取り組み・想い、町民個人の経験を含めて総合的にアーカイブ化を図っていくことが求められる。
- また、山体崩壊が起きた日高幌内沢などは、胆振東部地震が引き起こした山体崩壊の甚大さやそのメカニズムを体感できる場所であり、既に小中学生の授業などにおいて見学プログラムが実施されている。今後、胆振東部地震遺構としての保存・活用のあり方や砂防区域内での安全な回遊ルート・視点場の整備について検討が必要である。

取り組み内容

発災から復旧・復興までの記録資料や被災者の記憶をアーカイブ化し、胆振東部地震から得た教訓と復旧・復興の過程を伝える記録誌を作成する。また、胆振東部地震がもたらしたものを伝えるために、被災現場や実物資料などの保存・活用について検討する。

主な取り組み・事業

- 胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用
- 対応記録集の作成
- 胆振東部地震災害記録誌作成
- 町史の編さん（災害記録含む）
- 胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用			胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用					
胆振東部地震災害記録誌作成事業			3町合同記録誌の作成					
対応記録集の作成		対応記録集の作成						
町史の編さん（災害記録含む）			町史の編さん（災害記録含む）					
胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討				胆振東部地震遺構や実物資料などの保存・活用に関する検討				

施策3 防災・減災意識の醸成

施策の方針

- 防災・減災まちづくりの意識醸成を図り、地域全体の災害に対応する力を高めるために、子どもたちへの防災教育や町内外に対する啓発活動を実施する。

現状と課題

- 胆振東部地震後、町内の小中学校では、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、児童・生徒の心のケアを目的としたサポート授業や実際の山腹・山体崩壊地の現場見学や避難所生活の模擬体験などによる防災学習の推進に取り組んでいる。今後は、子どもたちが防災・減災意識を高め、自助・共助の大切さを自覚し、自ら判断し行動する力の定着を目指した防災教育を支援するツールの作成とそれらを活用した教育プログラムの体系化を図ることが求められている。
- 併せて、胆振東部地震の記録や防災学習に関する情報の発信、様々な団体・人材の交流を支える場が必要となっている。

取り組み内容

防災・減災まちづくりの意識醸成を図るため、児童・生徒を対象とした心のケアや防災学習の取り組みを継続し、加えて学校教育の幅広い場面で活用できる副読本を作成する。また、胆振東部地震の記録展示や防災学習推進に活用する施設を整備する。

主な取り組み・事業

- 防災学習の推進
- 児童・生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化
- 防災教育のための副読本の作成 ● 胆振東部地震伝承施設の検討

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
防災学習の推進	▶ 防災学習の推進							
児童生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化	▶ 胆振東部地震体験の共有・心のケアの推進							
防災教育のための副読本の作成				▶ 副読本の作成				
胆振東部地震伝承施設の検討				▶ 胆振東部地震伝承施設の検討				

施策4 胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

施策の方針

- 復興の先のまちづくりを見据えて新たな交流人口・関係人口を創出するため、胆振東部地震の経験を生かした観光プログラムなどを推進する。

現状と課題

- 胆振東部地震による被害、復旧・復興の状況を町内外の方々に知ってもらうために、他の自治体関係者・民間事業者や学校などを対象とした被災地視察を試行的に実施している。
- 今後は、このような取り組みを震災伝承プログラムとして確立し、交流人口や多様な地域の担い手となる関係人口の創出につなげていくことが求められる。
- これらの取り組みを通じて、胆振東部地震の経験を災害に備える防災意識社会の実現に役立てていくことが大切である。

取り組み内容

胆振東部地震の被害や復旧・復興の過程を伝え、学び合うとともに、厚真町の魅力を発信するために、森林崩壊地、今後整備を進める展示施設や慰霊モニュメント、既存の厚真の資源を生かした観光コンテンツなどを合わせて町内をめぐるモデルプログラムを作成する。

また、観光協会などとの連携により地域に内在する人材のネットワークを図りながら、胆振東部地震の経験を語り継ぐ人材の育成や、震災伝承プログラムの運営の仕組みづくりを推進する。

主な取り組み・事業

- 震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり
- 被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進

ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり								
	観光プログラムの作成・運営の仕組みづくり							
被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進								
	被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進							

5-2 災害復旧費

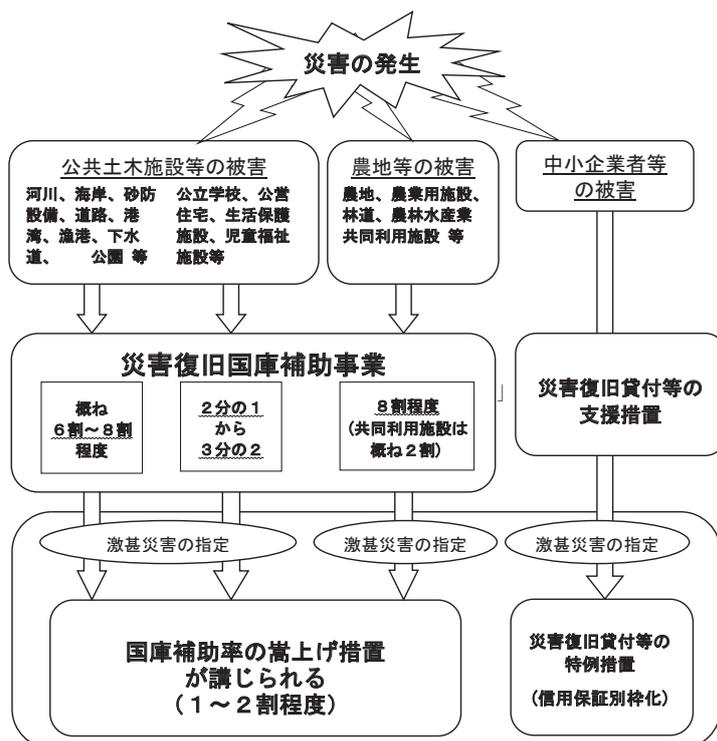
5-2-1 道全体における災害復旧費

自然災害で公共土木施設が被災した場合、国は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいて、復旧事業に要する費用を国庫負担する。さらに地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、当該災害を激甚災害に指定し、適用すべき災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を指定する。この激甚災害指定により、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業事業者への保証の特例など、特別の財政援助・助成措置が講じられることになる。

平成30年（2018年）9月28日、国は北海道胆振東部地震による災害を激甚災害に指定した。また、それに併せ、「公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助」「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」「農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例」等を指定した。その結果、通常の国庫負担額約677億円に加え、激甚災害指定による国庫負担の嵩上げ額約113億円を加えた約790億円が国庫により負担されることとなった。

さらに政府は、11月に、平成30年胆振東部地震からの復旧・復興に必要な経費として、1,187億8,400万円を含む、平成30年度一般会計補正予算を成立させた。それを受け、道では議会で災害復旧事業をはじめとする数々の事業を予算化し、実行していくこととなった。平成30年（2018年）～令和3年（2021年）にかけての災害復旧事業と予算額は次ページの表のとおりである。

■ 激甚災害制度の概要図



「平成30年 第3回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害救助費 市町村が負担する災害救助に要する経費の補償、応急仮設住宅の整備、災害弔意金負担	34.01
防災対策諸費 災害弔意金の支給	0.05
特別緊急小口資金貸付事業補助金 北海道社会福祉協議会の貸付原資への補助	1.05
スクールカウンセラー活用事業費 児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	0.03
スクール・サポート・スタッフ配置事業 教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	0.14
ふるさと寄付金促進事業費 被災市町村に対するふるさと納税の代理受付	1.00
災害復旧事業費等	
・ 土木災害復旧事業費（補助）	249.04
・ 土木災害復旧事業費（単独）	2.92
・ 災害調査費（土木災害）	1.78
・ 緊急治山事業費	74.76
・ 治山施設災害復旧事業費	6.98
・ 小規模治山事業費	9.65
・ 林道施設災害復旧事業費	22.98
・ 災害調査費(林道災害)	0.16
・ 造林単独事業費	1.02
・ 漁港災害復旧事業費	9.27
・ 漁港単独現年発生災害復旧事業	1.00
・ 災害調査費（漁港災害）	0.50
・ 耕地災害復旧事業費	39.51
緊急節電啓発事業費 節電への協力の呼びかけや、電力需給がひっ迫した際に道民へ周知	0.50
災害時給油体制緊急整備事業費補助金 災害時の広域的な給油体制の構築のためガソリンスタンド等が行う自家発電設備の整備に対して支援	5.00
災害時酪農施設電源確保緊急対策事業費補助金 災害時の酪農施設における電力供給機能の確保のため、非常用電源を確保する取組支援	2.50

食と観光需要喚起緊急対策事業費 食と観光の早急な需要回復を図るため、旅行商品の割引への支援や大規模なプロモーションを展開	3.50
国際航空路線維持確保緊急対策事業費 道内空港に国際路線を就航している航空会社に対して安全・安心のPR等を実施	1.15
被災地特産品等消費拡大特別対策事業費 胆振東部3町を応援するため、道内商店街組織を活用した復興支援セール開催	0.56
災害復旧資金信用保証料補助金 道の制度融資を利用する被災中小企業者等の保証負担を軽減	0.41
被災中小企業支援制度普及・相談事業費 融資制度をはじめとする様々な支援策の説明 移動相談会を実施	0.01
被災農林漁業者への技術指導・相談対応経費 被災農林漁業者への技術指導・経営相談等、乳房炎対策	0.11
社会福祉施設整備事業費 被災した社会福祉施設の災害復旧に要する経費への支援	2.16
庁舎等設備整備費 被害を受けた道有施設・設備の更新	1.39
校舎等局部改修費 被害を受けた道立高等学校及び特別支援学校の施設設備等の整備	3.11
交通警察費 被害を受けた交通安全施設の整備	0.13
公共下水道災害復旧費 石狩湾新港地域公共下水道の復旧	0.11
夕張川水力発電費〔特会〕 滝の上発電所の土砂、コンクリート片の除去及び余水路脳裏面の補修、川端発電所の管理用道路の補修	(既決予算対応分) 1.10
苫小牧地区工業用水道管理費〔特会〕 苫小牧地区工業用水道施設の復旧	(既決予算対応分) 0.18
中小企業総合振興資金貸付金 経営に影響を受けている中傷企業者に対する事業資金の貸付	(融資枠分) 400.00
庁舎等設備整備費 被害を受けた道有施設・設備の更新	(既決予算対応分) 0.58
計	476.48

「平成30年 第4回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害救助費 応急仮設住宅の整備や、市町村が被災世帯に貸付を行うための源資の貸付	43.25
防災対策諸費 住家被害見舞金や災害弔慰金の支給、避難所の運営支援等	2.82
生活家電応急貸与事業費補助金 市町村が被災住民に対して家電を貸与する経費への支援	0.38
社会福祉施設整備事業費 被災した社会福祉施設の災害復旧に要する経費への支援	1.45
庁舎等設備整備費 被害を受けた道有施設・設備の更新	1.22
生活館整備費補助金 平取町が行うアイヌ生活館の災害復旧に要する経費の支援	0.08
札幌医科大学運営支援費 被災した札幌医科大学の災害復旧に係る経費の支援	0.09
災害復旧事業費等	
・土木災害復旧事業費（単独）	3.08
・災害関連事業費（砂防施設）	55.13
・災害関連事業費（急傾斜地）	42.00
・緊急治山事業費	11.61
・治山施設災害復旧事業費	16.71
・小規模治山事業費	1.00
被災農業者向け経営体育成支援事業費 被災した農業施設等の復旧のため、市町村が支援する経費に対する補助	35.14
農業共同利用施設災害復旧事業費補助金 農業共同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費に対する支援	25.24
強い農業づくり事業費 農業協同組合等が所有する施設の整備等に対する支援	14.90
卸売市場整備促進事業費補助金 被災した卸売市場施設の修繕等に要する経費の支援	0.02
被災地域販路開拓支援事業費補助金 胆振東部3町を応援するため、道内商店街組織を活用した復興支援のセールを開催	0.19
機動力強化費 災害救助活動に伴う燃料	(既決予算対応分) 0.14
防災危機管理対策費 災害救助活動等に要した経費	(既決予算対応分) 0.10
北海道心のケアチーム派遣等事業費 「北海道心のケアチーム」及び「こどもの心のケア班」による被災地での被災者の相談対応	(既決予算対応分) 0.02

庁舎等設備整備費	(既決予算対応分)
被害を受けた道有施設・設備の更新	0.09
計	254.30

「平成30年 第5回定例会」計上分	
費目	事業費 (億円)
災害復旧事業費等	
・緊急治山事業費	38.20
治山事業費	14.63
荒廃林地の復旧	
被災農業者向け経営体育成支援事業費	0.95
被災した農業施設等の復旧のため、市町村が支援する経費に対する補助	
被災農業者向け経営体育成支援事業費	6.16
被災した農業施設等の復旧のため、市町村が支援する経費に対する補助	
その他負担金等	21.49
計	81.43

「令和元年 第1回定例会」計上分	
費目	事業費 (億円)
災害救助費	3.70
損壊した住宅の応急修理及び借上型応急仮設住宅の提供	
地域づくり総合交付金	2.00
市町村等が実施する復旧・復興に向けた取組を支援	
スクールカウンセラー活用事業費	0.05
児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	
スクール・サポート・スタッフ配置事業費	0.21
教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	
被災生徒等就学支援事業補助金	0.07
被災により就学の継続が困難となった生徒等に対する、就学支援	
災害復旧事業費等	
・土木災害復旧事業費（補助）	127.23
・治山施設災害復旧事業費	2.67
・林道施設災害復旧事業費	15.29
・災害調査費（林道災害）	0.29
・造林単独事業費	1.52
・耕地災害復旧事業費	8.78

災害関係受託工事費 厚真町における災害復旧工事を受託	69.39
社会福祉施設整備事業費 被災した社会福祉施設の復旧整備費に対する支援	30.43
高等学校等大規模改造費等 被災した高等学校、特別支援学校の施設等の復旧	5.69
庁舎等設備整備費等 被害を受けた道有施設・設備の更新	0.08
治山事業費 荒廃林地の復旧	11.91
観光需要持続化特別対策事業費 胆振東部地震による観光需要の落ち込みを抑え、持続的な回復を図るため、国内外への集中的なプロモーションを展開	1.40
計	280.72

「令和元年 第2回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害救助費 災害弔慰金負担金	0.04
防災対策諸費 被災した町民に対する災害弔慰金の支給	0.34
被災児童生徒就学支援等事業交付金 就学等が困難となった児童生徒等に対する支援	0.12
職員派遣負担金 他府県からの派遣職員給与等の負担金	1.78
市町村森林整備支援事業費 大規模崩壊地の早期復旧手法の検討	0.10
被災地企業等の連携による販路・売上拡大支援事業費 胆振東部3町の企業が連携した商品開発・販路拡大の支援	0.09
計	2.47

「令和元年 第3回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
農地耕作条件改善事業 営農用水施設の改修等に要する経費への支援災害救助費	11.46
防災対策諸費 災害弔慰金の支給	0.03
計	11.49

「令和元年 第4回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害復旧事業費等	
・ 治山施設災害復旧事業費	2.16
・ 耕地災害復旧事業費	0.11
計	2.17

「令和元年 第4回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害復旧事業費等	
・ 林道災害復旧事業費	2.89
計	2.89

「令和2年 第1回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害救助費	0.91
借上型応急仮設住宅の提供	
地域づくり総合交付金	2.00
市町村等が実施する復旧・復興に向けた取組を支援	
スクールカウンセラー活用事業費	0.05
児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	
スクール・サポート・スタッフ配置事業費	0.24
教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	
被災生徒等就学支援事業補助金	0.11
被災により就学の継続が困難となった生徒等に対する就学支援	
災害復旧事業費等	
・ 土木災害復旧事業費	52.37
・ 治山施設災害復旧事業費	7.50
・ 林道災害復旧事業費	3.78
・ 災害関連事業費（造林単独）	2.00
災害関係受託工事費	14.76
厚真町における災害復旧工事を受託	
治山事業費	23.78
荒廃林地の復旧	
職員派遣負担金	1.79
他府県からの派遣職員給与等の負担金	
市町村森林整備支援事業費	0.10
大規模崩壊地の早期復旧手法の検討	
被災地企業等の連携による販路・売上拡大支援事業費	0.09
胆振東部3町の企業が連携した商品開発・販路拡大の支援	
計	109.49

「令和2年 第5回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害復旧事業費等	
・土木災害復旧事業費	46.19
災害関係受託工事費 厚真町における災害復旧工事を受託	9.31
計	55.51

「令和3年 第1回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
災害救助費 借上型応急仮設住宅の提供	0.02
地域づくり総合交付金 市町村等が実施する復旧・復興に向けた取組を支援	2.00
スクールカウンセラー活用事業費 児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	0.04
スクール・サポート・スタッフ配置事業費 教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	0.32
災害復旧事業費等	
・治山施設災害復旧事業費	0.54
・災害関連事業費（造林単独）	2.00
治山事業費 荒廃林地の復旧	28.31
市町村森林整備支援事業費 大規模崩壊地の早期復旧手法の検討	10.00
計	33.34

出典：北海道ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震災害・復旧復興について」より作成

5-2-2 厚真町における国・道事業分

平成30年（2018年）北海道胆振東部地震の災害復旧費のうち、厚真町における国・道事業分は、下の表に示すように938億2,000万円にのぼった。（令和5年7月時点）

■北海道胆振東部地震災害復旧費（厚真町における国・道事業分）まとめ

	事業名	事業費（億円）
1	勇払東部地区直轄災害復旧事業（厚真ダム・厚幌導水路ほか）	478
2	日高幌内川直轄砂防災害関連緊急事業 4 溪流（日高幌内・東和・チカエツプ・チケツペ）	112
3	北海道 災害関連緊急砂防事業（補助）10溪流	76.6
4	北海道 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（補助）2箇所	
5	北海道 河川関連災害復旧事業（国庫補助）	192.6
6	北海道 道路関連災害復旧事業（国庫補助）	46
7	北海道 橋梁関連災害復旧事業（国庫補助）	6.9
8	北海道 厚真町代行災害復旧事業（町災害復旧事業20箇所＋堆積土砂排除2箇所）	26.1
計		938.2

出典：1、2＝国土交通省北海道開発局発表の資料による
3～8＝北海道発表の資料による

5-2-3 自治体としての厚真町における復旧費

住まいの再建、町民生活の再生等、様々な施策が必要である。そのために自治体としての厚真町は、下の表に示すように多くの事業を行っている。その額は平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）までの実績だけで総額242億1,679万9,000円にのぼっており、その細目は下の表のとおりである。なお、令和4年以降もこれらの事業は継続している。

■平成30年度北海道胆振東部地震関連事業費計（厚真町復旧・復興計画分類別）（単位：千円）

計画分類	年度ごと事業費計		
	H30	R1繰越	R1
I. 住まいの再建	130,756	125,617	507,107
II. 町民生活の再生	1,791,902	5,100,077	2,078,664
III. 保健・福祉の復旧・充実	13,415	0	24,048
IV. 子育て・教育の復旧・充実	121,423	120,686	53,284
I. 農業の再生	240,394	3,237,025	85,458
II. 森林および林業の再生	81,357	418,246	82,504
III. 水産業の再生	533	0	38,420
IV. 商工業の振興・交流の推進	90,750	8,262	230
I. 災害に強い社会基盤の整備	0	152,000	12,747
II. 地域防災体制の整備	0	0	1,996
III. 防災拠点の整備	3,000	0	141
IV. 被災の記憶の継承	2,972	0	6,684
その他、災害復旧、復興計画全般	269,586	73,117	173,779
計	2,746,088	9,235,030	3,065,062

年度ごと事業費計				
R2繰越	R2	R3繰越	R3	計
795,272	1,639,029	29,250	43,317	3,270,348
1,737,600	396,333	478,098	876	11,583,550
0	201,738	0	1,700	240,901
16,730	2,311	0	2,586	317,020
682,158	20,716	0	80	4,265,831
354,000	34,658	258,677	72,308	1,301,750
0	0	0	0	38,953
0	247	0	376	99,865
843,137	377,376	686,861	19,152	2,091,273
0	1,994	0	1,997	5,987
0	16,962	0	0	20,103
0	3,399	0	4,561	17,616
51,635	206,870	0	188,615	963,602
4,480,532	2,901,633	1,452,886	335,568	24,216,799

発災以降の関連行事等

元号 (西暦)	月日	関連行事等
平成30年 (2018年)	9月9日	安倍晋三首相が厚真町を視察
	11月15日	天皇、皇后両陛下がご訪問(被災地の視察、被災者のお見舞い)
	12月15日	平成30年北海道胆振東部地震厚真町慰霊式
平成31年 (2019年)	1月27日	復興イベント「絆～手を繋いで頑張ろう厚真」(厚真町総合福祉センター)延べ5,000人が来場
	3月7日	地震による倒木を有効利用、町と国、北海道、地元企業など16社が協定
令和元年 (2019年)	9月7日	令和元年北海道胆振東部地震厚真町追悼式
	10月27日	「平成30年北海道胆振東部地震を振り返り、今後の減災・復興を考える」シンポジウムを開催(総合福祉センター、約80人参加)
令和2年 (2020年)	2月8日	池田高校吹奏学部が総合福祉センターで北海道胆振東部地震復興支援コンサートを開催
	9月5～6日	令和2年北海道胆振東部地震厚真町追悼式
	9月28日	上厚真小学校の5年生13人が幌内地区を訪れ、胆振東部地震で崩落した斜面に学校で育てた苗木約30本を植樹
令和3年 (2021年)	3月末日	「厚真町・安平町・むかわ町 平成30年北海道胆振東部地震記録誌」を発刊
	5月13日	鶴川漁業協同組合厚真支所の青年部と女性部が胆振東部地震で斜面が崩落した幌内地区の町有林で植樹(約30人参加)
	5月15日	吉野地区に奈良県吉野山から寄贈されたシロヤマザクラの苗を植樹
	7月3日	厚真町森林再生・林業復興に係るシンポジウム 現状や課題などを学ぶ(総合福祉センター、約100人参加)
	9月5日	北海道胆振東部地震の慰霊碑除幕式(京町 つたえり公園) 令和3年北海道胆振東部地震厚真町追悼式(総合福祉センター)
	11月13日	町と公益財団法人イオン環境財団が吉野地区に桜の苗木30本植樹
	11月24日	被災3町のオンライン座談会(胆振東部地震から3年、被災地の現在とこれから)開催

元号 (西暦)	月日	関連行事等
令和4年 (2022年)	9月3日	令和4年北海道胆振東部地震厚真町追悼式(総合福祉センター)
	10月22日	北海道主催の震災復興記念さくら植樹会「あの日を忘れない」が吉野地区にエゾヤマザクラ30本を植樹(約30人参加)
	11月2日	南北海道スズキ販売株式会社の栗橋和幸代表取締役社長とスズキアリーナ有明の吉原貴久店長がエゾヤマザクラ2本を植樹
	11月12日	町とイオン環境財団によるサクラの植樹会が幌内地区にエゾヤマザクラ500本を植樹(約80人参加)
		平成30年北海道胆振東部地震災害支援感謝のつどい(福祉センター、主催:厚真町社会福祉協議会)開催。胆振東部地震の災害支援に感謝伝える
11月29日	2022オンライン座談会「胆振東部地震から4年、被災地の現在とこれから」(主催・胆振総合振興局、胆振町村会、厚真・安平・むかわ町)を開催(総合福祉センター)	
令和5年 (2023年)	5月14日	伊藤組土建株式会社が東和地区で植樹(同社及び関連会社約90人が参加)
	5月28日	幌内地区で第73回北海道植樹祭(北海道や林野庁北海道森林管理局、厚真町、公益社団法人北海道森と緑の会が主催)森林再生に約750人が参加
	7月22日	秋篠宮皇嗣同妃両殿下が来町。吉野地区を視察。厚真、むかわ、安平3町の小中学生と一緒に記念のアカエゾマツの木を植樹

平成30年北海道胆振東部地震
災害対応及び
復旧・復興に関する報告書

令和5年9月発行

編集・発行：厚真町町史・災害史編さん室
連絡先：厚真町まちづくり推進課

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地
TEL 0145-27-3179

平成30年北海道胆振東部地震
災害対応及び
復旧・復興に関する報告書

編集・発行：厚真町町史・災害史編さん室

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地
TEL 0145-27-3179